明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成元年十二月十五日

○第百十六回国会 参議院会議録第十三号

平成元年十二月十五日（金曜日）
午前十時三分開議

○議事日程　第十三号
平成元年十二月十五日
午前十時開議
第一　昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書
第二　昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
第三　昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
第四　道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第五　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第六　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第七　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第八　平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆議院提出）
第九　前払式証票の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第一一　教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第一二　民事保全法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第一三　国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第一四　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）
第一五　原子爆弾被爆者等援護法案（山本正和君外九名発議）
第一六　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する請願（四件）
第一七　米の輸入自由化反対に関する請願（二十五件）
第一八　水田農業確立後期対策に関する請願
第一九　園芸施設共済における共済目的の拡充に関する請願
第二〇　中山間地域農山村の農業振興に関する請願（四件）
第二一　第八次漁港整備長期計画の促進及び漁港関係事業予算の確保等に関する請願
第二二　交差点事故防止対策に関する請願（二件）
第二三　交差点等の交通事故防止対策に関する請願（十四件）
第二四　在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願（四件）
第二五　私学助成に関する請願
第二六　現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（五件）
第二七　義務教育費国庫負担の堅持等に関する請願
第二八　義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第二九　小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第三〇　脊（せき）髄空洞症の難病指定に関する請願（十件）
第三一　労働時間の短縮に関する請願
第三二　保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（六十七件）
第三三　保育制度の堅持と充実に関する請願（十二件）
第三四　国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願（五件）
第三五　保育所制度の充実に関する請願（二十七件）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第三五まで
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
一、事務総長辞任の件
一、事務総長の選挙

○議長（土屋義彦君）　これより会議を開きます。
日程第一　昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書
日程第二　昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第三　昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長千葉景子君。

審査報告書

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書
右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成元年十二月十三日
決算委員長　千葉　景子
参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。
一般会計歳入歳出決算
歳入決算額　五六、四八九、一九四百万円余
歳出決算額　五三、六四〇、四三一百万円余
特別会計歳入歳出決算
歳入決算額　一四八、二一二、一三七百万円余

歳出決算額
一二九、七八八、五五七百万円余
国税収納金整理資金受払計算書
受入　収納済額
四二、五八〇、九八九百万円余
支払
（支払命令済額
一、〇二八、〇九四百万円余
歳入組入額
四一、五三八、一九二百万円余）
政府関係機関決算書
収入決算額
一三、八〇二、〇四一百万円余
支出決算額
一三、五六七、八一六百万円余
本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点にたって、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

一、昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算
一、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書
一、昭和六十一年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
昭和六十二年十二月二十八日
内閣総理大臣　竹下　登

審査報告書
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成元年十二月十三日
決算委員長　千葉　景子
参議院議長　土屋　義彦殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和六十一年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、二兆九千二百十七億三千五百万円余、減少額は、九千六百六億四千五百万円余、差引純増加額は、一兆九千六百十億九千万円余である。
これを前年度末現在額四十六兆七億千五百万円余に加算すると、本年度末現在額は四十七兆九千六百十八億五百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

審査報告書
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成元年十二月十三日
決算委員長　千葉　景子
参議院議長　土屋　義彦殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和六十一年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、千四百億四千七百万円余、減少額は、千四百一億三千万円余、差引純減少額は、八千三百万円余である。
これを前年度末現在額八千二百三十一億五千万円余から減算すると、本年度末現在額は八千二百三十億六千七百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

昭和六十三年一月二十九日
内閣総理大臣　竹下　登
参議院議長　藤田　正明殿
国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
（別冊は省略する）

〔千葉景子君登壇、拍手〕
○千葉景子君　ただいま議題となりました昭和六十一年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
昭和六十一年度決算は、昭和六十二年十二月二十八日国会に提出され、翌六十三年五月十八日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、昭和六十三年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。
当委員会では、昭和六十一年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行いました。
第十五回通常選挙を挟み、委員会を開くこと十回、その間、昭和六十一年度以降の税収見積もりの誤りと年度区分復元の必要性、政官界の中枢に発生したいわゆるリクルート事件と政府の政治姿勢、天安門事件以来中止されている対中国経済協力の新規案件の再開時期及び東欧への政府経済援助のあり方、公庫決算において貸倒引当金が損益調整に利用されていることの是非、最近発覚した証券会社の損失保証・不正経理事件の再発防止策と証券検査体制の充実強化策、産業廃棄物不法投棄の防止策、地方都市における下水道整備のあり方など、行財政全般にわたる熱心な論議が行われ、平成元年十二月十三日に質疑を終了いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告から成っておりましたが、今回は、理事会において内閣に対する警告案について意見の一致を見るに至らず、本件決算を是認するか否かの議決のみ行うことになりました。
また、国有財産関係二件につきましても、従来、異議の有無について議決しておりましたが、今回から是認するか否かの議決に改めることになりました。
討論におきましは、日本社会党・護憲共同を代表して及川理事、公明党・国民会議を代表して刈田理事、日本共産党を代表して諫山委員から、それぞれ本件決算外二件は是認することに反対の意見が述べられ、また自由民主党を代表して鈴木理事から、本件決算外二件は是認することに賛成の意見が述べられました。
討論を終わり、本件決算外二件につきまして順次採決の結果、いずれも賛成少数をもって是認しないことと議決されました。
なお、決算の議決方式等につきましては、今後引き続き当委員会の理事会で協議することになっております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　三件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。鈴木貞敏君。
〔鈴木貞敏君登壇、拍手〕

○鈴木貞敏君　私は、自由民主党を代表し、昭和六十一年度決算外二件に対して、これを是認することに賛成の意思を表明するものであります。

昭和六十一年度の経済運営の基本的態度は、前年九月中旬以降の急激な円高という状況の中で、内需を中心とする景気の持続的な拡大、雇用の安定を初めとして、我が国が国際社会に占める地位にふさわしい役割と責任を担い、自由貿易体制の維持強化に向け率先して努力するとともに、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献とを行うことでありました。さらに、引き続き物価の安定を維持するとともに、行財政改革を強力に推進すること等により、活力のある経済社会と安全で快適な国民生活の実現を目指し、我が国経済社会の中長期的な発展基盤の整備を図ることも重要な課題でした。

六十一年度の我が国の実質経済成長率は二・六％であり、当初見通しの四・〇％を下回ったものの、外需がマイナス一・五％であったのに対して内需は四・一％と伸びており、後年に向かっての一つのよい姿ができたのであります。一方、経常収支は原油価格の低下及びいわゆるJカーブ効果などによって十五兆円以上の大幅黒字となったのでありますが、六十二年度以降については、為替の調整効果や我が国の内需拡大効果によって黒字縮小の方向に向かっております。また、物価は引き続き安定した状況で推移し、消費者物価の騰落率は〇・〇％、卸売物価は一〇・〇％の下落でありました。懸念された雇用情勢も、雇用者総数は当初見通しどおりの一・二％の伸びを確保し、失業率は諸外国との比較においても低い水準で推移しております。

これらは、政府が調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、雇用の安定を確保するための機動的かつきめ細かな経済運営に努めた結果と言えます。

六十一年度の政府の財政運営を振り返ってみますと、金融・証券取引の活発化等により、法人税を中心として税収が伸びたことに対して税収見積もりが適正でなかったとの批判もありますが、六十一年度予算の審議における野党の主張は、円高不況によって政府見通しのように税収が上がらず、特例公債脱却についても達成時期を延期せざるを得ないのではないかということで、税収が多く見込めるとの議論はありませんでした。しかも、税収が政府の当初見通しを上回ったことによって、結果的に特例公債の発行額を当初予定より減らすことができ、一時は不可能とさえ言われていた平成二年度特例公債脱却という財政再建目標の達成に向けて大きな一歩を踏み出すことができたのでありますから、将来に向けての国民負担の軽減という点で歓迎すべきことであると思います。

現在、岩戸景気に迫ると言われる長期にわたる景気拡大が続いておりますが、これは昭和六十一年度の後半から始まったものであり、六十一年九月に決定された総合経済対策とそれを受けた補正予算に端を発し、その後の政府の経済・財政運営が当を得たものであったことの証左であり、評価されるべきものであります。

なお、財政執行上の個々の問題につきましては、委員会の審査の過程で明らかになった点、あるいは会計検査院の指摘を受けた事項のように、反省すべき点、留意すべき点がありましたが、政府は、今後一層財政の効率化と行政の適正化に努め、国民の信託にこたえるよう要望いたします。

最後に、決算審査のあり方について一言申し上げたいと思います。

国会における決算の審査は、当該年度の予算の執行について、不当または違法の事実の有無、あるいは予算の目的に沿った初期の効果を発揮できたか否かを調査し、その適否を判じ、誤りを正すとともに、将来の財政計画及び運営のための重要な材料として役立てることが目的であります。決算を否認しても決算の数字が変わるものではありません。専ら政治的思惑によって決算を否認することでは決算審査の本来の目的は達成されないと言わざるを得ません。

野党の猛省を促して、私の賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　会田長栄君。

［会田長栄君登壇、拍手］

○会田長栄君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、昭和六十一年度決算外二件につき、是認に反対することを表明し、以下、反対の理由を述べたいと思います。

そもそも、昭和六十一年度予算は、中曽根内閣のいわゆる戦後総決算路線の仕上げ段階の予算であり、我が党など野党の反対を押し切って成立したものであり、衆参ダブル選挙をたくらみ、国民大衆を欺き、極めて反国民的な予算であります。

と申しますのは、税収を過小に見積もり、あたかも現行税制では税収増は全く望めないかのような予算を編成、その後、法案上程を強行した大型間接税、別名売上税導入への下地をひそかに準備し、かつ予定どおりダブル選挙を断行、さらにその際、国民に売上税は導入しませんという公約を前面に出し、この顔はうそをつく顔ではないでしょうと大見えを切り、いわゆる三百議席体制をしいたからであります。

しかし、議会制民主主義の原理を真っ向からじゅうりんしたこの中曽根政権に対する国民の怒りは、三年後のことし、去る七月に行われた参議院選挙で爆発、今日の与野党逆転の状況をつくり出したのであります。また、この年度中に、これまたひそかに中曽根政権中枢まで及ぶ、金権政治を地でいくいわゆるリクルート疑獄にふけっていたのでありましょう。勤労国民の自民党政権に対する不信が一挙に高まったのであります。

ここで、六十一年度予算の反国民性を具体的に指摘したいと思います。

その第一は、改めて申し上げますが、税収見積もりの問題であります。それは、当初からそもそも過小見積もりを行い、年度途中でさらに一兆一千二百億の減額補正を行ったのであります。ところが、年度末では逆に二兆四千三百億円もの自然増収を計上する結果になり、重大な失態を演じたのであります。これは、冒頭にも指摘したように、いかに売上税導入への恣意的な税財政運営とはいえ、このような一方的な行財政権を壟断する行為は断じて許すことはできません。

第二は、この年度に政府は、四全総の中間報告を国土庁に命じ、東京一極集中開発構想を打ち出させ、そのために東京都心や臨海部にオフィスビル等の仮需要をあおり、地価暴騰を一気に爆発させたのであります。さらに、そこへ国有地の競争払い下げ、規制緩和、民活推進を積極的に進め、マスコミをして、諸悪の根源は中曽根民活だと言わしめたのであります。これが今日の高地価と住宅難、さらに土地、株式などの持つ者と持たざる者との資産格差の拡大を招き、国民の間に、一方が金余り、そして他方に一生働いても家を持てないという貧富を極大化したのであります。

第三は、やはり防衛費やODAの問題であります。当時から世界は、東西冷戦構造は緩和の兆しが見え、ニューデタント時代に移行し始めていたにもかかわらず、故三木総理のGNP比一％枠どころか、前年度比五・五八％増の軍拡路線を突っ走ったのであります。

第四は、欧米に遠く及ばない社会資本の立ちおくれに対する怠慢であります。それは住宅を初め、道路、下水道、都市・防災公園等ですが、とりわけ産業廃棄物処理行政や下水道整備においては危機的状況となっております。また一方、リゾート法を逆手にとった列島改造よろしく、列島ゴルフ場化の様相と同時に、大量の農薬・劇薬の散布による汚染列島化、カード化社会に対する不安、大和証券粉飾決算問題、大学における外国製装置導入の問題、身体障害者の雇用問題など、我が国の将来にとって極めて深刻な問題であります。

第五は、会計検査院の不当事項、指摘事項等に対するふまじめな態度であります。額に汗して納めた国民の血税のむだ遣いである不当事項は、まさに年々同じことの繰り返しで一向に改まらないことであります。昔から官乱れて国滅ぶという格言がありますが、文部省、労働省に見られたリクルート汚職というありさまでは、初めから改まることに期待できないかもしれません。それも中曽根政権下での金権汚職まみれでは、ひとり官僚だけの責任とも言えないのも当然でございます。

また、昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、海上自衛隊の艦船の国有財産台帳価格が適正に表示されていないこと、借地権設定の状況が示されていないこと、減額貸し付けの状況及び国有財産法以外の法律に基づく無償貸付状況が報告されていないことなどから、是認することはできません。

なお、この決算の議決において、自民党は、過去二十年来与野党一致で行ってきた警告決議について、今回は決算が是認されない限り警告決議には同意できないとして、これまでの慣行を否定する愚挙に出たことは、厳格に言えば、決算審査の結果を、内閣に対する警告の意義を忘れたもので極めて遺憾にたえません。

最後に、国民を丸ごとだまし討ちした中曽根内閣以降、統一自治体選挙の惨敗、売上税法案の撤回、消費税に衣がえしての再提出、そして強行に強行を重ねてのごり押し実施、その反発による参議院選挙の惨敗と、「戦後総決算」の中曽根内閣は、まさに心ある国民から逆に総決算させられたのであります。この間に、一国を代表する厳粛な内閣は、猫の目政権と言われるほどかわり、議会制民主主義の基本である民意を問うところの国会解散、総選挙を怠り、今日までいわゆるたらい回しをして、激動する国際政治の中から嘲笑とパッシングの繰り返しを受けてきたのであります。つまり、天下に自民党政府の非民主、反国民性をさらしてきたのであります。

○議長（土屋義彦君）　会田君、時間が超過いたしております。簡単に願います。

○会田長栄君（続）　それは、最近マスコミも指摘する自民党の金属疲労であり、同時にそれは、長期一党独裁政党が不可避的にたどる宿命であります。

○議長（土屋義彦君）　会田君、簡単に願います。

○会田長栄君（続）　最後に、断じて六十一年度の決算を承認することはできません。

以上をもって反対討論を終わります。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、日程第一の昭和六十一年度決算について採決をいたします。

本件決算を是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　少数と認めます。

よって、本件決算は是認しないことに決しました。（拍手）

次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書及び日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書を一括して採決いたします。

両件を是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　少数と認めます。

よって、両件は是認しないことに決しました。（拍手）

平成元年十二月十五日　参議院会議録第十三号

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書外二件　道路交通法の一部を改正する法律案外一件

○議長（土屋義彦君）　日程第四　道路交通法の一部を改正する法律案

日程第五　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

（いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長渡辺四郎君。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

地方行政委員長　渡辺　四郎

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取消処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入すること等の改正を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、左記事項について善処すべきである。

一、交通事故死傷者数が著しく増加している現状にかんがみ、信号機等の交通安全施設の一層の整備、事故多発地点における道路の改善等道路交通環境の整備充実を図るほか、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となった総合的な交通安全対策を積極的に推進し、交通死亡事故の抑止に努めること。

二、初心運転者講習の実施に当たっては、安全運転の動機付けを行う観点から実効性のある内容のものとするとともに、取消処分者講習においても、同様の観点から免許再取得後の事故防止を図るため講習内容の充実を図ること。

三、初心運転者期間制度の導入によって、初心運転者マークを表示している車に対し、取締りのための取締りが行われるということにならないよう、取締り現場への徹底を図ること。

四、指定自動車教習所における指導員の資質の向上を図るとともに、労働時間が長時間にわたる等の勤務条件により教習体制に支障をきたすことのないよう配慮するほか、高速道路の広域化等交通情勢の変化に対応した教習内容の充実強化を図ること。

五、高齢者の運転免許保有者数の増加と交通事故の現状にかんがみ、高齢運転者の身体的特性に配慮した安全教育の徹底等交通安全について万全を期すること。

六、本法の運用に当たっては、今回の改正が最近の交通事故の増大に起因するものであることを踏まえ、施行前に国民への十分な周知徹底を図ること。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において可決した。

よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に、「第四節　運転免許試験（第九十六条―第百条）」を「第四節　運転免許試験（第九十六条―第百条）」に、「第四節の二　再試験（第百条の二・第百条の三）」を「第六章の二　講習等（第百八条―第百八条の七）」に、「第七章　雑則（第百八条―第百十四条）」を「第七章　雑則（第百八条の十三―第百十四条の十二）」に改める。

第七十一条第五号の四中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に改める。

第七十一条の四を削り、第七十一条の五を第七十一条の四とする。

第七十四条の二第八項中「第百八条の二第一項第二号」を「第百八条の二第一項第一号」に改める。

第八十四条第一項中「この章において」を削る。

第九十二条の二を次のように改める。

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証の有効期間は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。第百一条第一項において同じ。）が経過するまでの期間とする。ただし、第百七条第二項の規定により交付された免許証については、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

一　次号及び第三号に掲げる免許証以外の免許証　当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日

二　第百一条第二項の規定により更新された免許証　更新前の免許証の有効期間が満了した日

三　第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

2　前項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

第九十六条第五項中「停止されている者」の下に「及びこれに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

第九十六条の三　第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に規定する講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならない。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

第六章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　再試験

（再試験）

第百条の二　公安委員会は、普通免許、二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達することとなる日までの間（以下「初心運転者期間」という。）に第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなつたもの（以下「基準該当初心運転者」という。）に対し、その者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一　当該免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る免許自動車等を運転することができる他の種類の免許（仮免許を除く。第三号において「上位免許」という。）を受けていたことがある者

二　当該免許を受けた日前六月以内に当該免許と同一の種類の免許（当該免許と同等の免許として政令で定めるものを含み、第百四条の二第一項、第二項又は第四項の規定により取り消された免許及びこれに準ずるものとして政令で定める免許を除く。）を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間（その免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者

三　当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者

四　第百八条の二第一項第五号に規定する講習を終了した者（当該講習を終了した後初心運転者期間が経過することとなるまでの間に免許自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。）

2　再試験は、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転について必要な技能及び知識（原付免許については必要な知識に限る。）について行う。

3　第九十七条第二項から第四項までの規定は、公安委員会が行う再試験について準用する。

4　公安委員会は、第一項の規定に基づき再試験を行おうとする場合には、総理府令で定めるところにより、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後速やかに、再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項を基準該当初心運転者に書面で通知しなければならない。

5　基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に総理府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第二項の規定は、この場合について準用する。

第百条の三　公安委員会は、再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に総理府令で定める試験移送通知書を送付しなければならない。

2　前項の試験移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に対し、再試験を行うものとする。この場合において、前項の試験移送通知書を送付した公安委員会は、当該基準該当初心運転者に対し、再試験を行うことができない。

3　前条第四項及び第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により再試験を行おうとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後」とあるのは、「試験移送通知書の送付を受けた後」と読み替えるものとする。

4　公安委員会が第二項の規定により再試験を行おうとする場合において、第一項の試験移送通知書を送付した公安委員会が当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に再試験の通知をしているときは、当該通知は、第二項の規定により再試験を行おうとする公安委員会がした再試験の通知とみなす。

第百一条第一項中「有効期間が満了する日」の下に「（その日がその者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）」を加え、「当該期間」を「当該免許証の有効期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百一条の三中「第百八条の二第一項第五号」を「第百八条の二第一項第六号」に改める。

第百四条の次に次の一条を加える。

（再試験に係る取消し）

第百四条の二　再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。

2　再試験の通知を受けた者が第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならない。

3　公安委員会は、前項の規定により当該免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項の聴聞を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に総理府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4　前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかわらず、その者の当該免許を取り消すことができない。

5　第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消そうとする場合について準用する。

6　公安委員会は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消そうとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

7　前条第二項、第五項及び第六項の規定は、公安委員会が前項の規定により聴聞を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の通知」とあるのは「次条第六項の通知」と、「第百三条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止する」とあるのは「同条第二項又は第四項の規定により免許を取り消す」と読み替えるものとする。

8　第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第百六条中「若しくは第百三条第一項」を「、第百三条第一項」に改め、「若しくは第八項」の下に「若しくは第百四条の二第一項、第二項若しくは第四項」を、「限る。）」の下に「、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第五号に規定する講習を受けたとき」を加える。

第百七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第百四条の二第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

第百七条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

第七章の章名を削り第百八条の前に次の章名を付する。

第六章の二　講習等

第百八条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）に対する講習

第百八条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習

第百八条の二第三項中「前二項」を「第一項第一号、第三号、第四号若しくは第六号又は前項」に改める。

第百八条の四を第百八条の十四とする。

第百八条の三中「若しくは第三項」の下に「、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号」を加え、同条を第百八条の十三とし、第百八条の二の次に次の十条及び章名を加える。

（初心運転者講習の手続）

第百八条の三　公安委員会は、総理府令で定めるところにより、基準該当初心運転者に対し、その者が第百条の二第一項に規定する行為をし、当該行為が同項本文の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、前条第一項第五号の講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けることができる旨を書面で通知するものとする。

2　前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に限り、初心運転者講習を受けることができる。

（指定講習機関）

第百八条の四　公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一　第百八条の二第一項第二号に規定する講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）　自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（次条において「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要

なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二　初心運転者講習　自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2　前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一　民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二　第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　自動車等の運転に関し刑法第二百十一条の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四　法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

4　公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

（運転適性指導員等）

第百八条の五　取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

2　初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転習熟指導員以外の者を従事させてはならない。

3　公安委員会は、運転適性指導員又は運転習熟指導員が運転適性指導又は運転習熟指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずることができる。

4　公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該指定講習機関及び当該運転適性指導員又は運転習熟指導員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（講習業務規程）

第百八条の六　指定講習機関は、特定講習の開始前に、特定講習の業務に関する規程（次項において「講習業務規程」という。）を定め、公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習業務規程で定めるべき事項は、国家公安委員会規則で定める。

（秘密保持義務等）

第百八条の七　指定講習機関の役員（法人でない指定自動車教習所にあつては当該施設を設置する者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定講習の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　特定講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（罰則　第一項については第百十七条の三第三号）

（適合命令等）

第百八条の八　公安委員会は、指定講習機関が第百八条の四第一項各号に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定講習機関に対し、同項各号に規定する基準に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2　公安委員会は、前項に定めるもののほか、特定講習を適正かつ確実に行うことを確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、特定講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（検査等）

第百八条の九　公安委員会は、指定講習機関について、第百八条の四第一項各号に規定する基準に適合しているかどうか、又は第百八条の五第一項若しくは第二項の規定に従い運営されているかどうかを検査し、及び指定講習機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（講習の休廃止）

第百八条の十　指定講習機関は、公安委員会の許可を受けなければ、特定講習の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し）

第百八条の十一　公安委員会は、指定講習機関が第百八条の四第三項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　公安委員会は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その指定を取り消すことができる。

一　第百八条の五第一項若しくは第二項、第百八条の六第一項又は前条の規定に違反したとき。

二　第百八条の五第三項又は第百八条の八第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

3　第百八条の五第四項の規定は、公安委員会が前二項の規定により指定を取り消そうとする場合について準用する。

（国家公安委員会規則への委任）

第百八条の十二　第百八条の四から前条までに規定するもののほか、指定講習機関に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七章　雑則

第百十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「第八十九条の規定による運転免許試験」の下に「若しくは第百条の二第一項の規定による再試験」を、「運転免許試験手数料」の下に「、再試験手数料」を加え、同条第四項中「第四号」を「第五号」に改め、「当該都道府県」の下に「（指定講習機関が行う特定講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）」を加え、同条第五項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　初心運転者講習を受けようとする者は、前項の講習手数料のほか、当該講習に係る通知手数料を当該都道府県に納めなければならない。

6　第四項の規定により指定講習機関に納められた講習手数料は、指定講習機関の収入とする。

第百十七条の三第三号中「第四項」の下に「、第百八条の七（秘密保持義務等）第一項」を加える。

第百二十一条第一項第九号中「第百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第二項」を「第百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正後の道路交通法第百条の二、第百条の三、第百四条の二、第百八条の二第一項第五号及び第百八条の三の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に運転免許を受けた者について適用する。

3　この法律の施行の際現に道路交通法第八十四条第二項の第一種運転免許を受けている者で、当該第一種運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算

して一年に達しないものについては、改正前の道路交通法第七十一条の四、第百八条の二第一項第一号及び同条第三項並びに第百十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の道路交通法第七十一条の四に規定する行為には、施行日以後に受けた運転免許に係る道路交通法第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる当該自動車等の運転に関し行われた行為は含まないものとする。

4　この法律の施行の際現に道路交通法第八十九条の規定により運転免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格については、改正後の道路交通法第九十六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

地方行政委員長　渡辺　四郎

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図るとともに、公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入に係る措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、左記事項について善処すべきである。

一、来るべき高齢化社会における年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、その検討に当たっては、基礎年金の給付水準の改善を含め、総合的な視点と長期的展望に立って適切に対処すること。

二、公的年金制度の一元化については、各被用者年金制度の歴史、沿革及び成熟度等の相違等を考慮しつつ、被保険者及び組合員に不安を与えないよう合理的な制度の確立に努めること。

三、年金の支給開始年齢の引上げについては、我が国の定年制及び雇用環境の現状等社会経済情勢を勘案しつつ、世代間の公平性及び地方公務員共済年金制度の安定性が確保されるよう慎重に対処すること。

四、被用者年金制度間の負担調整については、年金制度の互助精神を堅持しながらも、各被用者年金制度それぞれの存立意義を確保するため、自助努力を更に高め、相互負担の軽減に努力すること。

右決議する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三に次の一項を加える。

4　自治大臣は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部大臣に協議しなければならない。

第六十九条第一項中「前四十二日」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、七十日）」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第七十四条の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」を削り、「百分の九十五」を「これ」に改める。

第七十五条第四項中「五月、八月及び十一月において」を「四月、六月、八月、十月及び十二月に」に改める。

第八十条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第八十一条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五〇」に改める。

第八十七条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第四項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第八十八条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第八十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第九十条第一項中「（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）」を削る。

第九十一条中「（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）」を削り、「者を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による障害共済年金の額の改

定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第九十二条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五〇、〇百分の七十」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の当該初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第九十八条後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第九十九条の二第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第九十九条の三中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第百十四条第四項中「四十七万円」を「五十三万円」に、「六万八千円」を「八万円」に改める。

附則第十四条の三の見出し中「財政調整事業」を「財政調整事業等」に改め、同条第一項中「除く」及び「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

附則第十四条の六を削り、附則第十四条の五を附則第十四条の六とする。

附則第十四条の四中「前条」を「前二条」に改め、同条を附則第十四条の五とする。

附則第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の四　市町村連合会は、第二十七条第二項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び自治大臣が指定するその他の組合（以下この条において「対象組合」という。）の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（自治大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金の交付の事業を行うことができる。

2　市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3　対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4　前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要する費用は、国、地方公共団体若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

5　第一項の交付金の交付を受ける対象組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

6　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の七中「前条第二項の規定により読み替えて適用される」を削り、「加入組合の組合員」を「組合員」に、「加入組合の運営審議会」を「組合の運営審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平均給料月額の改定）

第十四条の八　昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額（地方公共団体の長の平均給料月額を含む。）を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第百二条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額（その月が附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額に、当該期間における全組合員（政令で定める者を除く。）の掛金の標準となつた給料の額に、厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）の厚生年金保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額並びに他の法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）のこれら他の法律に規定する標準報酬の月額及び標準給与の月額（以下この条において「全組合員の給料の額等」という。）を平均した額に対する附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員の給料の額等を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める再評価率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額に、同条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該再評価率を乗じて得た額とする。）」とする。

附則第二十条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第二十七条第一項中「及び第八十六条」を「、第八十六条、第八十九条第二項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書」に改め、同条第二項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附則第二十八条の六の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「関する」を「対する」に改め、同条中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加える。

附則第二十八条の七第四項中「（公立学校共済組合又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者については、公立学校共済組合又は警察共済組合）」を削る。

附則第三十三条を次のように改める。

（短期給付等に係る掛金の標準となる給料の最高限度額の特例）

第三十三条　健康保険法に規定する標準報酬の等級の最高等級に係る標準報酬月額が五十三万円を超える間においては、第百十四条第四項中「五十三万円」とあるのは、「五十三万円（短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額については、健康保険法に規定する標準報酬の等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額）」とする。

附則第三十四条中「第四十四条第二項に規定する」を「第百十四条第三項及び第四項の規定により福祉事業に係る」に改め、「総額に」の下に「十二を乗じて得た額に」を加える。

附則別表第二中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則別表第三中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年四月一日」を「平成四年四月一日」に、「昭和七十年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「昭和七十年四月一日」を「平

成七年四月一日」に、「昭和七十三年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「昭和七十三年四月一日」を「平成十年四月一日」に、「昭和七十六年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則別表第四中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年四月一日」を「平成四年四月一日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「昭和七十年四月一日」を「平成七年四月一日」に改める。

附則別表第五中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第八号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項ただし書中「同項に規定する他のこの法律による年金である給付」とあるのは、「同項に規定する他のこの法律による年金である給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十条第一項に規定する旧共済法による年金である給付若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

附則第十六条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九条又は」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五十円に乗じて得た額」を「二千六百三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「二千五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「二千五十円に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七条第二項第一号中「二万四千円」を「二万八千二百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万六千四百円」に改め、同項第三号中「七万二千円」を「八万四千六百円」に改め、同項第四号中「九万六千円」を「十一万二千八百円」に改め、同項第五号中「十二万円」を「十四万千円」に改める。

附則第十九条第四項中「第五項」を「第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　旧共済法第百二条第一項若しくは旧施行法第六十七条第一項若しくは第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第百二条第一項及び附則第二十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

附則第二十九条第一項第一号中「附則第十二条の規定又は」を削り、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九条又は」を削る。

附則第三十条第一項中「子」の下に「（新国民年金法第三十七条の二第一項第二号に規定する子に限る。次項において同じ。）」を加える。

附則第三十五条第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第四十三条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改める。

附則第四十六条第一項第一号及び第四十七条第一項第一号を次のように改める。

一　六十二万四千七百二十円

附則第四十八条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第五十一条第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第五十四条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、旧共済法第九十三条の五第一項第一号中「十二万円」とあるのは「十二万八千円」と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは「二十二万四千円」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十二万八千円」とする。

附則第六十一条第一項第一号、第六十三条第一項第一号及び第七十二条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第七十六条第一項中「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改める。

附則第九十五条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」を削り、「百分の九十五」を「これ」に改める。

附則第九十八条第一項中「比率」の下に「を新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る再評価率（同条の規定により読み替えられた新共済法第四十四条第二項又は第百二条第一項に規定する再評価率をいう。附則第百十五条において同じ。）に乗じて得た率」を加え、「百分の七十に相当する金額」を「百分の七十（当該年金が障害年金であるときは、給料年額）に相当する金額に、附則第九十八条第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に

当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額」に改め、「「当該金額」と」の下に「、「同条」とあるのは「前条」と」を加える。

附則第百四条第二項及び第百八条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五〇、百分の七十〇」に改める。

附則第百十条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（旧共済法第九章の二の規定によるこれらの年金を除く。）の受給権者が団体組合員又は国家公務員等共済組合法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合の組合員（政令で定める者に限る。）となつた場合及び旧共済法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が組合員（団体組合員を除く。）又は国家公務員等共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合の組合員となつた場合について準用する。この場合において、第一項中「昭和六十二年」とあるのは「平成元年昭和六十三年」と、前項中「昭和六十三年八月分」とあるのは「平成二元年八月分」と読み替えるものとする。

附則第百十条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、「第一項」の下に「（前項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第百十五条第一項及び第二項中「額）」の下に「に新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る再評価率を乗じて得た額」を加える。

（昭和六十二年度及び昭和六十三年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部改正）

第三条 昭和六十二年度及び昭和六十三年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年度」を「、昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三条第一項において」を削り、同条第三項中「第三条第三項」の下に「及び第五条第三項」を加える。

第二条第一項中「次項及び第四条第二項において」を「以下」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加え、同条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第六条第二項」を加える。

第四条の次に次の見出し及び二条を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五条 共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第六条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五条の規定の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附 則

（施行期日〇〇等）

第一条 この法律は、公布の日平成元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員等共済組合法第百十四六十九条第四一項の改正規定及び同法附則第三十三条の改正規定並びに附則第五条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第百十条第三項及び第四項の改正規定、第三条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日公布の日

二 第一条中地方公務員等共済組合法第七十五条第四項の改正規定 平成二年二月一日

三二 第一条中地方公務員等共済組合法第三十八条の三に一項を加える改正規定、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法附則第十四条の三の改正規定、同法附則第十四条の六を削り、同法附則第十四条の五を同法附則第十四条の六とする改正規定、同法附則第十四条の四の改正規定、同法附則第十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第十四条の七の改正規定、同法附則第二十八条の六の改正規定及び同法附則第二十八条の七第四項の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九十五条第一項の改正規定並びに附則第六条及び第九八条の規定 平成二年四月一日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十四条の二第一項、第八十条第二項、第八十七条第三項及び第四項、第八十八条第三項、第九十九条の二第三項、第九十九条の三、附則第十四条の八並びに附則第二十条第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十二条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第四項、附則第二十九条第一項、附則第四十三条第一項、附則第四十六条第一項、附則第四十七条第一項、附則第四十八条第一項及び第二項、附則第五十一条、附則第五十四条第一項、附則第六十一条第一項、附則第六十三条第一項、附則第七十二条第一項、附則第七十六条第一項、附則第九十五条第一項、附則第九十八条第一項並びに附則第百十五条の規定 平成元年四月一日

二 改正後の法第八十一条第二項及び第九十二条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第百四条第二項及び附則第百八条第二項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（出産手当金に関する経過措置）

第二条 出産の日が施行日前条第一号に定める日前四十二日以前の日である組合員及び組合員であった者については、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十九条第一項の規定は、適用しない。

（年金である給付等に関する経過措置）

第三条 改正後の法及び改正後の昭和六十年改正法の規定の規定及び第二条の規定によるのうち附則第一条第二項第一号に掲げる規定改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の規定（同法附則第百十条第三項及び第四項を除く。）は、平成元年四十月分以後の月分の地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付（以下この条において「旧共済法による年金である給付」という。）並びにこの法律の施行の日以後に給付事由が生じた法第九十六条第一項の規定による障害一時金（以下この条及び附則第六条におい

て「障害一時金」という。）について適用し、平成元年三月分以前の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付並びに同日前に給付事由が生じた障害一時金については、なお従前の例による。

2　改正後の法及び改正後の昭和六十年改正法の規定のうち附則第一条第二項第二号に掲げる規定は、施行日の属する月分以後の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付について適用し、施行日の属する月の前月分以前の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付については、なお従前の例による。

3　改正後の法第九十八条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法第九十六条第一項の規定による障害一時金（以下この項及び附則第六条において「障害一時金」という。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた障害一時金については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置）

第四条　この法律の公布の日以後平成二年三月三十一日までの間に行われる法第百十三条第一項後段の規定による再計算については、第一条の規定による改正前の法附則第十四条の六第二項（法第百十三条第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第五条　改正後の法第百十四条第四項及び附則第三十三条の規定は、施行日の属する月の翌月分平成元年十月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、施行日の属する月分同年九月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（日本たばこ産業共済組合の組合員であった組合員に対する長期給付の特例に関する経過措置）

第六条　改正後の法附則第二十八条の六の規定は、平成二年四月一日以後に給付事由が生じた法による年金である給付及び障害一時金について適用し、同日前に給付事由が生じた法による年金である給付及び障害一時金については、なお従前の例による。

（平成元年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定の特例）

第七条　平成元年四月分以後の共済会（法第百五十一条第一項に規定する共済会をいう。以下この条において同じ。）の行う年金である給付の額は、地方議会議員（同項に規定する地方議会議員をいう。以下この条において同じ。）であった者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、改定の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国民年金法の一部改正）

第九条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、」に改め、「「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、公立学校共済組合若しくは警察共済組合」と」を削る。

附則第九条の五を削り、附則第九条の六を附則第九条の五とする。

［渡辺四郎君登壇、拍手］

○渡辺四郎君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取り消し処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付について、平均給料月額等の再評価等により年金額を引き上げる等の改善措置を講ずるとともに、短期給付につき地方公共団体等の負担を財源とする新たな財政調整事業を実施できることとするほか、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合及び警察共済組合が加入するための所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして、年金額の引き上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審議を進め、初心運転者期間制度導入の効果、交通安全教育の充実、年金の制度間調整のあり方、財源率の将来見通し等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、道路交通法改正案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方公務員等共済組合法等改正案について日本共産党を代表して諫山委員より、公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入規定を削除する旨の修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第六　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲川幸男君。

審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

農林水産委員長　仲川　幸男

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する費用は、農林漁業団体職員共済組合事業費補助金として見込まれる三百六十七億三百万円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の急速な変化の中で公的年金制度の果たす役割が一層重要となっている実情にかんがみ、制度の在り方を見直し、その拡充強化に努めるとともに、本制度の長期的安定を確保するため、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一　公的年金制度の一元化については、その改革の方向を可及的速やかに明らかにすること。

二　本制度については、公的年金制度としての整合性ある発展を期するため、他の公的年金制度の改善にあわせ、今後とも拡充強化を図ること。

また、本制度の改善に当たっては、農林漁業団体の育成及び団体職員の人材確保を図るという本制度のねらいが損なわれることのないよう留意すること。

三　本制度の健全な運営を図るため、国庫補助額の確保を図ること。

四　本制度の長期的安定に資するため、所要財源の確保に努めること。

なお、掛金率の設定に当たっては、世代間の公平性を確保し、あわせて急激な負担増を伴わないよう配慮すること。

五　本制度の余裕金の運用については、安全面に十分留意して適切な運用に努めるよう指導すること。

六　本制度の年金の支給開始年齢については、他の共済年金制度の動向を見極めるとともに、農林漁業団体の定年延長や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備にも配慮し、適切に対処すること。

七　年金の毎月支払いについては、事務処理体制の整備を図りつつ、その実施について検討すること。

八　農産物の自由化、金融の自由化等農林漁業をめぐる厳しい諸情勢に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の経営基盤の安定強化に努めるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第一条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

第二十条第一項の表中

「第二十八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三十級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	」に

」を改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項」に、「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第二十三条第四項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第三十八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「百分の五十」を「〇百分の七十、〇百分の六十五、百分の五十、〇百分の四十、〇百分の三十五」に改める。

第四十二条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第四項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第四十三条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「（当該障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者であって、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害共済年金の給付事由に係る障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第四十五条の三第三項ただし書において同じ。）に係る初診日において組合員であったものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第四十五条の二第二項及び第四十五条の三第三項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由に係る障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由に係る障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があったときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

第四十五条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る」を「その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く」に改める。

第四十五条の二中「者を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　障害共済年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利を有する場合において、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由に係る障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害が第四十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由に係るその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第四十五条の三第一項中「百分の五十」を「○百分の七十、百分の五十、○百分の四十、○百分の六十五、百分の三十五」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由に係る障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第四十五条の九中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第四十七条第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第四十八条中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第七十条第一項を次のように改める。

組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第七十条第二項中「前項第五号の方法」を「前項の規定」に改め、「運用の業務」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

第七十一条中「余裕金の運用その他」を削る。

第八十二条中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第八条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十四条第一項中「及び第四十一条」を「、第四十一条、第四十四条第二項、第四十五条の二第二項及び第四十五条の三第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（平均標準給与月額の改定）

第十八条　昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を算定する場合においては、第二十一条中「各月における標準給与の月額」とあるのは、「各月における標準給与の月額（その月が附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月における標準給与の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額（全組合員（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）及び国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の標準給与の月額（厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五条第一項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する標準報酬の月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額）とし、国民年金法第五条第一項第三号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額とする。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）及び国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準給与の月額（厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額とし、同項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては標準報酬の月額とし、同項第三号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額とする。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、その月における標準給与の月額にそれぞれ附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

附則別表第二及び附則別表第三中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条　農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

附則第十五条第一項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、同項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「又は法律第三十四号附則第九条」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五十円に乗じて得た額」を「二千六百三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「二千五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定め

る額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「二千五十円に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）附則第十五条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十六条第一号中「附則第八条又は」を削り、同条第二号中「又は法律第三十四号附則第九条」を削る。

附則第三十条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改め、同項第二号中「年額を」を「年額に新共済法附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第二十一条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を」に、「政令で定める額」を「、政令で定める額に当該率を乗じて得た額」に改める。

附則第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一　六十二万四千七百二十円

附則第三十五条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改め、同条第三項中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万千二百三十六円」に改める。

附則第三十八条第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第四十一条第一項各号を次のように改める。

一　遺族である子が一人いる場合　十二万八千円

二　遺族である子が二人以上いる場合　二十二万四千円

三　六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）　十二万八千円

附則第四十五条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

附則第四十八条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、○百分の四十、○百分の五十、百分の六十五○」に改める。

附則別表第四中「附則第八条、第十六条」を「附則第十六条」に、「二万四千円」を「二万八千二百円」に、「四万八千円」を「五万六千四百円」に、「七万二千円」を「八万四千六百円」に、「九万六千円」を「十一万二千八百円」に、「十二万円」を「十四万千円」に改める。

（昭和六十二年度及び昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部改正）

第三条　昭和六十二年度及び昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年度」を「、昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三条第一項において」を削り、同条第三項中「第三条第三項」の下に「及び第五条第三項」を加える。

第二条第一項中「次項及び第四条第二項において」を「以下」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加え、同条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第六条第二項」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五条　共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第十九条の三の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第六条　前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2　前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附　則

（施行期日○等）

第一条　この法律は、平成元年十月一日（公布の日）から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法第二十三条第四項の改正規定は、平成二年二月一日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十九条の三第一項、第三十八条第二項、第四十二条第三項及び第四項、第四十三条第二項、第四十七条第三項、第四十八条、附則第八条第一項並びに附則第十八条の規定並びに第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第八条、附則第十五条、附則第二十六条、附則第三十条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び第二項、附則第三十八条、附則第四十一条第一項、附則第四十五条第一項並びに附則別表第四の規定　平成元年四月一日

二　改正後の法第二十条第一項、第三十八条の二第一項及び第四十五条の三第一項の規定、改正後の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項の規定並びに次条の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（標準給与に関する経過措置）

第二条　施行日の属する月の初日平成元年十月一日前に組合員の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者○（同日の属する月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第二十条第六項の規定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第八項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定された者であって、同月○の前月○の標準給与の月額が四十七万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2　前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

（年金である給付の額に関する経過措置）

第三条　平成元年三九月分以前の月分の農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付の額及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、年金である給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔仲川幸男君登壇、拍手〕

○仲川幸男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、年金額の引き上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の方向、農林漁業団体職員共済組合制度の現状と年金財政の将来の見通し、制度間調整に伴う拠出等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第七　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第八　平成元年四月分から向年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長板垣正君。

審査報告書

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

内閣委員長　板垣　正

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図るとともに、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合が行う長期給付事業に係る財政の現状に照らし、これらの共済組合について、その支給する長期給付に関し特例を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成元年度において約百八十五億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一　平成七年を目途とする公的年金制度一元化の具体的内容及びスケジュールを今後できるだけ速やかに検討し、明らかにすること。

一　公的年金制度間における負担面の相違については、公的年金一元化の観点から、今後、一層の調整を図るよう努めること。

一　鉄道共済年金及びたばこ共済年金は、他制度からの支援を含む対応に依存せざるを得ない現状にかんがみ、関係者は、これらの状況を十分自覚しつつ、制度の運営に努めること。

右決議する。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第一条　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上　九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満

第一〇級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一一級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一二級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一三級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一四級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一五級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一六級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一七級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一八級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一九級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二一級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二七級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	

第六十七条第一項中「前四十二日」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、七十日）」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第七十二条の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

第七十三条第四項中「五月、八月及び十一月」を「四月、六月、八月、十月及び十二月」に改める。

第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第七十九条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の七十、〇百分の五十、百分の六十五〇」に改める。

第八十二条第一項後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第三項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第八十三条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第八十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第八十七条第四項ただし書において同じ。）の初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

第八十五条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条」を「その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条」に改める。

第八十六条中「（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）」を削り、「者を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第八十七条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の七十、〇百分の五十、百分の六十五〇」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障

害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第八十七条の七後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第八十九条第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第九十条中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

附則第三条の二第一項中「第六項において」を「以下」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（短期給付等に係る標準報酬の区分の特例）

第六条の二　第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2　前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」とする。

3　前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

附則第十二条の四第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十二条の九第二項第二号中「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則第十二条の十第一項中「第六項まで」の下に「、第八十四条第二項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書」を加え、同条第二項中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

附則第十二条の十一の表中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

（平均標準報酬月額の改定）

第十三条の九　昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額（全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）及び国民年金法第五条第一項第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額（組合員にあつては同年三月以前の期間に係る当該月額については国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額とし、厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五条第一項第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）及び国民年金法第五条第一項第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準報酬の月額（厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額とし、同項第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

附則第十四条の二第二項を次のように改める。

2　連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、大蔵大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別拠出金をもつて充てるものとする。

附則第十四条の二第六項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用（前項の規定により特別拠出金をもつて充てられる費用を除く。）は、次に掲げる調整拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てるものとする。

一　組合からの連合会に対する調整拠出金

二　組合からの連合会に対する預託金の運用収入

4　組合は、政令で定めるところにより、第二項の特別拠出金若しくは前項第一号の調整拠出金を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上の余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合会に預託するものとする。

5　前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、適用法人（指定法人を含む。）若しくは職員団体又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6　第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、第三項第一号の調整拠出金は、短期給付に要する費用とみなす。

附則第十四条の十を附則第十四条の十一とし、附則第十四条の九の次に次の一条を加える。

（旅客鉄道会社等又は日本たばこ産業株式会社等の負担の特例）

第十四条の十　日本鉄道共済組合は、当分の間、旅客鉄道会社等（当該法人に係る指定法人を含む。第三項において同じ。）又は日本鉄道共済組合の組合員である専従職員（第九十九条第五項に規定する専従職員をいう。）を有する職員団体に対し、定款で定めるところにより、日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（同

条第三項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の一部に充てるための資金の拠出を要請することができる。

2　日本鉄道共済組合は、当分の間、日本鉄道共済組合の組合員である組合職員を有する場合には、第百二十五条の規定により読み替えられた第九十九条第二項第二号に定める負担金のほか、定款で定めるところにより、長期給付に要する費用の一部を負担することができる。

3　第一項の要請に応じ旅客鉄道会社等若しくは職員団体から資金の拠出があつたとき、又は前項の規定により費用の負担をしたときは、日本鉄道共済組合は、当該拠出を受けた金額又は当該負担に係る金額を長期給付に要する費用に充てるものとする。この場合において、第九十九条第一項第二号中「掲げるもの」とあるのは、「掲げるもの及び附則第十四条の十の規定による拠出又は負担に係るもの」として、同号の規定を適用する。

4　前三項の規定は、日本たばこ産業共済組合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「旅客鉄道会社等」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社」と読み替えるものとする。

附則第二十条第二項中「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、「交付金の額」の下に「、附則第十四条の十の規定により拠出又は負担される金額」を加える。

附則第二十条の二の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合若しくは」を加え、同条第三項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合若しくは」を削り、「日本鉄道共済組合」を加え、同条第四項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第五項中「日本たばこ産業共済組合若しくは」を削り、「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「、日本たばこ産業共済組合」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金については、次項に定める場合を除き、附則第十二条の七及び第十二条の八の規定は、適用しないものとする。

6　日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員（昭和十一年七月一日以前に生まれた者に限る。）が平成四年三月三十一日以前に退職した場合における附則第十二条の八第一項から第八項までの規定の適用については、同条第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十八歳（昭和九年七月二日以後に生まれた者にあつては、五十九歳）に達した後六十歳」と、同条第二項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十八歳（昭和九年七月一日以後に生まれた者にあつては、五十九歳）に達した後六十歳」と、同条第三項中「その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）」とあるのは「その額に、六十歳」と、「を乗じて」とあるのは「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」と、同条第五項中「その者に係る特例支給開始年齢」とあるのは「六十歳」とする。

附則別表第二中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国又は適用法人が負担する。

第十条第二項中「及び次項」を削り、同条に次の一項を加える。

5　日本鉄道共済組合（新法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。）又は日本たばこ産業共済組合（同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。）が支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に対する第二項の規定の適用については、同項中「六十歳（その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）」とあるのは、「六十歳」とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十一条第一項に規定する旧共済法による年金若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十六条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九条又は」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五十円に乗じて得た金額」を「二千六百三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「二千五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三

百八十八円」に、「二千五十円に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七条第二項第一号中「二万四千円」を「二万八千二百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万六千四百円」に改め、同項第三号中「七万二千円」を「八万四千六百円」に改め、同項第四号中「九万六千円」を「十一万二千八百円」に改め、同項第五号中「十二万円」を「十四万千円」に改める。

附則第十九条第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第二十八条第一項第一号中「附則第十三条の規定又は」を削り、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九条又は」を削る。

附則第三十二条第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項中「長期給付財政調整事業（新共済法附則第十四条の三第一項に規定する長期給付財政調整事業をいう。以下同じ。）が実施されている間」を「当分の間」に、「が支給する」を「又は日本たばこ産業共済組合（新共済法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給する」に改め、同条第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加える。

附則第三十五条第一項ただし書中「公企体基礎俸給年額」の下に「にそれぞれ新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額」を、「政令で定める額」の下に「に当該政令で定める率を乗じて得た額」を加え、同項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「三万千二百三十六円」に改める。

附則第三十六条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五〇、〇」に改める。

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

一　六十二万四千七百二十円

附則第四十二条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「三万千二百三十六円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、」を「六十二万四千七百二十円に」に改める。

附則第四十四条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五〇、〇」に改める。

附則第四十六条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、」を「六十二万四千七百二十円に」に改め、同条第五項中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十三条に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乗じて得た金額を基準として政令で定める金額）」を「十二万円」とあるのは「十二万八千円」と、「二十一万円」とあるのは「二十二万四千円」に改める。

附則第五十条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

附則第五十一条の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項を次のように改める。

日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十二条第二項及び第四十六条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項ただし書中「公企体基礎俸給年額」とあるのは「昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第十条の八第一項に規定する公企体基礎俸給年額を同項各号及び同法第十条の十第一項各号の規定の例により引き上げることとした場合の額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百十分の百を乗じて得た金額」と、同項第一号中「加えた金額」とあるのは「加えた金額）に百十分の百を乗じて得た金額」と、同項第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百十分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」とあるのは「六十二万四千七百二十円に百十分の百を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に百十分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十二条第二項後段中「前項ただし書」とあるのは「前項ただし書中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額に百十分の百を乗じて得た金額」と読み替えて、同項ただし書」と、同項第一号中「加算して得た金額」とあるのは「加算して得た金額に百十分の百を乗じて得た金額」と、同項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百十分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十六条第一項第一号中「加えた金額（」とあるのは「加えた金額に百十分の百を乗じて得た金額（」とする。

附則第五十一条第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業の実施状況」を削り、「旧共済法による年金の額の改定に」を「旧共済法による年金の額（日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金にあつては、当該年金の額のうち、新共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当するものとして政令で定める部分の額）の改定に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　日本鉄道共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権者が、月の初日（昭和五十九年三月一日以前の日に限る。）に退職した者であり、かつ、その退職の日においてその者の受ける給与に関し昇給（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条に規定する給与準則その他の給与に関する規程に基づく昇給で一般職の職員の給与等に関する法律第八条第七項の規定による昇給に相当するものとして大蔵大臣が定めるものをいう。

以下この項において同じ。）があつた者である場合における附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる額のうちのいずれか多い額をもつて、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた当該年金の額とみなす。

一　当該退職の日において昇給がなかつたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として旧公企体共済法の規定により算定されるべき当該年金の額を算定し、その額を改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二条の規定による廃止前の昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）第三条から第三条の十五までの規定又は昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十五号）附則第五条若しくは昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十九号）附則第四条の規定の例に準じて改定するものとした場合の額

二　改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第八項の規定を適用しないものとして改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条、第十九条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで及び第三十八条の規定により算定されるべき当該年金の額

附則第五十七条第一項中「比率」の下に「を新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率に乗じて得た率」を加える。

附則第六十四条に次の一項を加える。

2　新共済法附則第十四条の十の規定は、日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金の給付に要する費用（前項第一号から第四号までに掲げる費用を除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第九十九条第一項第二号」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十四条第一項第五号」と、「掲げるもの」とあるのは「規定するもの」と、「附則第十四条の十」とあるのは「新共済法附則第十四条の十」と読み替えるものとする。

附則第六十五条中「前条」を「前条第一項」に、「第六十四条」を「第六十四条第一項」に改める。

（昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部改正）

第四条　昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年度」を「、昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三条第一項において」を削り、同条第三項中「第三条第三項」の下に「及び第五条第三項」を加える。

第二条第一項中「次項及び第四条第二項において」を「以下」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加え、同条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第六条第二項」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五条　共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第六条　前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金について準用する。

2　前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）

第四五条　日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第三十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、改正後の共済施行法第三条の二第二項中「適用法人」とあるのは、「適用法人（新法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合が支給する年金である給付に係るものについては、日本国有鉄道清算事業団）」とする。

第三十九条及び第四十条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第十三条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項中「、附則第十六条」を「から附則第十六条の二まで」に改める。

附則第十六条第一項中「以下この条」の下に「及び次条」を、「次条」の下に「及び附則第十七条」を加え、「第六十四条の規定に」を「第六十四条第一項の規定に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　清算事業団は、昭和六十一年度以前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が政令で定めるところにより負担すべきであつた負担金の額と同年度以前においてこれらの費用として日本国有鉄道が負担した負担金の額との差額に相当する金額（前条第一項の規定による調整の対象となる金額に係るものを除く。）として政令で定める金額に大蔵大臣が定めるところにより算定した当該金額が支払われるまでの間の利子に相当する金額を加えた金額を、大蔵大臣が定めるところにより、日本鉄道共済組合に支払うものとする。

2　清算事業団が前項の規定による支払をする場合における改正後の共済法第九十九条第一項第二号及び附則第二十条第二項並びに改正後の昭和六十年法律第百五号附則第六十四条第一項第五号の規定の適用については、改正後の共済法第九十九条第一項第二号中「掲げ

るもの」とあるのは「掲げるもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十六条の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」と、「同項第二号」とあるのは「次項第二号」と、改正後の共済法附則第二十条第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、日本国有鉄道改革法等施行法附則第十六条の二第一項の規定により支払われる金額」と、改正後の昭和六十年法律第百五号附則第六十四条第一項第五号中「規定するもの」とあるのは「規定するもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十六条の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」とする。

附則第二十三条第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日平成元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家公務員等共済組合法第四十二条第六十七条第一項の表の改正規定、同法附則第六条の次に一条を加え第一項の改正規定、第四条の規定及び附則第一項の表の改正規定、同法附則第十四条の二第二項の改正規定及び同法附則第十四条の二第六項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに次条の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二　第一条中国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の改正規定　平成二年二月一日

三　第一条中国家公務員等共済組合法附則第十四条の十を同法附則第十四条の十一とし、同法附則第十四条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十条第二項及び附則第二十条の二の改正規定、第二条の規定、第三条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十四条の改正規定、同法附則第五十一条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、同法附則第六十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第六十五条の改正規定、第四条の規定並びに附則第六条から第八条までの規定　平成二年四月一日

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項並びに附則第十三条の九の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十三条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第二十八条第一項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条第一項並びに附則第五十七条第一項の規定　平成元年四月一日

二　改正後の法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（標準報酬に関する経過措置）

第二条　施行日の属する月の翌月の初日平成元年十月一日前に国家公務員等共済組合（以下「組合」という。）の組合員の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員等共済組合法（以下「法」という。）第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員及び法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員を除く。）のうち、施行日の属する月の標準報酬（法第四十二条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）が改定された者であって、同月の標準報酬の月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、組合が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月の翌月平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。

（出産手当金に関する経過措置）

第三条　出産の日が施行日附則第一条第一号に定める日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であった者については、改正後の法第六十七条第一項の規定は、適用しない。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第四条　平成元年三月九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）の額については、なお従前の例による。

2　改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日この法律の施行の日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（日本鉄道共済組合が支給する平成六年九月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定率に関する経過措置）

第五条　改正後の法附則第十三条の九の規定は、平成元年四十月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合（法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。）が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2　前項の場合において、平成元年四十月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で昭和六十二年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となった標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に対する昭和六十年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十三年の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とし、昭和六十二年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

3　平成元年十四月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定及び改正後の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率」とあるのは、「昭和六十年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率」とする。

（日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金の額の特例等に関する経過措置）

第六条　改正後の法附則第二十条の二第五項及び第六項並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十条第五項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る法による退職共済年金について適用し、同日前に退職した者に係る法による退職共済年金について適用し、同日前に退職した者に係る法による遺族共済年金については、なお従前の例による。

（日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に係る従前額保障の特例に関する経過措置）

第七条　改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第三項の規定は、平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金の額について適用し、同年三月分以前の月分の旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金等の額の特例に関する経過措置）

第八条　改正後の法附則第二十条の二第一項及び第二項並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十四条第一項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る法による退職共済年金、同日以後に法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日以後に死亡した者に係る法による遺族共済年金について適用し、同日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金については、次項に定めるもののほか、なお従前の例による。

2　平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合（法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給するものについての改正後の法第七十二条の二の規定による年金の額の改定は、当該退職共済年金の額のうち法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、当該障害共済年金の額のうち同項に規定する障害共済年金の職域加算額又は当該遺族共済年金の額のうち同項に規定する遺族共済年金の職域加算額に相当するものについては、行わないものとする。

3　改正後の法附則第二十条の二第一項及び第二項の規定は、平成二年四月一日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

4　改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る昭和六十年改正法附則第三十六条第二項（昭和六十年改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による退職年金又は減額退職年金（昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金又は減額退職年金をいう。以下同じ。）の額の改定について適用し、同日前に退職した者に係る同項の規定による退職年金又は減額退職年金の額の改定については、次項に定めるもののほか、なお従前の例による。

5　平成二年四月一日前に退職した者に係る日本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六条第二項の規定により改定されたものについての改正後の昭和六十年改正法附則第五十条第一項の規定による年金の額の改定は、当該退職年金又は減額退職年金の額のうち法附則第十二条の四第二項の規定の例により算定した額に相当するものについては、行わないものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

内閣委員長　板垣　正

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、遺族たる恩給受給者の福祉の向上を図るため、平成元年八月分から実施した扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を、同年四月分から同年七月分までの扶助料等についても実施しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、恩給費として約八億四千万円が見込まれる。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律

（平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する扶助料（以下「扶助料」という。）又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条に規定する傷病者遺族特別年金（以下「傷病者遺族特別年金」という。）で平成元年四月から同年七月までの期間の全部又は一部の期間に係る年額に法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第四項の規定による年額の加算をされたものを受けた者（その者がこの法律の施行前に死亡したときは、恩給法その他恩給に関する法令の規定により当該扶助料又は傷病者遺族特別年金を受けることができる遺族、遺族がないときは当該死亡した者の相続人）に対し、当該期間の分として支給した扶助料又は傷病者遺族特別年金の額と、恩給法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十二号）第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は

第十五条第四項の規定を同年四月一日から適用するとしたならば当該期間の分として給すべきこととなる扶助料又は傷病者遺族特別年金の額との差額に相当する金額を給するものとする。

2　前項に規定する差額に相当する金額は、法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第四項の規定による加算額とみなす。

（権利の裁定）

第二条　前条に規定する差額に相当する金額を受ける権利の裁定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（総理府令への委任）

第三条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

［板垣正君登壇、拍手］

○板垣正君　ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、厚生年金と同様、年金給付の改善、完全自動物価スライド方式の導入等を行いますほか、鉄道共済年金及びたばこ共済年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月から年金給付の見直し等の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院におきまして、年金額の引き上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の内容、鉄道共済年金の救済措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目の附帯決議を行いました。

次に、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものでありまして、その内容は、本年八月分から実施されておりますます扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引き上げ措置を、遺族たる恩給受給者の福祉の向上を図るため、本年四月分から七月分までの扶助料等についても実施しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第九　前払式証票の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

前払式証票の規制等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

大蔵委員長　藤井　孝男

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における前払式証票の発行の状況にかんがみ、商品券取締法の全部改正を行うことにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資するため、前払式証票の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

前払式証票の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

前払式証票の規制等に関する法律案

前払式証票の規制等に関する法律

商品券取締法（昭和七年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　自家発行型前払式証票の発行の届出等（第四条・第五条）
第三章　第三者型発行者の登録（第六条―第十一条）
第四章　表示事項及び発行保証金の供託等（第十二条―第十五条）
第五章　監督（第十六条―第二十二条）
第六章　前払式証票発行協会（第二十三条―第二十六条）
第七章　雑則（第二十七条―第三十条）
第八章　罰則（第三十一条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、前払式証票の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「前払式証票」とは、次に掲げる証票その他の物（乗車券、入場券その他の政令で定めるもの及びその発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。）をいう。

一　証票その他の物（以下この項において「証票等」という。）に記載され又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して

表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの

二　証票等に記載され又は電磁的方法により記録されている物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2　この法律において「基準日未使用残高」とは、前払式証票の発行者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下これらの日を「基準日」という。）までに発行したすべての前払式証票の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式証票の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として大蔵省令で定めるところにより算出した額をいう。

一　前項第一号の前払式証票　当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

二　前項第二号の前払式証票　当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を大蔵省令で定めるところにより金銭に換算した金額

3　この法律において「証票金額等」とは、第一項第一号の前払式証票にあってはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式証票にあってはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。

4　この法律において「自家発行型前払式証票」とは、前払式証票の発行者（当該発行者と政令で定める密接な関係を有する者を含む。以下この項において同じ。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができることとされている前払式証票及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証票をいう。

5　この法律において「第三者発行型前払式証票」とは、自家発行型前払式証票以外の前払式証票をいう。

6　この法律において「自家型発行者」とは、自家発行型前払式証票のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。）又は個人をいう。

7　この法律において「第三者型発行者」とは、第六条の登録を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う法人をいう。

8　この法律において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。

（適用除外）

第三条　この法律は、次に掲げる前払式証票については、適用しない。

一　国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式証票

二　法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となって設立された法人（これらの法人のうち、その資本又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限る。）が発行する前払式証票

三　専ら発行者の従業員に対して発行される自家発行型前払式証票（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式証票

四　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式証票として政令で定めるもの

五　その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式証票

第二章　自家発行型前払式証票の発行の届出等

（自家発行型前払式証票の発行の届出）

第四条　自家型発行者は、基準日においてその発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に政令で定める額（第十三条第一項及び第十六条において「届出基準額」という。）を超えることとなったときは、当該基準日の翌日から二月を経過する日（第十二条において「届出期限」という。）までに、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。自家発行型前払式証票の発行を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

一　氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

二　発行する自家発行型前払式証票の証票金額等の種類

三　当該基準日における基準日未使用残高

四　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の届出をした自家型発行者（次条及び第十六条において「届出自家型発行者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（届出自家型発行者の地位の承継等）

第五条　届出自家型発行者が自家発行型前払式証票の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は届出自家型発行者について合併若しくは相続があったときは、当該営業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前払式証票の発行に係る営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、その届出自家型発行者の地位を承継する。

2　前項の規定により届出自家型発行者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3　届出自家型発行者は、自家発行型前払式証票の発行を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4　届出自家型発行者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

5　届出自家型発行者たる人格のない社団等が消滅したときは、その代表者又は管理人であった者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第三章　第三者型発行者の登録

（登録）

第六条　第三者発行型前払式証票の発行の業務は、大蔵大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。

（登録の申請）

第七条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称及び住所

二　資本又は出資の額

三　役員の氏名及び住所

四　発行する前払式証票の証票金額等の種類

五　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の登録申請書には、第九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第八条　大蔵大臣は、第六条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　大蔵大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第九条　大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

三　第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

四　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　禁治産者又は準禁治産者

ロ　破産者で復権を得ないもの

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ　第三者型発行者が第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該第三者型発行者の役員であった者で、当該取消しの日から三年を経過しないもの

六　第三者発行型前払式証票の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人

2　大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（第三者型発行者の地位の承継等）

第十条　第三者型発行者が第三者発行型前払式証票の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合併があったときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　第五条第二項から第四項までの規定は、第三者型発行者について準用する。この場合において、同条第三項中「自家発行型前払式証票」とあるのは、「第三者発行型前払式証票」と読み替えるものとする。

3　第三者型発行者が合併以外の事由により解散したとき、又は第三者発行型前払式証票の発行を廃止したときは、当該第三者型発行者の第六条の登録は、その効力を失う。

（変更の届出）

第十一条　第三者型発行者は、第七条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

第四章　表示事項及び発行保証金の供託等

（前払式証票の表示事項）

第十二条　自家型発行者及び第三者型発行者（以下「自家型発行者等」という。）は、その発行する前払式証票（自家型発行者にあっては、届出期限後に発行するものに限る。）に、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一　氏名、商号又は名称

二　住所又は当該前払式証票の発行に係る営業所若しくは事務所の所在地

三　当該前払式証票の証票金額等

四　当該前払式証票を使用することのできる期間又は期限

五　その他大蔵省令で定める事項

（発行保証金の供託等）

第十三条　自家型発行者等は、基準日において、その発行した前払式証票の基準日未使用残高（次条第一項の権利の実行の手続が終了した日以後の基準日にあっては、同条第二項の公示に係る前払式証票がないものとみなして第二条第二項の規定により算出した額。以下この項及び第六項において同じ。）が届出基準額を超える額で政令で定める額を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を当該基準日の翌日から二月以内に主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2　前項の発行保証金につき供託をすべき自家型発行者等は、政令で定めるところにより、当該自家型発行者等のために所要の発行保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき、同項の発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

3　第一項の発行保証金につき供託（前項の契約の締結を含む。以下この項及び第五項並びに第三十三条第二号において同じ。）をした自家型発行者等は、基準日ごとに、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該基準日に係る発行保証金の供託につき、大蔵大臣に届け出なければならない。

4　大蔵大臣は、前払式証票の購入者等の利益の保護のため必要があると認めるときは、第二項の契約を締結した自家型発行者等又はその契約の相手方に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5　第一項又は前項の規定により発行保証金につき供託をした自家型発行者等は、次条第一項の権利の実行の手続の終了その他の事実の発生により、発行保証金の額（契約金額を含む。次項

において同じ。）がその事実が発生した日の直前の基準日における基準日未使用残高（同条第一項の権利の実行の手続が終了した日の直前の基準日にあっては、同条第二項の公示に係る前払式証票がないものとみなして第二条第二項の規定により算出した額）の二分の一に相当する額に不足することとなったときは、大蔵省令で定めるところによりその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

6　第一項又は前二項の規定により供託した発行保証金は、基準日において基準日未使用残高が第一項の政令で定める額以下となったとき、又は基準日において発行保証金の額が基準日未使用残高の二分の一に相当する額を超えることとなったときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

7　第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

8　前各項に規定するもののほか、自家型発行者等の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金に関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

（発行保証金の還付）

第十四条　前払式証票の所有者は、前払式証票に係る債権に関し、当該前払式証票を発行した自家型発行者等に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2　大蔵大臣は、前項の権利の実行の申立てがあった場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に大蔵大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（名義貸しの禁止）

第十五条　第三者型発行者は、自己の名義をもって、他人に第三者発行型前払式証票の発行の業務を行わせてはならない。

第五章　監督

（前払式証票の発行の業務に関する帳簿書類）

第十六条　届出自家型発行者（第五条第三項の届出をした者で、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高が届出基準額を超えるものを含む。）及び第三者型発行者（次条及び第十八条において「届出自家型発行者等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、その前払式証票の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書の提出）

第十七条　届出自家型発行者等は、基準日ごとに、当該基準日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した前払式証票の発行の業務に関する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　当該基準日を含む基準期間において発行した前払式証票の発行額として大蔵省令で定めるところにより算出した額

二　当該基準日における基準日未使用残高

三　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の報告書には、大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（立入検査等）

第十八条　大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、届出自家型発行者等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、第三者型発行者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第十九条　大蔵大臣は、第三者型発行者の前払式証票の発行に係る業務の運営に関し、前払式証票の購入者等の利益を害する事実があると認めるときは、購入者等の利益の保護のため必要な限度において、当該第三者型発行者に対し、当該業務の方法の変更その他当該業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該第三者型発行者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

（登録の取消し等）

第二十条　大蔵大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者発行型前払式証票の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九条第一項第二号又は第五号に該当することとなったとき。

二　不正の手段により第六条の登録を受けたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2　大蔵大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員の所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第六条の登録を取り消すことができる。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

（登録の抹消）

第二十一条　大蔵大臣は、第十条第三項の規定により第六条の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第二十二条　大蔵大臣は、第二十条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章　前払式証票発行協会

（前払式証票発行協会）

第二十三条　自家型発行者等は、前払式証票の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証票の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的として、その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2　前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第二十四条　協会でない者は、その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いてはならない。

2　協会に加入していない者は、その名称中に前払式証票発行協会会員という文字を用いてはならない。

（協会の業務）

第二十五条　協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　前払式証票の発行に係る業務を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の行う前払式証票の発行に係る業務に関し、契約の内容の適正化その他前払式証票の購入者等の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三　会員の行う前払式証票の発行に係る業務に対する前払式証票の購入者等からの苦情の解決

四　前払式証票の購入者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

（苦情の解決）

第二十六条　協会は、前払式証票の購入者等から会員の行う前払式証票の発行に係る業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第七章　雑則

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第二十七条　第三者型発行者について、第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失ったとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは、当該第三者型発行者であった者又はその一般承継人は、当該第三者型発行者が発行した第三者発行型前払式証票に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

（権限の委任）

第二十八条　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

（大蔵省令への委任）

第二十九条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

（経過措置）

第三十条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の登録を受けないで第三者発行型前払式証票の発行の業務を行った者

二　不正の手段により第六条の登録を受けた者

三　第十五条の規定に違反して、他人に第三者発行型前払式証票の発行の業務を行わせた者

第三十二条　第二十条第一項の規定による発行の業務の停止の命令に違反して、第三者発行型前払式証票の発行の業務を行った者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十三条第一項又は第五項の規定に違反して、供託を行わなかった者

三　第十三条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十条第二項において準用する第五条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十二条の規定に違反して、同条各号に掲げる事項の表示をせず、又は虚偽の表示をして前払式証票を発行した者

四　第十六条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

五　第十七条第一項の報告書若しくは同条第二項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者

六　第十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七　第十九条第一項の規定による命令に違反した者

八　第二十四条第二項の規定に違反して、その名称中に前払式証票発行協会会員という文字を用いた者

第三十五条　第四条第二項又は第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十条第二項において準用する第五条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第五条第三項から第五項まで又は第十三条第三項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十四条第一項の規定に違反して、その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いた者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前払式証票の発行を廃止した者（その者から営業の全部を譲り受けた者及びその者の一般承継人を含み、この法律の施行の際現にその発行を行っている者を除く。）である法人（人格のない社団等を含む。）又は個人（以下この条

において「発行廃止者」という。）が発行した前払式証票については、この法律は、適用しない。ただし、当該発行廃止者が施行日以後再び前払式証票の発行を開始したときは、その発行を開始した日以後においては、この限りでない。

2　前項本文の規定にかかわらず、発行廃止者が発行した前払式証票のうち、改正前の商品券取締法（以下「旧法」という。）第三条に規定する商品券に該当するものについては、改正後の前払式証票の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条及び第十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、これらの規定中「自家型発行者等」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する発行廃止者」とする。

第三条　この法律の施行の際現に自家発行型前払式証票のみの発行を行っている者（人格のない社団等を含む。）に対する新法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第四条　この法律の施行の際現に第三者発行型前払式証票の発行の業務を行っている者（人格のない社団等を含む。次条第一項において同じ。）は、施行日から六月間（当該期間内に新法第九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新法第二十条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新法第六条の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き第三者発行型前払式証票の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、新法第十条第一項本文、第十二条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第二十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第十条第一項本文中「合併があったとき」とあるのは「合併若しくは相続があったとき」と、「合併により設立された法人」とあるのは「合併若しくは相続により設立された法人若しくは相続人」と、新法第二十条第一項中「第六条の登録を取り消し」とあるのは「第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止を命じ」と、「第九条第一項第二号又は第五号」とあるのは「その者（その者が法人又は人格のない社団等であるときは、その役員又は代表者若しくは管理人）が第九条第一項第五号イからホまでのいずれか」と、新法第二十七条中「第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失ったとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは」とあるのは「この法律の施行の日から六月を経過したとき、第九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、第三者発行型前払式証票の発行を廃止したとき、合併以外の事由による解散があったとき、又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の規定による第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止の命令があったときは」と、新法第三十一条第一号中「第六条の登録を受けないで」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の規定による第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止の命令に違反して」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用される新法第二十条第一項の規定により第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止を命じられた場合における新法第九条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者及びその者の役員又は代表者若しくは管理人を新法第二十条第一項の規定により新法第六条の登録を取り消された法人及びその役員と、当該廃止を命じられた日を新法第二十条第一項の規定による新法第六条の登録の取消しの日とみなす。

第五条　施行日から六月を経過する日において前条第一項の規定の適用を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行っている者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高が政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間（当該期間内に新法第九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第四項の規定により読み替えて適用される新法第二十条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新法第六条の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。

一　法人でないこと。

二　この法律の公布の日以前から引き続き第三者発行型前払式証票の発行の業務を行っていること。

三　施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における新法第十七条第一項第一号に掲げる額が政令で定める額を超えないこと。

2　前項の規定の適用を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う者は、施行日から六月を経過した日から二月以内に、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　氏名、商号又は名称及び住所並びに人格のない社団等にあっては、その代表者又は管理人の氏名

二　発行する前払式証票の証票金額等の種類

三　施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高

四　その他大蔵省令で定める事項

3　第一項の規定により引き続き第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う場合においては、前項の届出をした者を同条第二項の届出自家型発行者とみなして、同項、新法第五条第一項から第三項まで及び第五項、第三十三条第一号、第三十五条、第三十六条並びに第三十八条第一号の規定を適用する。この場合において、新法第五条第一項中「自家発行型前払式証票」とあるのは「第三者発行型前払式証票」と、「合併若しくは相続」とあるのは「相続」と、「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人」とあるのは「相続人」と、同条第三項中「自家発行型前払式証票」とあるのは「第三者発行型前払式証票」とする。

4　第一項の規定により引き続き第三者発行型前払式証票の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、新法第十二条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第二十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二十条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第二十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二十条第一項中「第六条の登録を取り消し」とあるのは「第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止を命じ」と、「第九条第一項第二号又は第五号」とあるのは「その者（その者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人）が第九条第一項第五号イからホまでのいずれか」と、新法第二十七条中「第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失ったとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは」とあるのは「この法律の施行の日から三年を経過したとき、第九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、第三者発行型前払式証票の発行を廃止したとき、又は附

則第五条第四項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の規定による第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止の命令があったときは」と、新法第三十一条第一号中「第六条の登録を受けないで」とあるのは「附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の規定による第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止の命令に違反して」とする。

5　前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される新法第二十条第一項の規定により第三者発行型前払式証票の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。

第六条　新法第十二条の規定は、施行日以後発行する前払式証票について適用する。

第七条　新法第十三条及び第十四条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における旧法第三条に規定する商品券に係る供託及び当該商品券の所有者の権利の実行については、なお従前の例による。

2　旧法第一条（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した供託物は、新法第十三条第一項の規定により供託した発行保証金とみなす。

3　次に掲げる要件のすべてに該当する前払式証票については、当分の間、新法第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

一　旧法第三条に規定する商品券に該当しないこと。

二　その証票金額等を大蔵省令で定めるところにより金銭に換算した金額が政令で定める額以下であること。

4　この法律の施行の際現に旧法第三条に規定する商品券以外の前払式証票の発行の業務を行っている者（人格のない社団等を含む。）が発行した当該前払式証票（前項の規定の適用があるものを除く。）に係る新法第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第五項中「二分の一」とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

施行日から一年以内に到来する基準日	施行日から一年を経過した後施行日から二年以内に到来する基準日
六分の一	六分の二

第八条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の四の次に次の一号を加える。

	登録件数	
二十四の五　前払式証票の第三者型発行者の登録	一件につき十五万円	
前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第　号）第六条（登録）の第三者型発行者の登録		

（大蔵省設置法の一部改正）

第十一条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十六号を次のように改める。

八十六　削除

第四条第九十七号の七の次に次の一号を加える。

九十七の八　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第　号）の適用を受ける前払式証票の規制に関すること。

第五条第三十五号の四の次に次の一号を加える。

三十五の五　前払式証票の規制等に関する法律の規定に基づき、前払式証票の発行者に対して登録その他の必要な規制を行うこと。

［藤井孝男君登壇、拍手］

○藤井孝男君　ただいま議題となりました前払式証票の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるプリペイドカード等の発行状況にかんがみ、商品券取締法の全部改正を行うことにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票についての信用の維持を図るため、前受け金の保全措置である発行保証金の供託についての規定を整備するほか、その発行者に対し登録制及び届け出制を設ける等必要な規制を行い、かつ、前払式証票発行協会についての規定を定める等、発行業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、今後におけるプリペイドカード市場の発展性、カード購入者等に対する保護のあり方、商品券とプリペイドカードとを前払式証票として統一的に規定することの是非、プリペイドカードの一枚当たりの金額に上限を設ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第一〇　私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一一　教育職員免許法の一部を改正する法律案

（いずれも第百十四回国会衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長柳川覺治君。

審査報告書

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

文教委員長　柳川　覺治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、平成元年度に要する経費は、一億六千二百九十二万五千円であり、平成元年度一般会計予算に、八千百二十万八千円が計上されている。

なお、政府から別途提案されている「国民年金法等の一部を改正する法律案」の改正規定の実施に伴う本組合の基礎年金拠出金等に対する経費は、五億七千七百二十一万九千円である。

附帯決議

政府は、次の事項について検討し、特段の配慮をすべきである。

一　日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その財源確保に努めること。

二　私立学校教職員共済組合の公的年金制度としての重要性にかんがみ、その制度等の重要事項を審議するための諮問機関の設置を検討すること。

右決議する。

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十二月一日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。

理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　理事は、理事長が、文部大臣の認可を受けて任命する。

第十二条第四項中「第九条第二項及び第三項」を「第九条第三項及び第四項」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上　九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第十級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第十一級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十二級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十三級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十四級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第十五級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十六級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十七級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十八級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第十九級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満

第二十級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二十七級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二十八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三十級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	

第二十九条第三項中「給与」の下に「又は退職手当」を加え、「代り」を「代わり」に改める。

第三十七条第四項中「第九条第二項及び第三項」を「第九条第三項及び第四項」に改める。

第四十五条中「文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

2　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

附則第二十五項を附則第三十四項とし、附則第二十四項の次に次の九項を加える。

（短期給付等に係る標準給与の区分の特例）

25　第二十二条第一項の規定による標準給与の区分については、国家公務員等共済組合法附則第六条の二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準給与の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第四十二条及び附則第六条の二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

26　前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」とする。

27　前二項の規定は、長期給付の額の算定及び長期給付に係る掛金の徴収に関しては、適用しない。

（平均標準給与月額の改定）

28　昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を計算する場合においては、第二十三条中「各月の標準給与の月額」とあるのは、「各月の標準給与の月額（その月が附則第二十八項に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額（全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）並びに国民年金法第五条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の標準給与の月額（厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五条第一項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する標準報酬の月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額とする。）とし、国民年金法第五条第一項第三号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額とする。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（附則第二十八項に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）並びに国民年金法第五条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準給与の月額（厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額とし、同項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては標準報酬の月額とし、同項第三号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額とする。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ附則第二十八項に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

（長期給付に関する規定の適用の特例等）

29　当分の間、六十五歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　六十五歳に達した日の前日において組合員であつた者で六十五歳に達した日以後引き続き組合員であるもの（第三号に掲げる者を除く。）六十五歳に達した日の前日に退職したものとみなす。

二　六十五歳に達した日以後に組合員となつた者で次号に掲げる者以外のもの　組合員でないものとみなす。

三　六十五歳に達した日の前日において組合員期間等（第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。）が二十五年未満である組合員で政令で定めるもの　政令で定める日に退職したものとみなす。

30　前項の規定の適用を受ける者の第二十二条第一項及び附則第二十五項の規定による標準給与の等級が政令で定める等級（以下この項において「基準等級」という。）以上の等級に該当する場合におけるその者の退職共済年金又は

障害共済年金については、当該標準給与の等級が基準等級以上の等級に該当する間、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金又は障害共済年金の額の一部の支給を停止する。

31　前二項の規定は、附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員が六十五歳に達した場合又は六十五歳以上の者が同項の規定により同法による保険給付のみを受けることができる組合員を使用する学校法人等の教職員等となつた場合におけるこれらの組合員又は教職員等についても適用するものとし、この場合における必要な技術的読替えその他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

32　前三項の規定の適用に関し、前項に規定する組合員を使用する学校法人等に対して第四十七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「組合員」とあるのは、「組合員又は教職員等」とする。

33　附則第二十九項各号に掲げる組合員の掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

（昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部改正）

第二条　昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年度」を、「昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三条第一項において」を削り、同条第三項中「第三条第三項」の下に「及び第五条第三項」を加える。

第二条中「第四条」の下に「及び第六条」を加え、「昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律」を「昭和六十二年度、昭和六十三年度及び平成元年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五条　共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第六条　旧共済法による年金の平成元年四月分以後の額の改定については、国共済特例法第六条の規定の例による。

附　則

（施行期日○等）

1　この法律は、公布の日平成元年十月一日から施行する。ただし、附則第二十五項を附則第三十四項とし、附則次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十四項の次に九項を加える改正規定（附則第二十九項から第三十三項までに係る部分に限る。）並びに附則第八項及び第九項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

一　第一条中私立学校教職員共済組合法第九条、第十二条第四項、第二十九条第三項、第三十七条第四項及び第四十五条の改正規定、第二条の規定並びに次項から附則第四項までの規定　公布の日

二　第一条中私立学校教職員共済組合法附則第二十五項を附則第三十四項とし、附則第二十四項の次に九項を加える改正規定（附則第二十九項から第三十三項までに係る部分に限る。）並びに附則第六項及び第七項の規定　平成二年四月一日

2　この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第二十八項の規定は平成元年四月一日から、改正後の法第二十二条第一項及び附則第二十五項から第二十七項までの規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

（役員の任命に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に理事である者は、その際この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

4　前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、改正後の法第九条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

（標準給与に関する経過措置）

4　私立学校教職員共済組合が平成元年十月一日前に私立学校教職員共済組合法第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず改正後の法第二十二条第一項の規定の例による。

（標準給与に関する経過措置）

5　施行日前に組合員であつた者の施行日の属する月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の平成元年六月一日から同年九月三十日までの間に私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

6　前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

7　附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（長期給付に関する規定の適用の特例に関する経過措置）

8　平成二年四月一日において六十五歳に達している者に対する改正後の法附則第二十九項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「六十五歳に達した日の前日」とあるのは、「平成二年三月三十一日」とする。

9　改正後の法附則第三十項及び第三十一項の規定は、改正後の法附則第二十九項の規定の適用を受ける者の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）による改正前の私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金について準用する。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

文教委員長　柳川　覺治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許教科の「社会」を「地理歴史」及び「公民」に改めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、教育職員の免許と高等学校教育の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一　社会科を「地理歴史」及び「公民」に再編成するに当たっては、知識偏重の教育に陥ることなく、戦後の社会科教育の理念を尊重するとともに、国際理解と国際協調の精神の育成について配慮すること。

二　高等学校における教科・科目の設定に当たっては、生徒の様々な学習要求にきめ細かく対応した教育ができるようその条件整備に努めるとともに、教員養成課程が円滑に対応できるよう配意すること。

三　第四次公立高等学校の学級編制及び教職員定数の改善計画について、その計画期間内達成を図るとともに、その後の改善計画について検討を進めること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において可決した。

よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「社会」を「地理歴史、公民」に改める。

第十六条第一項中「手数料として、」の下に「実費を勘案して」を加える。

附　則

1　この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2　平成二年四月一日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格並びに免許状の授与及び交付については、この法律の施行後においても平成六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3　この規定の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。）若しくは前項の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けている社会の教科についての高等学校の教員の免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれの免許状の種類に応じ、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）に規定する地理歴史及び公民の各教科についての高等学校の教員の免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、この規定の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

4　平成六年三月三十一日に附則第二項の規定により旧免許状に係る所要資格を得ている者（前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者を除く。）は、同年四月一日において、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

5　平成二年四月一日前に大学に在学した者で、平成六年四月一日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たものは、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6　新法若しくは施行法の規定により授与され、若しくは施行法の規定により交付を受けた地理歴史若しくは公民の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者は、平成十二年三月三十一日までは、旧法に規定する社会の教科の教授を担任することができる。

7　附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低在職年数又は同表第四欄に掲げる最低単位数の算定については、旧免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に通算し、及び平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

8　新法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた地理歴史又は公民の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低在職年数の算定については、新免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に通算することができる。

9　この法律の施行の際現に旧法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた高等学校教諭の普通免許状を有する者が、教育職員免許法別表第四の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低単位数の算定については、平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

10　附則第二項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔柳川覺治君登壇、拍手〕

○柳川覺治君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合の長期給付の改善を図るほか、在職中でも六十五歳から年金支給ができるようにするなど、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、標準給与の月額の再評価に関する実施時期の繰り上げ、これに伴う平成元年度における年金の額の改定の特例措置に関する規定の削除等の修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理、短期経理の状況と今回の改正が及ぼす影響、年金制度一元化に向けての私立学校教職員共済組合のあり方、国民年金制度加入に伴う学生の負担の軽減措置のあり方、その他私学をめぐる諸般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二項目から成る附帯決議を行いました。

次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の免許教科の「社会」を「地理歴史」及び「公民」に改めようとするものであります。

委員会におきましては、社会科再編成の経緯とその是非、学習指導要領の性格とあり方、国際性涵養の教育の進め方、高校や教員養成課程の条件整備の必要性等の諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より反対、自由民主党を代表して田沢委員より賛成、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、戦後の社会科教育の理念の尊重など三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第一二　民事保全法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長黒柳明君。

審査報告書

民事保全法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

法務委員長　黒柳　明

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、仮差押え及び仮処分、すなわち民事保全の手続に関する民事訴訟法第六編及び民事執行法第三章を統合し、当事者の手続上の地位を実質的に保障しつつ、民事保全の制度の改善を図ろうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一　保全命令に関する審理及び裁判については、事件の種類及び内容に応じた柔軟な対処を図る法の趣旨にかんがみ、画一的処理に偏ることなく適正な運用がされるように配慮されたい。

二　保全命令の申立てについての決定に付する理由の要旨については、事案の性質に応じた適切な運用を期し、当事者の訴訟上の利益を損なうことのないように配慮されたい。

三　原状回復の裁判については、事件の実情に応じて裁量的に行うこととした法の趣旨にかんがみ、その適正な運用を期するように配慮されたい。

四　占有移転禁止の仮処分の執行後に占有を取得した者に対する強制執行については、当事者の利益の適正な調整を図る法の趣旨にかんがみ、その運用に遺憾なきを期し、正当な権原を有する占有取得者の権利を損なうことのないように配慮されたい。

右決議する。

民事保全法案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

民事保全法案

民事保全法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　保全命令に関する手続
第一節　総則（第九条―第十一条）
第二節　保全命令
第一款　通則（第十二条―第十九条）
第二款　仮差押命令（第二十条―第二十二条）
第三款　仮処分命令（第二十三条―第二十五条）
第三節　保全異議（第二十六条―第三十六条）
第四節　保全取消し（第三十七条―第四十条）
第五節　保全抗告（第四十一条・第四十二条）
第三章　保全執行に関する手続
第一節　総則（第四十三条―第四十六条）
第二節　仮差押えの執行（第四十七条―第五十一条）
第三節　仮処分の執行（第五十二条―第五十七条）
第四章　仮処分の効力（第五十八条―第六十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（民事保全の機関及び保全執行裁判所）

第二条　民事保全の命令（以下「保全命令」という。）は、申立てにより、裁判所が行う。

2　民事保全の執行（以下「保全執行」という。）は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

3　裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

（任意的口頭弁論）

第三条　民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（担保の提供）

第四条　この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は

保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第百十三条、第百十五条及び第百十六条の規定は、前項の担保について準用する。

（事件の記録の閲覧等）

第五条　保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にあっては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

2　前項本文の規定にかかわらず、裁判所の執務に支障があるときは、事件の記録の閲覧又は謄写を請求することができない。

（専属管轄）

第六条　この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（民事訴訟法の準用）

第七条　特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第八条　この法律に定めるもののほか、民事保全の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章　保全命令に関する手続

第一節　総則

（釈明処分の特例）

第九条　裁判所は、争いに係る事実関係に関し、当事者の主張を明瞭にさせる必要があるときは、口頭弁論又は審尋の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で、裁判所が相当と認めるものに陳述をさせることができる。

（受命裁判官による審尋）

第十条　裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

（証人等の尋問の順序）

第十一条　裁判長は、証人を尋問する場合において適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、民事訴訟法第二百九十四条第一項及び第二項の尋問の順序を変更することができる。この場合においては、同法第二百九十五条の規定を準用する。

2　前項の規定は、鑑定人又は当事者本人を尋問する場合について準用する。

第二節　保全命令

第一款　通則

（管轄裁判所）

第十二条　保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2　本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。

3　仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百四十三条に規定する債権をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶（同法第百十二条に規定する船舶をいう。以下同じ。）又は動産（同法第百二十二条に規定する動産をいう。以下同じ。）の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

4　前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第百六十七条第一項に規定する財産権（以下「その他の財産権」という。）で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合（次項に規定する場合を除く。）について準用する。

5　仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。

（申立て及び疎明）

第十三条　保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。

2　保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。

3　前項の規定による疎明は、保証金の供託又は主張が真実である旨の宣誓をもって、これに代えることができない。

（保全命令の担保）

第十四条　保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2　前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第四条第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

（裁判長の権限）

第十五条　保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができる。

（決定の理由）

第十六条　保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

（送達）

第十七条　保全命令は、当事者に送達しなければならない。

（保全命令の申立ての取下げ）

第十八条　保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあった後においても、債務者の同意を得ることを要しない。

（却下の裁判に対する即時抗告）

第十九条　保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

3　第十六条本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。

第二款　仮差押命令

（仮差押命令の必要性）

第二十条　仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2　仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。

（仮差押命令の対象）

第二十一条　仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができる。

（仮差押解放金）

第二十二条　仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

2　前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款　仮処分命令

（仮処分命令の必要性等）

第二十三条　係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行するこ

とができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2　仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3　第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4　第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

（仮処分の方法）

第二十四条　裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

（仮処分解放金）

第二十五条　裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

2　第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

第三節　保全異議

（保全異議の申立て）

第二十六条　保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

（保全執行の停止の裁判等）

第二十七条　保全異議の申立てがあった場合において、保全命令の取消しの原因となるべき事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2　抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができる。

3　裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。

4　第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5　第十三条第三項の規定は第一項の疎明について、第十五条の規定は第一項の規定による裁判について準用する。

（事件の移送）

第二十八条　裁判所は、保全異議事件につき著しい損害又は遅滞を避けるために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。

（保全異議の審理）

第二十九条　裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

（参考人等の審尋）

第三十条　裁判所は、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日において参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

（審理の終結）

第三十一条　裁判所は、審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（保全異議の申立てについての決定）

第三十二条　裁判所は、保全異議の申立てについての決定においては、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。

2　裁判所は、前項の決定において、相当と認める一定の期間内に債権者が担保を立てること又は第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3　裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。

4　第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

（原状回復の裁判）

第三十三条　仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還及びこの金銭に対するその受領の時以降の法定利率による利息の支払又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命じなければならない。

（保全命令を取り消す決定の効力）

第三十四条　裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

（保全異議の申立ての取下げ）

第三十五条　保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

（判事補の権限の特例）

第三十六条　保全異議の申立てについての裁判は、判事補が単独ですることができない。

第四節　保全取消し

（本案の訴えの不提起等による保全取消し）

第三十七条　保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2　前項の期間は、二週間以上でなければならない。

3　債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4　第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。

5　第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十八条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案に関し仲裁契約があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定す

る損害賠償の責任に関する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。

6　前項の調停の事件、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7　第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起された後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。

8　第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。

（事情の変更による保全取消し）

第三十八条　保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

2　前項の事情の変更は、疎明しなければならない。

3　第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

（特別の事情による保全取消し）

第三十九条　仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、仮処分命令を取り消すことができる。

2　前項の特別の事情は、疎明しなければならない。

3　第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文及び第十七条の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

（保全異議の規定の準用等）

第四十条　第二十七条から第三十一条まで及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全取消しに関する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。

2　前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を発した裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

第五節　保全抗告

（保全抗告）

第四十一条　保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判（第三十三条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による裁判を含む。）に対しては、その送達を受けた日から二週間の不変期間内に、保全抗告をすることができる。ただし、抗告裁判所が発した保全命令に対する保全異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。

2　原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

3　保全抗告についての裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

4　第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は保全抗告についての決定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条から第三十一条まで並びに第三十三条の規定は保全抗告に関する裁判について、民事訴訟法第四百二十九条の規定は保全抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

5　前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

（保全命令を取り消す決定の効力の停止の裁判）

第四十二条　保全命令を取り消す決定に対して保全抗告があった場合において、原決定の取消しの原因となるべき事情（ことが明らかな）及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

2　第十三条第三項の規定は前項の疎明について、第十五条、第二十七条第四項及び前条第五項の規定は前項の規定による裁判について準用する。

第三章　保全執行に関する手続

第一節　総則

（保全執行の要件）

第四十三条　保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2　保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしてはならない。

3　保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これをすることができる。

（追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し）

第四十四条　第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があったときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2　債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3　民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

（第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例）

第四十五条　高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

（民事執行法の準用）

第四十六条　この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条、第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項、第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

第二節　仮差押えの執行

（不動産に対する仮差押えの執行）

第四十七条　民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産と

みなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2　仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3　仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4　強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5　民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第百四条まで、第百六条並びに第百七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第四十八条　船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下この条において「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2　仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3　前条第三項並びに民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十七条第一項、第五十三条、第百十六条及び第百十八条の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

（動産に対する仮差押えの執行）

第四十九条　動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2　執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3　仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれは売却し、その売得金を供託しなければならない。

4　民事執行法第百二十三条から第百二十九条まで、第百三十一条、第百三十二条及び第百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

第五十条　民事執行法第百四十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2　前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3　第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。

4　第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5　民事執行法第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第四項及び第五項並びに第百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

（仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し）

第五十一条　債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2　前項の規定による決定は、第四十六条において準用する民事執行法第十二条第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第三節　仮処分の執行

（仮処分の執行）

第五十二条　仮処分の執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2　物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）

第五十三条　不動産に関する権利についての登記（仮登記を除く。）を請求する権利（以下「登記請求権」という。）を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2　不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行う。

3　第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）

第五十四条　前条の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の執行）

第五十五条　建物の収去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の仮処分命令が発せられたときは、その仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2　第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）

第五十六条　法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、

これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

（仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取消し）

第五十七条　債務者が第二十五条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮処分の執行を取り消さなければならない。

2　第五十一条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第四章　仮処分の効力

（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第五十八条　第五十三条第一項の処分禁止の登記の後にされた登記に係る権利の取得又は処分の制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をする場合には、その登記に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度において、その債権者に対抗することができない。

2　前項の場合においては、第五十三条第一項の仮処分の債権者（同条第二項の仮処分の債権者を除く。）は、同条第一項の処分禁止の登記に後れる登記を抹消することができる。

3　第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするには、保全仮登記に基づく本登記をする方法による。

4　第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項の規定により登記をする場合において、その仮処分により保全すべき登記請求権に係る権利が不動産の使用又は収益をするものであるときは、不動産の使用若しくは収益をする権利（所有権を除く。）又はその権利を目的とする権利の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の登記に後れるものを抹消することができる。

（登記の抹消の通知）

第五十九条　仮処分の債権者が前条第二項又は第四項の規定により登記を抹消するには、あらかじめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、これを発する時の同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にあてて発することができる。この場合には、その通知は、遅くとも、これを発した日から一週間を経過した時に到達したものとみなす。

（仮処分命令の更正等）

第六十条　保全仮登記に係る権利の表示がその保全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符合しないときは、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、その命令を更正しなければならない。

2　前項の規定による更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　第一項の規定による更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託しなければならない。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第六十一条　前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。

（占有移転禁止の仮処分の効力）

第六十二条　物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を執行官に公示させることを内容とする仮処分の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その執行がされたことを知ってその物を占有した者に対し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる。仮処分の執行後にその執行がされたことを知らないで債務者の占有を承継した者に対しても、同様とする。

2　前項の仮処分の執行後に当該物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

（執行文の付与に対する異議の申立ての理由）

第六十三条　前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができる権原により当該物を占有していること、又はその仮処分の執行がされたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

（建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力）

第六十四条　第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行をすることができる。

（詐害行為取消権を保全するための仮処分における解放金に対する権利の行使）

第六十五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金銭の額に相当する金銭が供託されたときは、同法第四百二十四条第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権利（以下「還付請求権」という。）を取得する。この場合において、その還付請求権は、その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定により取り消され、かつ、保全すべき権利についての本案の判決が確定した後に、その仮処分の債権者が同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債務名義によりその還付請求権に対し強制執行をするときに限り、これを行使することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟法の一部改正）

第二条　民事訴訟法の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中「第五編ノ三　仮差押及ビ仮処分　第六編　判決ノ確定及ビ執行停止」を「第六編　判決ノ確定及ビ執行停止」に改める。

第三百九十三条第三項及び第四百九条ノ二第二項を削る。

第四百九条ノ三　ただし書中「前条第一項」を「同条」に改める。

第四百十九条ノ三中「第四百九条ノ二第一項」を「第四百九条ノ二」に改める。

第五百十三条第一項中「及ビ次編」を削り、「負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改める。

第六編の編名を削り、第五百十四条から第七百六十三条までを次のように改める。

第五百十四条乃至第七百六十三条　削除

第七百六十三条ノ二を削る。

第五編ノ三を第六編とする。

（民事執行法の一部改正）

第三条　民事執行法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　強制執行（第二十二条―第百七十三条）」を「第二章　強制執行（第二十二条―第百七十四条）」、「第三章　仮差押え及び仮処分の執行（第百七十四条―第百八十条）」を「第三章　仮処分の執行（第百七十五条―第百八十条）」、「第四章　担保権の実行としての競売等（第百八十一条―第百九十六条）」を「第四章　担保権の実行としての競売等（第百八十一条―第百九十八条）」、「第五章　罰則（第百九十六条―第百九十八条）」を「第五章　罰則（第百九十九条―第百九十八条）」に改める。

第百九十五条）」に改める。

第一条中「、仮差押え及び仮処分の執行」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十条第二項中「公文書により証明した」を「証する文書を提出した」に改める。

第八十七条第一項第四号中「登記された」を「登記（民事保全法（平成元年法律第　号）第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。）がされた」に改める。

第九十一条第一項第三号中「第三十九条第一項第七号」の下に「又は第百八十三条第一項第六号」を加え、同項第五号中「先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされた」に改める。

第百四十一条第一項第三号中「第三十九条第一項第七号」の下に「又は第百九十二条において準用する第百八十三条第一項第六号」を加える。

第百六十二条の見出し中「引渡請求権」の下に「の差押命令」を加える。

第三章の章名を削り、第百七十四条から第百八十条までを次のように改める。

第百七十四条から第百八十条まで　削除

第百八十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　不動産競売の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六　不動産競売の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

第百八十三条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百九十三条第二項中「担保権の実行及び行使について」の下に「、第百四十六条第二項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

（民事訴訟法及び民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前にした仮差押え又は仮処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件については、なお従前の例による。

（人事訴訟手続法の一部改正）

第五条　人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「民事訴訟法第七百五十六条乃至第七百六十三条」を「仮ノ地位ヲ定ムル仮処分ニ関スル民事保全法（平成元年法律第　号）」に改める。

（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前にした人事訴訟手続法第十六条に規定する仮処分の命令の申請に係る仮処分の事件については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第七条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条の次に次の一条を加える。

第百三十五条ノ二　第七条第二項、第五十四条及ビ第五十五条ノ規定ハ民事保全法（平成元年法律第　号）第五十三条第二項ノ仮処分ニ因ル仮登記（以下保全仮登記ト称ス）ニ之ヲ準用ス

第百四十六条の次に次の四条を加える。

第百四十六条ノ二　所有権ニ付キ民事保全法第五十三条第一項ノ仮処分ノ登記（保全仮登記ト共ニ為シタルモノヲ除ク本条及ビ次条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ為シタル後其仮処分ノ債権者ガ其仮処分ノ債務者ヲ登記義務者トシテ所有権ノ登記（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ於テハ其債権者ノミニテ其仮処分ノ登記ニ後レル登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ登記ノ抹消ヲ申請スルニハ申請書ニ民事保全法第五十九条第一項ノ通知ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登記ヲ抹消シタルトキハ其仮処分ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十六条ノ三　前条第一項及ビ第二項ノ規定ハ所有権以外ノ権利ニ付キ民事保全法第五十三条第一項ノ仮処分ノ登記ヲ為シタル後其仮処分ノ債権者ガ其仮処分ノ債務者ヲ登記義務者トシテ其権利ノ移転又ハ消滅ニ付キ登記（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登記ヲ抹消シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十六条ノ四　不動産ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ニ付キ保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其保全仮登記ニ係ル仮処分ノ債権者ノミニテ所有権以外ノ不動産ノ使用若クハ収益ヲ為ス権利又ハ其権利ヲ目的トスル権利ニ関スル登記ニシテ其仮処分ノ登記ニ後レルモノノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

此場合ニ於テハ第百四十六条ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第百四十六条ノ五　保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ為シタルトキハ其保全仮登記ト共ニ為シタル処分禁止ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の不動産登記法第百四十六条ノ二第三項の規定は、この法律の施行前にした仮処分の命令の申請に基づき発せられた不動産に関する権利についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分

（家事審判法第十五条の三第一項の仮処分に関する事犯）

第九条　法人において租税及び葉煙草専売に関し事犯ありたる場合に関する法律（明治三十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「民事訴訟法第六編」を「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其ノ他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

（信託法の一部改正）

第十条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第三十八条」の下に「及民事保全法（平成元年法律第　号）第四十五条」を加える。

（家事審判法の一部改正）

第十一条　家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「審判又は」を「審判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合又は」に改め、「若しくは第二項」及び「若しくはこれを取り消す裁判」を削り、「生じた」を「生じ、若しくは効力を失った」に改める。

第十五条の三第六項及び第七項を次のように改める。

審判前の保全処分（前項の裁判を含む。次項において同じ。）の執行及び効力は、民事保全法（平成元年法律第　号）その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条中「仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所）」とする。

民事保全法第四条、第十四条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

第二十九条第二項中「民事執行法」の下に「（昭和五十四年法律第四号）」を加える。

（家事審判法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした家事審判法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）に係る審判前の保全処分の事件については、なお従前の例による。

（道路運送車両法等の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「地方裁判所」が執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加え、「地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所」を「地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所」に改める。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条第一項

二　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八条の四第一項

三　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二十六条第一項

2　次に掲げる法律の規定中「処分を禁止する仮処分の執行又は」を削る。

一　道路運送車両法第九十七条第三項

二　航空法第八条の四第三項

三　建設機械抵当法第二十六条第三項

（土地収用法の一部改正）

第十四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第七項中「民事執行法」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第　号）」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正）

第十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加える。

（企業担保法の一部改正）

第十六条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「前条」を「第五十一条」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十七条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三号中「執行裁判所」を「保全執行裁判所」に改める。

第百三十三条第三項中「仮登記」の下に「（民事保全法（平成元年法律第　号）第五十三条第二項（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）（同法第五十四条（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記を含む。）」を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第十八条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「民事訴訟法」を「民事保全法（平成元年法律第　号）」に改める。

（執行官法の一部改正）

第十九条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「、民事保全法（平成元年法律第　号）」を加え、同条第二号中「規定による民事執行」の下に「、民事保全法の規定による保全執行」を加える。

第五条中「民事執行法」の下に「（これを準用する場合を含む。）」を加える。

第十条第一項第三号中「第七条」の下に「（これを準用する場合を含む。）」を加える。

（都市再開発法の一部改正）

第二十条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第八項中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第　号）」を加える。

（公害紛争処理法の一部改正）

第二十一条　公害紛争処理法の一部を次のように改正する。

第四十二条の二十二（見出しを含む。）中「保証」を「担保」に改める。

第四十二条の二十三を次のように改める。

第四十二条の二十三　削除

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二十二条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「民事執行手続」の下に「、民事保全手続」を加える。

第十九条中「説明者」の下に「、民事保全法（平成元年法律第　号）第三十条（同法第四十条第一項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審尋をした参考人」を加える。

別表第一の一一の二の項の上欄ロを次のように改める。

ロ　民事保全法の規定による保全命令の申立て	一一の二の項ロに掲げる申立手数料の額の一・五倍の額

別表第一の一七の項の上欄イ中「、同法の規定による強制執行」を「又は同法の規定による強制執行」に改め、「、同法の規定による仮差押決定若しくは仮処分決定に対する異議の申立て又は仮差押え若しくは仮処分の取消しの申立て」を削り、同欄中へをトとし、ホをヘとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て	六百円

別表第一の一八の項中「

(3)　民事保全法の規定による保全抗告	一一の二の項ロに掲げる申立手数料の額の一・五倍の額
(4)　(1)から(3)まで以外のもの	六百円

」を

に改める。

」

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一号中「民事執行事件」の下に「、民事保全事件」を加える。

（民法の一部改正）

第二十四条　民法の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコト

ヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

（非訟事件手続法の一部改正）

第二十五条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（商法の一部改正）

第二十六条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二編第二章第一節中第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条ノ二　社員ノ業務ノ執行ヲ停止シ若ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其ノ仮処分ノ変更若ハ取消アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百七十五条ノ二第二項中「保証」を「担保」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二十七条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二　組合の理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表する副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（農業災害補償法の一部改正）

第二十八条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二　理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（証券取引法の一部改正）

第二十九条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

第百四十一条の二　理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第三十条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（理事の職務執行停止等の登記）

第十七条の二　理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第三十一条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（理事の職務執行停止等の登記）

第七十七条の二　組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（水産業協同組合法の一部改正）

第三十二条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百四条の次に次の一条を加える。

（理事の職務執行停止等の登記）

第百四条の二　組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記）

第八十六条の二　組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（商品取引所法の一部改正）

第三十四条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百五条の次に次の一条を加える。

（理事長の職務執行停止等の登記）

第百五条の二　理事長若しくは取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（宗教法人法の一部改正）

第三十五条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。

（代表役員の職務執行停止等の登記）

第五十六条　代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（信用金庫法の一部改正）

第三十六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（代表理事の職務執行停止等の登記）

第六十八条の二　金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第三十七条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（理事の職務執行停止等の登記）

第六十六条の二　理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第百三十八条第六項中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める。

（輸出入取引法等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法律の規定中「第八十七条」を「第八十六条の二」に改める。

一　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十九条第一項

二　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五十四条

三　鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第三十九条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（代表理事の職務執行停止等の登記）

第六十三条の二　酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（労働金庫法の一部改正）

第四十条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（代表理事の職務執行停止等の登記）

第七十二条の二　金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（登録免許税法の一部改正）

第四十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(一)ワ中「喪失」の下に「、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任」を加える。

〔黒柳明君登壇、拍手〕

○黒柳明君　ただいま議題となりました民事保全法案につきまして、法務委員会におきます審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、仮差し押さえ及び仮処分、すなわち民事保全の制度に関し現行規定を整備統合し、当事者の手続上の地位を実質的に保障しつつ同制度の改善を図ろうとするものであります。

その主な内容は、民事保全手続の審理の適正迅速化を図り、利用頻度の高い仮処分である処分禁止の仮処分及び占有移転禁止の仮処分に関する規定を整備し、関係諸規定の整備を図ることであります。

委員会におきましては、決定手続一本化と適正手続の保障、第三者審尋のあり方、労働仮処分事件の動向等について質疑を行い、また参考人から意見を聴取しましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、本法の運用に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（土屋義彦君）　日程第一三　国民年金法等の一部を改正する法律案

日程第一四　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

（いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第一五　原子爆弾被爆者等援護法案（山本正和君外九名発議）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長浜本万三君。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

社会労働委員長　浜本　万三

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民年金及び厚生年金保険に係る各給付の給付額及び保険料を引き上げるとともに、これらの年金に係る給付の額の自動的改定措置の改善、地域型国民年金基金及び国民年金基金連合会の制度の創設、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずるほか、老齢福祉年金及び児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げる措置並びにこれらの額の自動改定を行う措置等を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、平成元年度特別会計予算において、厚生保険特別会計における保険料収入九千二百十二億円、同会計及び国民年金特別会計における年金給付費二千五百九十七億円並びに国民年金特別会計基礎年金勘定における基礎年金拠出金等の額千百九十五億円及び同勘定における基礎年金交付金等の額九百三十一億円がそれぞれ計上され、また、平成元年度一般会計予算において六百六億円が計上されていたが、衆議院修正において、平成元年度特別会計予算において、厚生保険特別会計における保険料収入の減五千八百四十億円、同会計及び国民年金特別会計における年金給付費の増二千六百二十億円並びに国民年金特別会計基礎年金勘定における基礎年金拠出金等の額の増千百七十六億円及び同勘定における基礎年金交付金等の額の増八百九十億円がそれぞれ見込まれ、また、平成

元年度一般会計において国庫負担額の増六百四十二億円が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、平成七年実施を目途とする公的年金一元化の全体像を可及的速やかに明らかにすること。

二、基礎年金の水準と費用負担のあり方については、今後の社会経済情勢の推移等を踏まえ、次の財政再計算期までに総合的に検討を行い、必要な措置を講ずるよう努力すること。

三、学生の国民年金の適用については、関係者の協力も得ながら、その趣旨を周知徹底するとともに、保険料負担が過大にならないよう、免除基準につき適切な配慮を行うこと。

四、障害基礎年金の水準、学生時の障害無年金の対策等障害者の所得保障の充実について、障害者の「完全参加と平等」を促進する見地から、今後総合的に検討すること。

五、地域型国民年金基金の創設については、自営業者の二階部分の年金としての機能を十分発揮しうるよう適切な運用を図ること。

六、在職老齢年金については、高齢者の雇用、賃金体系との関係を勘案して、その改善を図るよう合理的な方策を検討すること。

七、六十歳定年の完全実施を図るとともに、高齢者雇用の促進を図るため、早期に高齢者雇用の長期ビジョンを策定し、雇用と年金の連携に配慮しつつ、法的整備の実現に努めること。

八、年金の毎月支払いについては、支払通知の簡素化を含め事務処理体制等の整備を図りつつ、その実施について検討するとともに、あわせて本格的な年金時代に対応した年金相談体制の充実強化に努めること。

九、沖縄の厚生年金については、早期に本土との格差を是正する措置を講ずること。

十、年金積立金の運用については、自主運用額の拡大に最大限努力するとともに、被保険者代表及び事業主代表を運営に参加させるなど保険料拠出者の意見が反映されるよう努めること。

十一、厚生年金の国庫負担の繰延べについては、速やかに繰り戻しされるよう努めるほか、今後、このような繰延べ措置は行わないこと。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　国民年金基金」を「第十章　国民年金基金及び国民年金基金連合会」に、「第一節　通則（第百十五条―第百十八条の二）」を

「第一節　国民年金基金
第一款　通則（第百十五条―第百十九条の五）
第二款　設立（第百十九条―第百二十条）
第三款　管理（第百二十条―第百二十六条）
第四款　加入員（第百二十七条―第百二十七条の二）
第五款　基金の行う業務（第百二十八条―第百三十三条）
第六款　費用の負担（第百三十四条・第百三十四条の二）
第七款　解散及び清算（第百三十五条―第百三十七条）」

「第二節　国民年金基金連合会
第一款　通則（第百三十七条の二―第百三十七条の五）
第二款　設立（第百三十七条の六―第百三十七条の十）
第三款　管理及び会員（第百三十七条の十一―第百三十七条の十五）
第四款　連合会の行う業務（第百三十七条の十六―第百三十七条の二十一）
第五款　解散及び清算（第百三十七条の二十二―第百三十七条の二十四）」

に、「第二節　基金の業務（第百二十八条―第百三十二条）
第三節　費用の負担（第百三十三条・第百三十四条）」を

第百三十七条の四）
第百三十七条の七）
条の八―第百三十七条の十四）
十七条の十五―第百三十七条の二十一）
条の二十二―第百三十七条の二十四）」

に、「第四節　雑則（第百三十五条―第百四十二条）」を「第三節　雑則（第百三十八条―第百四十二条の二）」に、「第五節」を「第四節」に改める。

第七条第一項第一号中「次のいずれかに該当する」を「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる」に改め、同号イ及びロを削る。

第八条第三号を次のように改める。

三　被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。

第九条第四号中「第七条第一項第一号イ又はロに該当するに至つた」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつた」に、「同項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

第十六条の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

第十八条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第二十七条及び第三十三条第一項中「六十万円」を「六十六万六千円」に改める。

第三十三条の二第一項中「六万円」を「六万四千円」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第三十四条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。

以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5　第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第三十六条に次の一項を加える。

3　第三十条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第三十八条中「六十万円」を「六十六万六千円」に改める。

第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項中「六万円」を「六万四千円」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第四十五条の見出し中「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加え、同条第一項を次のように改める。

国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、次の各号に掲げる期間は、それぞれ、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

一　その解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間であつて、国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つている年金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

二　その解散に係る国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員であつた期間であつて、納付された掛金に係るもの（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

第四十五条第二項中「当該国民年金基金」の下に「又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会」を、「その国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加え、同条第三項中「国民年金基金が」を「国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会が」に改める。

第八十七条第四項中「六千八百円」を「八千四百円」に改める。

第九十四条の二に次の一項を加える。

3　第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

第九十四条の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　年金保険者たる共済組合は、厚生省令の定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、第九十四条の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生省令で定める事項について厚生大臣に報告を行うものとする。

4　厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、前項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に報告を行うものとする。

第九十五条の二（見出しを含む。）中「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第百三十七条の十九第一項の規定により国民年金基金連合会が当該解散した国民年金基金から徴収すべきときは、この限りでない。

第百十一条の二中「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加える。

「第十章　国民年金基金」を「第十章　国民年金基金及び国民年金基金連合会」に改める。

「第一節　通則」を「第一節　国民年金基金」に改める。

第百十五条の前に次の款名を付する。

第一款　通則

第百十五条の次に次の一条を加える。

（種類）

第百十五条の二　基金は、地域型国民年金基金（以下「地域型基金」という。）及び職能型国民年金基金（以下「職能型基金」という。）とする。

第百十六条中「基金」を「地域型基金」に改め、「されている者」の下に「及び農業者年金の被保険者」を加え、「第百十九条」を「次項」に、「同種の事業又は業務に従事する」を「基金の地区内に住所を有する」に改め、同条に次の二項を加える。

2　職能型基金は、第一号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3　前二項に規定する者は、加入員たる資格を有する者という。

第百十八条の次に次の一条及び款名を加える。

（地区）

第百十八条の二　基金の地区は、地域型基金にあつては、一の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2　地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

第二款　設立

第百十九条を次のように改める。

（設立委員等）

第百十九条　地域型基金を設立するには、加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから厚生大臣が任命した者が設立委員とならなければならない。

2　前項の設立委員の任命は、三百人以上の加入員たる資格を有する者が厚生大臣に地域型基金の設立を希望する旨の申出を行つた場合に、都道府県知事の意見を聴いて行うものとする。

3　職能型基金を設立するには、その加入員となろうとする十五人以上の者が発起人とならなければならない。

4　地域型基金は、千人以上の加入員がなければ設立することができない。

5　職能型基金は、三千人以上の加入員がなければ設立することができない。

第百十九条の次に次の四条及び款名を加える。

（創立総会）

第百十九条の二　設立委員又は発起人（以下「設立委員等」という。）は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3　設立委員等が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、地区及び加入員に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、加入員たる資格を有する者であつてその会日までに設立委員等に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6　前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

（設立の認可）

第百十九条の三　設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（成立の時期）

第百十九条の四　基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2　第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。

（理事長への事務引継）

第百十九条の五　設立の認可があつたときは、設立委員等は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

第三款　管理

第百二十条第一項第三号を次のように改める。

三　地区

第百二十条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　業務の委託に関する事項

第百二十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　職能型基金の規約には、前項に掲げる事項のほか、その設立に係る事業又は業務の種類を定めなければならない。

第百二十二条第三項を次のように改める。

3　代議員は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。

第百二十二条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　設立当時の代議員は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。

第百二十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2　理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、代議員会において、年金に関する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。

3　設立当時の理事は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、年金に関する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。

第百二十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　設立当時の監事は、創立総会において、学識経験を有する者及び第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから、それぞれ一人を選挙する。

第百二十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

第百二十六条の次に次の款名を付する。

第四款　加入員

第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る。

第百二十七条第一項中「者が」の下に「住所を有する地区に係る地域型基金又はその」を加え、「又は」を「若しくは」に、「基金に」を「職能型基金に」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第二号中「当該事業」を「地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　農業者年金の被保険者となつたとき。

第百二十七条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

（準用規定）

第百二十七条の二　第十二条第一項の規定は、加入員について、同条第二項の規定は、加入員の属する世帯の世帯主について準用する。この場合において、同条第一項中「市町村長」とあるのは「基金」と、同条第二項中「被保険者」とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

第五款　基金の行う業務

第百二十八条第二項を次のように改める。

2　基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第百二十八条第三項中「含む。又は生命保険会社」を「含む。以下同じ。）、生命保険会社又は農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）」に改め「含む。以下同じ。）」の下に「を、「一時金」の下に「に要する費用」を加え、○又は保険」を「、保険又は共済」に改め、○同条に次の二項を加える。

4　信託会社又は生命保険会社○又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5　基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社○、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会○その他政令で定める法人に委託することができる。

第百二十八条の次に次の一条を加える。

（年金数理）

第百二十八条の二　基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

第百二十九条第一項中「（以下「基金年金」という。）」を削り、同条第二項中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に改め、同条第三項中「（以下「基金一時金」という。）であつて、死亡を支給事由とするもの」を削る。

第百三十条第一項中「基金年金」を「基金が支給する年金」に改め、同条第二項中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に改め、同条第三項中「死亡を支給事由とする基金一時金」を「基金が支給する一時金」に改める。

第百三十一条中「支給する基金年金」を「対し基金が支給する年金」に、「当該基金年金」を「当該年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基金が支給する年金及び一時金に充てるべき積立金の積立て）

第百三十一条の二　基金は、政令の定めるところにより、基金が支給する年金及び一時金に充てるべき積立金（次条第一項及び第百三十七条の十五第二項第一号において「積立金」という。）を積み立てなければならない。

第百三十二条第二項中「前項」を「前条及び前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金の積立金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第百三十三条を次のように改める。

（準用規定）

第百三十三条　第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

第百三十三条の次に次の款名を付する。

第六款　費用の負担

第百三十四条第一項中「基金年金及び基金一時金」を「基金が支給する年金及び一時金」に改め、同条第二項中「加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間の」を「年金の額の計算の基礎となる」に改め、同条の次に次の一条及び款名を加える。

（準用規定）

第百三十四条の二　第八十八条の規定は、加入員について、第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、掛金及び第百三十三条において準用する第二十三条の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八条中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百三十四条の二において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第七款　解散及び清算

第百三十六条の見出し中「基金年金等」を「年金等」に改め、同条中「基金年金」を「年金」に、「基金一時金」を「一時金」に改める。

第百三十七条第五項中「解散した基金の財産の処分の方法その他」を「前各項に定めるもののほか、解散した基金の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負つていた者（以下「解散基金加入員」という。）に分配しなければならない。

第十章中第百三十七条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節　国民年金基金連合会

第一款　通則

（連合会）

第百三十七条の二　基金は、第百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

（法人格）

第百三十七条の三　連合会は、法人とする。

2　連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）
第百三十七条の四　連合会は、その名称中に国民年金基金連合会という文字を用いなければならない。
2　連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

第二款　設立

（発起人）
第百三十七条の五　連合会を設立するには、その会員となろうとする二以上の基金が発起人とならなければならない。
（創立総会）
第百三十七条の六　発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。
2　前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。
3　発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
4　創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。
5　創立総会の議事は、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た基金の理事長の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。
6　前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。
（設立の認可等）
第百三十七条の七　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
2　連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。
3　前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。
4　第百十九条の五の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「設立委員等」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第三款　管理及び会員

（規約）
第百三十七条の八　連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一　名称
二　事務所の所在地
三　評議員会に関する事項
四　役員に関する事項
五　会員の資格に関する事項
六　年金及び一時金に関する事項
七　附帯事業に関する事項
八　会費に関する事項
九　資産の管理その他財務に関する事項
十　解散及び清算に関する事項
十一　業務の委託に関する事項
十二　公告に関する事項
十三　その他組織及び業務に関する重要事項
2　第百二十条第三項及び第四項の規定は、連合会の規約について準用する。
（準用規定）
第百三十七条の九　第百二十一条の規定は、連合会について準用する。
（評議員会）
第百三十七条の十　連合会に、評議員会を置く。
2　評議員会は、評議員をもつて組織する。
3　評議員は、会員である基金の理事長において互選する。
4　設立当時の評議員は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。
5　評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。
7　評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
8　前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。
第百三十七条の十一　次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。
一　規約の変更
二　毎事業年度の予算
三　毎事業年度の事業報告及び決算
四　その他規約で定める事項
2　理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
3　理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
4　評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。
（役員）
第百三十七条の十二　連合会に、役員として理事及び監事を置く。
2　理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。
3　設立当時の理事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、当該理事長以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。
4　理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。
5　監事は、評議員において一人を互選し、評議員会において、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。
6　設立当時の監事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出

た基金の理事長のうちから一人を選挙し、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

7　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9　監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

（役員の職務等）

第百三十七条の十三　理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2　連合会の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3　監事は、連合会の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。

5　連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が連合会を代表する。

6　第百二十六条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

（会員）

第百三十七条の十四　基金は、連合会に申し出て、その会員となることができる。ただし、他の連合会の会員であるときは、この限りでない。

2　厚生大臣は、基金又は加入員の便宜を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、いずれかの連合会に加入することを命ずることができる。

第四款　連合会の行う業務

（連合会の業務）

第百三十七条の十五　連合会は、第百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。

2　連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生大臣の認可を受けなければならない。

一　基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

二　基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

3　連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

4　連合会は、信託会社、生命保険会社○又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会と、○又は共済○の契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5　第百二十八条第四項の規定は、前項の信託又は保険○の契約について準用する。

6　連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社○又は共済○、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

（年金数理）

第百三十七条の十六　連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

（中途脱退者に係る措置）

第百三十七条の十七　連合会の会員である基金は、政令の定めるところにより、中途脱退者（当該基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金の受給権を有する者を除く。）であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。）の当該基金の加入員期間に係る年金の現価に相当する額（以下「現価相当額」という。）の交付を当該連合会に申し出ることができる。

2　連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3　第一項の交付の申出に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

4　連合会は、第一項の交付の申出に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

5　第百二十九条から第百三十一条までの規定は、前項の年金又は一時金について準用する。

6　基金は、第一項の交付の申出に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

7　連合会は、第四項の規定により中途脱退者に係る年金又は一時金を支給することとなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

8　連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百三十七条の十八　連合会が前条第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金の現価相当額の交付を請求するものとする。

2　前項の交付の請求に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

3　基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

4　連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に

係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

5　前条第二項の規定は、第一項の規定による交付の請求について準用する。

（解散基金加入員に係る措置）

第百三十七条の十九　連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2　連合会は、前項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したとき又は当該基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を有していたときは、当該解散基金加入員に年金を支給し、当該解散基金加入員が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときは、その遺族に一時金を支給するものとする。

3　前項の年金の額は、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額とし、同項の一時金の額は、八千五百円とする。

4　解散した基金は、規約の定めるところにより、第百三十七条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を第一項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した連合会に申し出ることができる。

5　連合会は、前項の規定による申出に従い解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するものとする。

6　連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第百三十七条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7　連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8　第百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（年金の支給停止）

第百三十七条の二十　連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

（準用規定）

第百三十七条の二十一　第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2　第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生大臣」とあるのは「連合会」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

3　第百三十一条の二及び第百三十二条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金に充てるべき積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。この場合において、同条第三項中「前条及び前二項」とあるのは、「第百三十七条の二十一第三項において準用する前条及び前二項」と読み替えるものとする。

第五款　解散及び清算

（解散）

第百三十七条の二十二　連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一　評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二　第百四十二条第五項の規定による解散の命令

2　連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（連合会の解散による年金及び一時金の支給に関する義務の消滅）

第百三十七条の二十三　連合会は、解散したときは、当該連合会が第百三十七条の十七第四項及び第百三十七条の十九第二項の規定により支給するものとされている年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

（清算）

第百三十七条の二十四　連合会が第百三十七条の二十二第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2　連合会が第百三十七条の二十二第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3　第百三十七条第二項（第二号を除く。）、第三項、第五項及び第六項の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節　雑則

第百三十八条の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第百一条の二	加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第二十三条並びに第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者	前条第一項	この条において準用する第百一条第一項
第百二条第一項及び第二項	年金		
第百二条第三項及び第四項	掛金並びに第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第二十三条並びに第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金並びに一時金		
第百四条	加入員、加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者の戸籍	社会保険庁長官若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者	基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者
第百五条	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権を有する者	都道府県知事又は市町村長	基金
		社会保険庁長官又は都道府県知事	基金又は連合会
		社会保険庁長官、都道府県知事又は市町村長	基金又は連合会

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（年金数理関係書類の年金数理人による確認等）

第百三十九条の二　この法律に基づき基金（第百十九条第一項又は第三項の規定に基づき基金を設立しようとする設立委員等を含む。）又は連合会（第百三十七条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを厚生年金保険法第百七十六条の二に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

第百四十条中「基金」の下に「及び連合会」を加える。

第百四十一条第一項中「基金」の下に「若しくは連合会」を加える。

第百四十二条の見出しを「（基金等に対する監督）」に改め、同条第一項中「おいて、基金」及び「解散した基金」の下に「若しくは連合会」を加え、「基金の事業の執行」を「基金等の事業の執行」に改め、「又は基金」及び「定めて、基金」の下に「若しくは連合会」を加え、「その」を「これらの」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「基金」の下に「又は連合会」を加え、同条第三項中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第四項及び第五項中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、第十章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第百四十二条の二　この章に規定する厚生大臣の権限のうち、地域型基金に係るものは、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

「第五節　罰則」を「第四節　罰則」に改める。

第百四十三条に次の一項を加える。

2　解散した基金が、正当な理由がなくて、第百三十七条の十九第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者も、前項と同様とする。

第百四十五条各号列記以外の部分中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、同条第一号中「第百二十条第三項」を「第百二十条第四項（第百三十七条の八第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号中「基金」の下に「又は連合会」を加える。

第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条　基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一　第百二十一条（第百三十七条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二　第百三十七条の十七第七項又は第百三十七条の十九第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

三　第百三十七条の十七第八項（第百三十七条の十九第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第百四十七条第一号中「第百三十八条」を「第百二十七条の二」に改め、「又は」の下に「第百三十八条において準用する」を加え、「第百五条第二項」を「第百三十八条において準用する第百五条第二項」に改め、同条第二号中「第百三十八条」を「第百二十七条の二」に、「第百五条第二項」を「第百三十八条において準用する第百五条第二項」に改める。

第百四十八条中「第百十八条第二項」の下に「又は第百三十七条の四第二項」を、「名称」の下に「又は国民年金基金連合会という名称」を加える。

附則第五条第一項第一号中「第七条第一項第一号イ若しくはロに該当する」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる」

に改め、同条第六項第二号中「第七条第一項第一号イ及びロ並びに」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者及び」に改める。

附則第六条中「第七条第一項第一号イ若しくはロ」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者」に改める。

附則第七条の五第二項中「第三十条の三第一項」の下に「、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書」を加える。

附則第八条中「第七条第一項第一号ロに規定する政令で定める給付」を「被用者年金各法に基づく老齢給付等」に改める。

附則第九条の二第一項中「（被保険者でないものに限る。）」を削り、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項及び第十二条の四第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができる者にあつては、当該請求と同時に行わなければならない。

附則第九条の二第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項から第八項まで」に、「第二項」を「第三項」に改め、「準用する」の下に「。この場合において、第四項、第六項及び第七項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第三十条の四第二項」の下に「、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書」を加え、「並びに附則第五条」を削り、「、第二項」を「、第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の四項を加える。

5　前項の老齢基礎年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における保険料納付済期間は、その計算の基礎としない。

6　被保険者である受給権者（その受給している老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間が四百八十月に満たないものに限る。）が、六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける保険料納付済期間（当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われたことがあるときは、当該改定により加算された額の計算の基礎となつた保険料納付済期間を控除した期間とし、当該老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間と当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける保険料納付済期間を合算した期間が四百八十月を超えるときは、四百八十月から当該老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間を控除した期間とする。）につき、第二十七条の規定の例により計算した額を加算して、年金の額を改定する。

7　被保険者である受給権者（その受給している老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間が四百八十月に満たないものに限る。）が六十五歳に達したときは、第五項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後六十五歳に達した月の前月までにおける保険料納付済期間（当該受給権者が六十五歳に達した月前に前項の規定による年金の額の改定が行われたことがあるときは、当該改定により加算された額の計算の基礎となつた保険料納付済期間を控除した期間とし、当該老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間と当該受給権者がその権利を取得した月以後六十五歳に達した月の前月までにおける保険料納付済期間を合算した期間が四百八十月を超えるときは、四百八十月から当該老齢基礎年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間を控除した期間とする。）につき、第二十七条の規定の例により計算した額を加算して、年金の額を改定する。

8　前二項の年金の額の改定は、それぞれ、当該受給権者が被保険者の資格を喪失した月又は六十五歳に達した月の翌月から行う。

附則第九条の二に次の三項を加える。

13　前各項の規定は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者であつて被保険者であるものについては、適用しない。

14　附則第五条の規定は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者であつて第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者であるものについては、適用しない。

15　第三項の規定による老齢基礎年金は、前項に規定する受給権者が被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

附則第九条の三第四項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六条」を「第百三十六条の三」に、「第二節　厚生年金基金連合会（第百四十九条―第百六十八条）」を

「第二節　厚生年金基金連合会
第一款　通則（第百四十九条―第百五十一条）
第二款　設立及び管理（第百五十二条―第百五十八条の四）
第三款　連合会の行う業務（第百五十九条―第百六十五条）
第四款　解散及び清算（第百六十六条―第百六十八条）」

に改める。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上　九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第一〇級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第一一級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第一二級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一三級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一四級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一五級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一六級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一七級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一八級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一九級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二一級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二七級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上

第三十四条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五を」を削る。

第三十六条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第四十八条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る」を「その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く」に、「第五十二条の二」を「第五十二条第四項、第五十二条の二、第五十四条第二項ただし書」に改める。

第五十条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第五十条の二第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第五十二条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第五十四条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び同条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

5　第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第五十二条の二に次の一項を加える。

2　障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金の受給権を有する場合において、同法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、これらの規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。

第五十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第五十四条第三項中「について」の下に「、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について」を加える。

第五十七条中「九十万円」を「九十九万九千円」に改める。

第五十九条第一項第一号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第六十二条第一項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第六十五条の二中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第八十一条第五項中「千分の百二十四」を「千分の百四十六五」に、「千分の九十二」を「千分の百四十五」から千分の二十七三十二を控除して得た率」に改める。

第百十五条第一項第九号中「信託又は保険の」を「年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する」に改める。

第百二十条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

第百二十条の次に次の三条を加える。

（理事の義務及び損害賠償責任）

第百二十条の二　理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（理事の禁止行為等）

第百二十条の三　理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生省令で定める行為をしてはならない。

2　基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

（理事長の代表権の制限）

第百二十条の四　基金と理事長（第百二十条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

第百三十条の見出しを「（基金の業務）」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「信託会社」の下に「（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第四項とする。

第百三十条の二を第百三十条の三とし、第百三十条の次に次の一条を加える。

（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）

第百三十条の二　基金は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

2　基金は、年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の運用であつて前項に規定する契約以外の方法によるものを適正に行うのに必要な要件であつて政令で定めるものに適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、同項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、当該認定があつた日以後に当該基金が徴収した掛金の額の累積額及び当該累積額に係る運用収入その他の政令で定める収入の額の合計額から給付費の一部その他の政令で定める支出の額の合計額を控除した額（当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額。以下この条において単に「累積額」という。）について、政令の定めるところにより、信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同法第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結することができる。

3　基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る累積額について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する金銭信託の契約を締結しなければならない。

4　第二項に規定する厚生大臣の認定を受けた基金のうち、年金給付等積立金の総額が五百億円以上である基金であつて、かつ、当該年金給付等積立金の管理及び運用の体制について政令で定める要件に適合する旨の厚生大臣の認定を受けたものは、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、累積額について、政令の定めるところにより、前二項に

規定する契約を締結し、又は金融機関若しくは証券会社で政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）と次の各号に掲げる契約を締結することができる。

一　運用方法を特定する金銭信託の契約（確実と認められる有価証券で政令で定めるものの購入により運用するものに限る。）

二　前号に規定する有価証券の購入に関する契約

三　預金又は貯金の預入に関する契約

5　基金は、前項第二号に掲げる有価証券の購入に関する契約を締結する場合においては、当該契約の相手方である金融機関等と当該有価証券の保管の委託に関する契約を締結しなければならない。

6　信託会社、生命保険会社又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、第一項から第三項までに規定する契約の締結を拒絶してはならない。

第九章第一節第五款中第百三十六条の次に次の二条を加える。

（年金給付等積立金の積立て）

第百三十六条の二　基金は、政令の定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

（年金給付等積立金及び資金の運用等）

第百三十六条の三　年金給付等積立金は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない。

2　基金の業務上の余裕金は、政令の定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に運用しなければならない。

3　基金は、事業年度その他その財務に関しては、前条及び前二項の規定によるほか、政令の定めるところによらなければならない。

第百四十九条の見出しを「（連合会）」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第一款　通則

第百五十一条の次に次の款名を付する。

第二款　設立及び管理

第百五十三条第一項第八号中「信託又は保険の」を「年金給付等積立金の管理及び運用に関する」に改める。

第百五十八条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金給付等積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。

第百五十八条の次に次の三条及び款名を加える。

（理事の義務及び損害賠償責任）

第百五十八条の二　理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づいてする厚生大臣の処分、規約及び評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　理事が前条第三項に規定する連合会の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、連合会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（理事の禁止行為等）

第百五十八条の三　理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生省令で定める行為をしてはならない。

2　連合会は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、評議員会の議決を経て、交代させることができる。

（理事長の代表権の制限）

第百五十八条の四　連合会と理事長（第百五十八条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

第三款　連合会の行う業務

第百五十九条の見出しを「（連合会の業務）」に改め、同条第四項中「第百三十条第六項」を「第百三十条第四項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第百五十九条の二を第百五十九条の三とし、第百五十九条の次に次の一条を加える。

（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）

第百五十九条の二　連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

2　連合会は、年金給付等積立金の運用であって前項に規定する契約以外の方法によるものを適正に行うのに必要な要件であって政令で定めるものに適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、同項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、当該認定があった日以後に連合会がこの法律に基づき基金又は解散した基金から交付を受け、又は徴収した額の累積額及び当該累積額に係る運用収入その他の政令で定める収入の額の合計額から給付費の一部その他の政令で定める支出の額の合計額を控除した額（当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額。以下この条において単に「累積額」という。）について、政令の定めるところにより、信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

3　連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る累積額について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する金銭信託の契約を締結しなければならない。

4　連合会は、第二項に規定する厚生大臣の認定を受けた場合において、年金給付等積立金の管理及び運用の体制について政令で定める要件に適合する旨の厚生大臣の認定を受けたときは、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、累積額について、政令の定めるところにより、前二項に規定する契約を

締結し、又は金融機関等と次の各号に掲げる契約を締結することができる。

一　運用方法を特定する金銭信託の契約（確実と認められる有価証券で政令で定めるものの購入により運用するものに限る。）

二　前号に規定する有価証券の購入に関する契約

三　預金又は貯金の預入に関する契約

5　連合会は、前項第二号に掲げる有価証券の購入に関する契約を締結する場合においては、当該契約の相手方である金融機関等と当該有価証券の保管の委託に関する契約を締結しなければならない。

6　第百三十条の二第六項の規定は、第一項から第三項までに規定する契約について準用する。

第百六十四条に次の一項を加える。

3　第百三十六条の二及び第百三十六条の三の規定は、連合会の年金給付等積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。

第百六十五条の次に次の款名を付する。

第四款　解散及び清算

第百七十五条を次のように改める。

第百七十五条　削除

第百七十六条中「第百三十条第四項又は第百五十九条第五項」を「第百三十条の二第一項から第五項まで又は第百五十九条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第七条の二第一項中「第四十七条の三第一項」の下に「、第五十二条第四項、第五十四条第二項ただし書」を加え、「次条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第七条の三　当分の間、次の各号に掲げる者であつて、一年以上の被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの（被保険者であつてその者の標準報酬等級が政令で定める等級以上の等級であるものを除く。）は、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二条ただし書に該当したときは、この限りでない。

一　附則第八条第二項各号に該当しない男子であつて昭和二十一年四月二日以後に生まれた者

二　附則第八条第二項各号に該当しない女子であつて昭和二十六年四月二日以後に生まれた者

2　前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、当該請求と同時に行わなければならない。

3　第一項の請求があつたときは、第四十二条本文の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢厚生年金を支給する。

第七条の四　前条第三項の規定により支給する老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額とする。

2　前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3　被保険者である受給権者が六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける被保険者であつた期間（当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。）につき第四十三条の規定の例により計算した額を減じた額を加算して、年金の額を改定する。

4　被保険者である受給権者が六十五歳に達したときは、第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後六十五歳に達した月の前月までにおける被保険者であつた期間（当該受給権者が六十五歳に達した月前に前項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。）につき第四十三条の規定の例により計算した額を加算して、年金の額を改定する。

5　前二項の規定による年金の額の改定は、当該受給権者が被保険者の資格を喪失した月又は六十五歳に達した月の翌月から行う。

6　第四十四条及び第四十四条の二の規定は、第一項の老齢厚生年金の額について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時」とあるのは「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第七条の四第三項又は第四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」と、「前条」とあるのは「附則第七条の四第一項から第五項まで」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第七条の四第一項に規定する額（同条第三項又は第四項の規定により加算された額を含む。）」と読み替えるものとする。

7　第一項の政令は、前条第一項の請求を行う者が当該請求を行うときに、当該老齢厚生年金の額に係るその者の六十五歳前の支給額と六十五歳以後の支給額の組合せに関し、少なくとも二以上の型から選択することができるように定められるものとする。

第七条の五　附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が被保険者である場合において、その者の標準報酬等級が同条第一項に規定する政令で定める等級以上の等級であるときは、その間、その支給を停止する。

2　前条第六項において準用する第四十四条第一項の規定によりその額が加算された附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、その受給権者が六十五歳に達するまでの間は、当該加算された額に相当する部分の支給を停止する。

附則第八条第一項中「未満の者」の下に「（附則第七条の三第一項各号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第二項中「未満の者」の下に「（昭和二十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）」を加え、同条第四項中「附則第九条の二第四項」を「附則第九条の二第十五項」に改める。

附則第九条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十一条中「百分の五十」を「百分の七十、百分の六十五、百分の五十、百分の四十、百分の三十五」に改める。

附則第十二条の次に次の五条を加える。

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十二条の二　附則第八条第二項各号に該当しない男子であつて次の表の上欄に掲げる者について同条第一項及び附則第十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十一歳
昭和十五年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十二歳
昭和十七年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十三歳
昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十四歳
	六十歳以上六十五歳未満	六十四歳
	六十歳以上	六十四歳

2　附則第八条第二項各号に該当しない女子であつて次の表の上欄に掲げる者について同条第一項及び附則第十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十一歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十二歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十三歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳	六十四歳
	六十歳以上六十五歳未満	六十四歳
	六十歳以上	六十四歳

第十二条の三　次の表の上欄に掲げる者について附則第八条第二項の規定を適用する場合においては、同項各号中「五十五歳」とあるのは、同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳

（老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）

第十二条の四　当分の間、附則第十二条の二第一項又は第二項に規定する者であつて、一年以上の被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上であるもの（被保険者であつてその者の標準報酬等級が附則第七条の三第一項の政令で定める等級以上の等級であるものを除く。）は、それぞれ附則第十二条の二第一項及び第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者がその請求があつた日の前日において、第四十二条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2　附則第七条の三第二項の規定は、前項の請求について準用する。

3　第一項の請求があつたときは、第四十二条本文の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢厚生年金を支給する。

第十二条の五　前条第三項の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一　第四十三条の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額

二　附則第九条第一項の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額

2　前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3　被保険者である受給権者が特例支給開始年齢に達する前にその資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金（以下この項において「被加算老齢厚生年金」という。）の額に、次の各号に掲げる額を合算した額を加算して、年金の額を改定する。

一　当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける被保険者であつた期間（当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。次号において「加算対象期間」という。）につき第四十三条の規定の例により計算した額から政令で定める額を減じた額

二　次のイ及びロに掲げる額を合算した額（被加算老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者期間（以下この号において「被加算対象期間」という。）の月数が四百二十以上である場合にあつては、ロに掲げる額）から政令で定める額を減じた額

イ　千三百八十八円に加算対象期間の月数（被加算対象期間の月数が四百二十未満であり、かつ、加算対象期間の月数と被加算対象期間の月数を合算した月数が四百二十を超えるときは、四百二十から被加算対象期間の月数を控除して得た月数）を乗じて得た額

ロ　加算対象期間の平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する額に加算対象期間の月数を乗じて得た額

4　前項の規定は、被保険者である受給権者が特例支給開始年齢に達した場合又は特例支給開始年齢に達した日から六十五歳に達する日の前日までの間にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくしてその資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合について準用する。この場合において、同項中「その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金」とあるのは「特例支給開始年齢に達した月又は特例支給開始年齢に達した後六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失した月（以下この項において「基準月」という。）における老齢厚生年金」と、「その被保険者の資格を喪失した月の前月」とあるのは「基準月の前月」と、「その被保険者の資格を喪失した月前」とあるのは「基準月前」と、「額から政令で定める額を減じた額」とあるのは「額」と、「ロに掲げる額）から政令で定める額を減じた額」とあるのは「ロに掲げる額）」と読み替えるものとする。

5　被保険者である受給権者が六十五歳に達したときは、第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者がその権利を取得した月以後六十五歳に達した月の前月までにおける被保険者であつた期間（当該受給権者が六十五歳に達した月前に第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による年金の額の改定が行われたことがある場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。）につき第四十三条の規定の例により計算した額を加算して、年金の額を改定する。

6　附則第七条の四第五項の規定は、前項及び第三項（第四項において準用する場合を含む。）の規定による年金の額の改定について準用する。

7　第四十四条及び第四十四条の二の規定は、第一項の老齢厚生年金の額について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時」とあるのは「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第十二条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」と、「前条」とあるのは「附則第十二条の五第一項から第六項まで」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第十二条の五第一項に規定する額（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により加算される額を含む。）から、附則第九条第一項第一号の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額（附則第十二条の五第三項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する被加算対象期間の月数が四百二十未満である場合にあつては、政令で定める額を含む。）を控除した額」と読み替えるものとする。

8　附則第七条の四第七項の規定は、第一項の政令について準用する。この場合において、同条第七項中「六十五歳」とあるのは、「特例支給開始年齢」と読み替えるものとする。

第十二条の六　附則第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金は、当該受給権者が被保険者である間は、その支給を停止する。ただし、その者の標準報酬等級が附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令の定めるところにより、それぞれ、前条第一項第二号に掲げる額（同条第三項（同条第四

項において準用する場合を含む。）の規定による加算額（同条第三項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する額に限る。）を含む。）の百分の八十、百分の六十五、百分の五十、百分の三十五又は百分の二十に相当する部分に限り支給を停止する。

2　附則第七条の五第二項の規定は、附則第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の五第二項中「前条第六項」とあるのは「附則第十二条の五第七項」と、「受給権者が六十五歳」とあるのは「受給権者であつて附則第十二条の二第一項又は第二項に規定する者がそれぞれこれらの規定の表の下欄に掲げる年齢」と読み替えるものとする。

附則第十三条の前に見出しとして「（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の年金給付の特例）」を付し、同条第一項第一号中「附則第八条」を「附則第七条の三第三項、第八条又は第十二条の四第三項」に改め、同項第二号中「附則第八条」を「附則第七条の三第三項、第八条又は第十二条の四第三項」に、「附則第九条第三項」を「附則第七条の四第三項若しくは第四項、第九条第三項又は第十二条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項」に改め、同条第二項中「附則第八条」を「附則第七条の三第三項、第八条又は第十二条の四第三項」に、「「当該」を「「これらの」に、「（当該」を「（附則第八条の規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

4　附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、第百三十二条第二項中「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「加算対象期間」という。）を除く。）」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額（加算対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第百三十三条中「前条第二項に規定する額」とあるのは「附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項に規定する額（当該老齢厚生年金が附則第十二条の六第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項に規定する額から、当該額につき附則第十二条の六第一項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額に相当する額）」とする。

附則第十三条の二中「附則第八条第四項及び第十一条」を「附則第七条の五第一項、第八条第四項、第十一条及び第十二条の六第一項」に、「附則第八条の」を「附則第七条の三第三項、第八条又は第十二条の四第三項の」に、「同条中」を「附則第十一条中」に、「と読み替える」を「と、附則第十二条の六第一項中「前条第一項第二号に掲げる額（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による加算額（同条第三項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する額に限る。）を含む。）」とあるのは「年金給付の額のうち、附則第十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百六十二条の三第三項に規定する額に相当する額」と読み替える」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する年金給付については、第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用する第百三十二条第二項」とする。

附則第十四条第一項中「並びに附則第八条第一項及び第二項、次条、附則第二十八条の三第一項並びに附則第二十八条の四第一項」を「の規定並びに附則第七条の三第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の四第一項の規定、次条の規定並びに附則第二十八条の三第一項及び第二十八条の四第一項」に改める。

○附則第十六条の三を附則第十六条の四とし、○附則第十六条の二第一項中「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三、第五十二条第四項、第五十二条の二第二項及び第五十四条第二項ただし書」に改め、「当分の間」の下に「附則第七条の三第三項若しくは第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は」を加え、「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第三項」に改め、同条第二項中「第五十二条第五項」を「第五十二条第七項」に、「又は」を「、附則第十六条の三とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。則第七条の三第三項若しくは第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は」に改める。

（老齢厚生年金の特例の見直し）

第十六条の二　附則第八条の規定に基づく老齢厚生年金の特例については、平成二年以降において初めて行われる財政再計算の際において、厚生年金保険事業の財政の将来の見通し、高年齢者に対する就業の機会の確保等の措置の状況、基礎年金の給付水準及びその費用負担の在り方等を総合的に勘案して見直しを行うものとし、これに基づく所要の措置は、別に法律をもつて定めるものとする。

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第四十四条第一項」を「同法第四十四条第一項、同法附則第七条の四第一項及び同法附則第十二条の五第一項第一号」に、「第五十条（第五十条の二第一項」を「同法第五十条（同法第五十条の二第一項」に、「第六十条」を「同法第六十条」に改め、「附則第九条第一項第二号」の下に「（同法附則第十二条の五第一項第二号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附則第十五条第二項中「第四十四条第一項」の下に「、同法附則第七条の四第一項及び同法附則

第十二条の五第一項第一号を、「附則第九条第一項」の下に「（同法附則第十二条の五第一項第二号において適用する場合を含む。）」を加える。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる期間又は昭和六十年十月から平成元年三月までの期間であつて同表の上欄に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十一年三月以前の期間にあつては、船員保険の被保険者であつた期間を含む。）を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項及び昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、厚生年金保険法第四十三条中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額（その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第五条第一項に規定する政令で定める期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、当該期間における標準報酬等平均額（厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）の標準報酬月額及び国民年金法第五条第六項に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬の月額（組合員ごとの同法第五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律に規定する標準報酬の月額（昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額）、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（法律第九十二号附則第五条第一項に規定する政令で定める期間のうちの最後の期間における厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）の標準報酬月額及び国民年金法第五条第六項に規定する年金保険者たる共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。）の標準報酬の月額（組合員ごとの同法第五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律に規定する標準報酬の月額、給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額をいう。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とし、その月が法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額に、同表の下欄に掲げる率に同項に規定する政令で定める期間のうちの最初の期間に係る同項に規定する政令で定める率を乗じて得た率に相当する率を参酌して政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額とする。）」とする。

昭和三十三年三月以前	一一・四八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一一・二三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一一・〇八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	九・一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	六・四六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・一九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・四七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・四一
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・九六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・一七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・八五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・四一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・三三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・二〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一四

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・〇六

2　次の表の上欄に掲げる期間又は前項に規定する政令で定める期間（昭和六十一年三月以前の期間に限る。）に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者に対する同項の規定の適用については、同項中「上欄に掲げる期間又は」とあるのは「上欄に掲げる期間若しくは」と、「期間を含む。」とあるのは「期間を含む。）又は次項の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間」と、「附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間」とあるのは「附則第五条第一項（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項）の表の上欄に掲げる期間」と、「同表の下欄」とあるのは「同条第一項の表（その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月である場合は、同条第二項の表）の下欄」と、「掲げる率に同項に規定する政令」とあるのは「掲げる率に同条第一項に規定する政令」と読み替えるものとする。

昭和三十三年三月以前	一一・三三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一〇・八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一〇・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・三七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	六・六四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	六・〇二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・六九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	四・七三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・一六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	三・三一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・九九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・〇五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・七五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・四五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・三七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・二二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・〇五

附則第五条第三項中「昭和五十五年六月一日」を「平成元年十四月一日」に改め、「四万五千円に」を「五万四千六百七十五円に」の下に「第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる率に乗ずることとされる率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に」を加え、「四万五千円と」を「当該政令で定める額と」に改める。同条第五項中「附則第九条第四項」を「附則第七条の四第六項、同法附則第九条第四項及び同法附則第十二条の五第七項」に改め、同項後段を削る。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「同法第四十四条第一項、同法附則第七条の四第一項及び同法附則第十二条の五第一項第一号」に、「第五十条（第五十条の二第一項」を「同法第五十条（同法第五十条の二第一項」に、「第六十条」を「同法第六十条」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三条中「附則第九条第四項」を「附則第七条の四第六項、同法附則第九条第四項及び同法附則第十二条の五第七項並びに昭和六十年改正法附則第六十二条の二第二項」に、「同法第五十条の二」を「厚生年金保険法第五十条の二」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項の表中「三十三万円」を「三十三万二千四百円」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四八条　国民年金法等の一部を改正する法律○（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを「（二十歳未満の自営業者等の取扱い）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第五条○中「附則第三十八条」を「附則第三十八条の二」に改め、同条○第九号中「「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第十号から第十四号までの規定中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十七号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第十八号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十九号中「第八号の五ロからホまで」を「国民年金法第五条第一項第二号から第五号まで」に改める。

附則第八条第一項中「この条において」を「この条、附則第三十二条第六項、第七十八条第五項及び第八十七条第六項において」に、「「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第八項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項及び第四項」を「平成三年四月一日」に改め、同条第九項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十条の三第二項」を「、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項」に、「同法第三十七条ただし書」を「第三十七条ただし書」に改め、同条第十三項中「昭和六十六年四月三十日」を「平成三年四月三十日」に改める。

附則第八条の二中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「若しくは第十八条第一項」を「、第十八条第一項若しくは第三十二条第六項」に改める。

附則第十一条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新被用者年金各法」を「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律」に改める。同条第五項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十二条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九条の二第一項」を「同法附則第九条の二第一項」に改める。

附則第十三条中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九条の二第三項」を「同法附則第九条の二第四項」に、「及び附則第九条の三第二項」を「、同法附則第九条の二第六項及び第七項並びに同法附則第九条の三第二項」に改め、「含む。）」の下に「並びに同法附則第九条の二第六項及び第七項」を加える。

附則第十四条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「十八万円」を「十九万二千円」に改め、同条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十五条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十七条第一項中「及び新国民年金法」を「及び国民年金法」に改め、同項第一号中「老齢福祉年金の額」の下に「（同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」を加え、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。同条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「附則第九条の二第三項」を「附則第九条の二第四項」に改める。

附則第十八条第二項及び第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第十九条第一項中「新国民年金法附則第九条の二第二項の規定により支給するものを除く」を「その受給権者が六十五歳に達しているものに限る」に改める。

附則第二十条第一項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十条の三第二項」を「、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項」に改め、同条第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第二十一条中「前条」を「初診日が平成三年五月一日前にある傷病による障害について前条」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項」に、「の適用については、当分の間」を「を適用する場合においては」に改める。

附則第二十八条第五項及び第六項並びに附則第三十一条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第三十二条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同項の表を次のように改める。

旧国民年金法第二十七条第一項	合算した額	合算した額（その額が六十六万六千円を超えるときは、当該額とする。）
	千六百八十円に保険料納付済期間	二千百三十三円（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十二条第二項の規定の適用がある場合には三千二百円。次号において同じ。）に保険料納付済期間
	千六百八十円に保険料免除期間	二千百三十三円に保険料免除期間
旧国民年金法第三十八条及び第四十三条	五十万千六百円	六十六万六千円
旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	二万四千円	六万四千円
	六万円	十九万二千円
旧国民年金法第三十九条の二第一項	十八万円	十九万二千円

旧国民年金法第五十条	二分の一	四分の三
旧国民年金法第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項	三十一万八千円	三十四万八百円
旧国民年金法第七十七条第一項第一号	六百五十円	八百二十六円
附則第百九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律」という。）第八十六条第二項	二十七万千二百円	三十四万四千四百円
第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律」という。）附則第二十条第二項	二十七万千二百円	三十四万四千四百円

附則第三十二条第三項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、「（障害福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）」を削り、同条第四項中「のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものに限る。）及び通算老齢年金」を「（老齢福祉年金を除く。）」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、「（障害福祉年金を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。）を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び同法第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む。）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、国民年金法第三十四条第一項及び第四項並びに第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項各号のいずれかに該当する者であつたものとみなす。

附則第三十二条第七項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第八項中「新国民年金法附則第九条の二第六項」を「国民年金法附則第九条の二第十項」に改める。

附則第三十二条の二を削る。

附則第三十三条第二項第一号中「第五条本文に規定する額（」を「第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により手当の額が改定されているときは、その額とし、」に、「額）」を「額とする。）」に改め、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第三十四条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第四項第一号中「国民年金基金が」を「国民年金基金又は国民年金基金連合会が」に改め、「二百円」の下に「（国民年金法第二十八条又は附則第九条の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に基金が支給する年金については、政令で定める額）」を加え、「加入員期間」を「加入員期間（同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ。）又は当該国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つている年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間」に改め、同項第二号中「死亡を支給事由とする」を削り、「国民年金基金」の下に「又は国民年金基金連合会」を加える。

附則第三十六条第三項の表の上欄中「昭和六十四年三月」を「平成元年三月」に、「昭和六十四年四月」を「平成元年四月」に、「昭和六十五年三月」を「平成二年三月」に改め、同表の下欄中「昭和六十四年」を「平成元年」に改め、同表の昭和六十五年四月以後の月分の項及び同条第四項を削る。

附則第三十七条中「昭和六十四年三月」を「平成元年三月」に改める。

附則第四十一条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改める。

附則第四十七条第四項中「昭和六十六年四月一日」を「平成三年四月一日」に改める。

附則第四十八条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第八条第一項及び第二項、第十五条、第二十八条の三並びに第二十八条の四」を「附則第七条の三第一項、同法附則第八条第一項及び第二項、同法附則第十二条の四第一項、同法附則第十五条、同法附則第二十八条の三並びに同法附則第二十八条の四」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「、第五十二条第五項、第五十四条第三項」を加え、「及び同法」を「及び」に改め、同条第七項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第四十八条の二を次のように改める。

（共済組合の組合員であつた期間の確認の特例）

第四十八条の二　厚生年金保険法附則第七条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「規定する組合員であつた期間」とあるのは「規定する組合員であつた期間又は

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの（以下この項において「組合員であつた期間等」という。）」と、「又は附則第十五条」とあるのは「若しくは附則第十五条又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第五項若しくは第八十七条第六項」と、「当該組合員であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」とする。

附則第五十二条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「第四十三条」の下に「附則第六十二条の二第一項並びに」を加え、「及び第六十条第一項」を「及び同法第六十条第一項並びに同法附則第七条の四第三項及び第四項並びに同法附則第十二条の五第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項」に改め、「第四十四条の三第四項」の下に「並びに同法附則第七条の四第一項及び同法附則第十二条の五第一項第一号」を、「附則第九条第一項第二号」の下に「（同法附則第十二条の五第一項第二号において適用する場合を含む。）」を加える。

附則第五十三条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十六条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法に」を「厚生年金保険法に」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新被用者年金各法（新厚生年金保険法を除く。以下この条において同じ。）」及び「「新被用者年金各法」を「同法第五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律」に改め、同条第六項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十七条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第八条第一項及び第二項」を「同法附則第七条の三第一項、第八条第一項及び第二項、第十二条の四第一項」に改める。

附則第五十八条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第五十九条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十四条の三第四項」を「（同条第二項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二千五十円に乗じて得た額」を「二千六百三円」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする。）」に改め、「第四十四条の三第三項及び第四項並びに同法附則第十二条の五第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十四条の三第四項並びに附則第六十二条の二第一項並びに厚生年金保険法附則第九条第一項第一号（同法附則第十二条の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二条の五第三項第二号イ」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二千五十円に乗じて得た額」を「二千六百三円」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項第一号及び新厚生年金保険法附則第九条第一項第一号」を「第二項第一号及び第四項並びに附則第六十二条の二第一項並びに厚生年金保険法附則第九条第一項第一号（同法附則第十二条の五第一項第二号において適用する場合を含む。）及び同法附則第十二条の五第三項第二号イ」に、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定により支給する老齢厚生年金の額については、当分の間、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超えるときは、同法附則第七条の四第一項中「第四十三条」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同法附則第十二条の五第一項第一号中「第四十三条」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項」とする。

4　厚生年金保険法附則第七条の四第三項の規定により加算される額は、当分の間、厚生年金保険の被保険者である老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合において、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者期間（以下この項において「被加算対象期間」という。）の月数が四百二十未満であるときは、同項の規定にかかわらず、当該加算される額に、千三百八十八円に当該受給権者がその権利を取得した月以後その被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者がその被保険者の資格を喪失した月前に同項の規定により年金の額の改定が行われたことがある場合にあ

つては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。以下この項において「加算対象期間」という。）の月数（当該月数と被加算対象期間の月数を合算した月数が四百二十を超えるときは、四百二十から被加算対象期間の月数を控除して得た月数）を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額を加算した額とする。

15　前項の規定は、厚生年金保険法附則第七条の四第四項又は第十二条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項の規定により加算される額について準用する。この場合において、前項の規定中次の表の第一欄に掲げる字句は、同法附則第七条の四第四項について準用する場合にあつては同表の第二欄に掲げる字句に、同法附則第十二条の五第三項について準用する場合にあつては同表の第三欄に掲げる字句に、同条第四項において準用する同条第三項について準用する場合にあつては同表の第四欄に掲げる字句に、同条第五項について準用する場合にあつては同表の第五欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した	六十五歳に達した	特例支給開始年齢に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した	特例支給開始年齢に達した場合又は特例支給開始年齢に達した後六十五歳に達する前にその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した	六十五歳に達した
その被保険者の資格を喪失した月	六十五歳に達した月		特例支給開始年齢に達した月又は特例支給開始年齢に達した後六十五歳に達する前に被保険者の資格を喪失した月	六十五歳に達した月
同項の規定により	同条第四項の規定により	同法附則第十二条の五第三項の規定により	同法附則第十二条の五第四項において準用する同条第三項の規定により	同法附則第十二条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により

附則第六十条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「同法附則第九条第四項」を「附則第六十二条の二第二項並びに同法附則第七条の四第六項、同法附則第九条第四項及び同法附則第十二条の五第十一項」に改め、同項の表中「二万四千円」を「二万八千二百円」に、「四万八千円」を「五万六千四百円」に、「七万二千円」を「八万四千六百円」に、「九万六千円」を「十一万二千八百円」に、「十二万円」を「十四万千円」に改める。

附則第六十一条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「及び同法附則第九条第四項」を「並びに附則第六十二条の二第二項並びに同法附則第七条の四第六項、同法附則第九条第四項及び同法附則第十二条の五第十項」に、「同法第四十六条、同法第六十二条第一項」を「第四十六条、第六十二条第一項の規定」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

「附則第九条第一項第一号」の下に「（同法附則第十二条の五第一項第二号において適用する場合を含む。）」を加える。

附則第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二　第四種被保険者である厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が、六十五歳に達した後その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から一月を経過したときは、同法附則第七条の四第二項及び第十二条の五第二項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月における老齢厚生年金の額に、当該受給権者が六十五歳に達した月からその被保険者の資格を喪失した月の前月までにおける厚生年金保険の被保険者期間（当該受給権者がその被保険者の資格を喪失した月前にこの項の規定による年金の額の改定が行われた場合にあつては、当該改定後の年金の額の計算の基礎となつた期間を除く。以下この項において「加算対象期間」という。）につき同法第四十三条の規定の例により計算した額と千三百八十八円に加算対象期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算して、年金の額を改定する。

12　厚生年金保険法第四十四条及び同法附則第七条の四第五項の規定は、前項の規定による年金の額の改定について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「当時」とあるのは「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第六十二条の二第一項の規定により当該月数が二百四十となるに至つた当時。第三項において同じ。）」と、「前条」とあるのは「厚生年金保険法附則

第七条の四第一項から第五項まで及び第十二条の五第一項から第六項までの規定並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二条の二第一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法附則第七条の四第五項中「喪失した月又は六十五歳に達した月」とあるのは「喪失した月」と読み替えるものとする。

3　厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十五歳以上の国民年金の被保険者である間は、その支給を停止する。

4　厚生年金保険法附則第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十五歳以上の国民年金の被保険者である間は、附則第五十九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第十二条の五第一項第一号に掲げる額（同条第三項の規定による加算額（同項第一号に規定する額に限る。）、同条第四項において準用する同条第三項若しくは第五項の規定による加算額（同法第四十三条の規定により計算される額に限る。）又は附則第五十九条第五項において準用する同条第四項の規定による加算額を含む。）に相当する部分の支給を停止する。

附則第六十三条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに同法第五十八条第一項第四号、」を「及び第五十八条第一項第四号の規定並びに同法」に改める。

附則第六十四条第一項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十七条の三第二項及び」を「同法第四十七条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法」に改め、同条第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に改める。

附則第六十五条中「前条、新厚生年金保険法」を「初診日が平成三年五月一日前にある傷病による障害について、又は同日前に死亡した者について前条、厚生年金保険法」に、「第四十七条の三第二項及び」を「同法第四十七条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法」に、「同法第五十八条第一項ただし書」を「第五十八条第一項ただし書」に、「この適用については、当分の間」を「を適用する場合においては」に、「及び第五十八条第一項ただし書」を「及び同法第五十八条第一項ただし書」に改める。

附則第六十九条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十二条第二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十三条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二項中「「障害等級」を「「障害等級」に改め、「「六十歳」とあるのは「五十五歳」と」を削り、同法第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十三条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十四条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

附則第七十五条中「みなす」の下に「ものとし、次の表の上欄に掲げる者については、この条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第六十九条中「六十歳」とあるのは、同表の下欄のように読み替える」を加え、同条に次の表を加える。

昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳

附則第七十七条（見出しを含む。）中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十八条第二項の表を次のように改める。

旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号	二千五十円	二千六百三円	
旧厚生年金保険法第三十四条第五項	十八万円	十九万二千円	
	二万四千円	六万四千円	
	六万円	十九万二千円	
旧厚生年金保険法第四十六条第一項	第一級から第六級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級であるときは、それぞれ、その期間については	百分の五十	第一級から第十四級まで
旧厚生年金保険法第四十六条第二項		百分の三十五、〇百分の四十、〇百分の五十、百分の六十五、百分の七十	昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級であるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ

旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項	第一級から第六級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、	百分の五十	昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ
旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項	第一級から第十四級まで	百分の三十五、○百分の四十、○百分の五十、百分の六十五、百分の七十	昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び同法第六十条第二項	五十万千六百円		六十六万六千円
旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項	十二万円 二十一万円		十二万八千円 二十二万四千円
旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	九万八千四百円		政令で定める額（その額が十万七千八百円に満たないときは、十万七千八百円）
旧交渉法第十九条の三第一項	第一級から第十四級まで		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十五条の二	五十万千六百円		六十六万六千円
改正前の法律第九十二号附則第三条第二項	五十万千六百円		六十六万六千円
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円 二万四千円 六万円		十九万二千円 六万四千円 十九万二千円

附則第七十八条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び同法第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における○国民年金の○被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む。）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、厚生年金保険法第五十二条第一項及び第四項並びに第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であつたものとみなす。

附則第七十九条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十条第一項の表中「昭和六十四年九月」を「平成元年九月」に改め、○「○昭和六十四年十月以後」を「平成元年十月から国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第　号）の施行の日の属する月まで」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第八十二条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号及び第二号中「乗じて得た額」の下に「（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第三号中「期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」を「期間（以下この号において「当該特例期間」という。）以外の加入員たる被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間（以下この号において「加算対象期間」という。）を除く。以下この号において同じ。）の」に、「額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間」を「額に当該特例期間」に改め、「乗じて得た額」の下に「から政令で定める額を減じた額（加算対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」を加え、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十四条第三項中「若しくは新厚生年金保険法」を「若しくは厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「規定する額」及び「合算した額」の下に「（同法附則第七条の三第三項又は

第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「計算した額」の下に「（同法附則第七条の三第三項又は第十二条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）」を加え、同項第三号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十六条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに同法第五十八条第一項第四号、」を「及び第五十八条第一項第四号の規定並びに同法」に改める。

附則第八十七条第三項の表を次のように改める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千円	六十二万四千七百二十円
	三万二千八百円	四万千六百四十八円
	三十六万九千円	四十六万八千五百四十円
旧船員保険法第三十六条第一項	十八万円	十九万二千円
	六万円	十九万二千円
	十二万円	三十八万四千円
	二万四千円	六万四千円
旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項	第一級乃至第六級ノ等級タル期間、第七級乃至第十一級ノ等級タル期間又ハ第十二級乃至第十四級ノ等級タル期間	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法附則第八条第一項第三号ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル等級以下ノ等級タル期間
	夫々	当該標準報酬ノ等級ニ応ジテ政令ヲ以テ定ムル所ニ依リ
	百分ノ五十	百分ノ三十五、〇百分ノ四十、〇百分ノ五十、百分ノ六十五、百分ノ七十
旧船員保険法第三十八条第二項	第一級乃至第十四級ノ等級	前項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級
旧船員保険法第三十九条ノ五第二項	第一級乃至第十四級ノ等級	第三十八条第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級
旧船員保険法第四十一条第一項第一号ロ	二十四万六千円	三十一万二千三百六十円
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	五十万千六百円	六十六万六千円
旧船員保険法第四十一条ノ二第一項	十八万円	十九万二千円
	六万円	十九万二千円
	十二万円	三十八万四千円
	二万四千円	六万四千円
旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号ロ	六万千五百円	七万八千九十円
旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ	十二万三千円	十五万六千百八十円
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二	十二万円	十二万八千円
	二十一万円	二十二万四千円
旧船員保険法別表第三ノ二	六〇、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
	一二〇、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円
	一四四、〇〇〇円	四四八、〇〇〇円
	二四、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十六条	五十万千六百円	六十六万六千円
改正前の法律第百五号附則第十六条第三項	二千五十円	二千六百三円
改正前の法律第百五号附則第十六条第四項第一号	二千五十円	二千六百三円
	八十六万千円	百九万三千二百六十円
附則第百十条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条	九万八千四百円	政令で定める額（その額が十万七千八百円に満たないときは、十万七千八百円）
改正前の法律第九十二号附則第八条第四項	五十万千六百円	六十六万六千円

附則第八十七条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五項中「のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び同法第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における○国民年金の○被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む。）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、厚生年金保険法第五十二条第一項及び第四項並びに第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であつたものとみなす。

附則第九十四条第四項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「及び第三十条の三第二項」を「、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項」に改める。

附則第九十七条第二項中「新法」を「児童扶養手当法第五条の二並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第九条五　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「五月、八月及十一月ノ四期」を「四月、六月、八月、十月及十二月ノ六期」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三万四千円」を「三万四千二百円」に、「三万九千円」を「三万九千二百円」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十一条六　児童扶養手当法○（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（手当額）

第五条　手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万五千百円とする。

2　その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ二千円（そのうち一人については、五千円）を加算した額とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（手当額の自動改定）

第五条の二　前条第一項に規定する手当の額については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和六十三年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2　前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

第八条の見出し中「改定」を「改定時期」に改め、同条第一項及び第三項中「行なう」を「行う」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第十二条七　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万七千五百円」を「二万七千八百四円」に、「四万千三百円」を「四万〇千二百六百円」に改める。

第十六条中「児童扶養手当法第八条」を「児童扶養手当法第五条の二、第八条」に改める。

第十八条中「一万千七百円」を「一万〇千二百八百円」に改める。

第二十六条の三中「二万九百五十円」を「二万二千百五十円」に改める。

第十三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条中「二万七千七百円」を「二万八千四百円」に、「四万千六百円」を「四万二千六百円」に改める。

第十六条中「児童扶養手当法」の下に「第五条の二、」を加える。

第十八条中「一万千八百円」を「一万二千百円」に改める。

第二十六条の三中「二万千百円」を「二万二千二百五十円」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日平成元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中厚生年金保険法第八十一条の改正規定及び第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十条の改正規定、第七条、第十条及び第十二条の規定並びに次項の規定並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二　第一条中国民年金法第十八条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第三十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第四項の改正規定、同法附則第三十二条の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八条第四項及び第八十七条第五項の改正規定並びに第五条の規定　平成二年二月一日

三　○第一条中国民年金法第八十七条の改正規定、○第二条中厚生年金保険法目次の改正規定、同法第百十五条及び第百二十条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第百三十条の改正規定、同法第百三十条の二を第百三十条の三とし、第百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第九章第一節第五

款中第百三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第百四十九条の改正規定、同条の前に款名を付する改正規定、同法第百五十一条の次に款名を付する改正規定、同法第百五十三条及び第百五十八条の改正規定、同条の次に三条及び款名を加える改正規定、同法第百五十九条の改正規定、同法第百五十九条の二を第百五十九条の三とし、第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十四条の改正規定、同法第百六十五条の次に款名を付する改正規定、同法第百七十五条並びに第百七十六条の改正規定並びに○附則第二十三（第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定並びに附則第五条の規定、○昭和四十年法律第三十四号）条中法人税法○第八十四条の改正規定、附則第二十四条中印紙税法○（昭和四十二年法律第二十号）別表第三文書名の欄の改正規定及び附則第二十七条中地方税法○（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の改正規定　平成二年九月一日

三　第一条中国民年金法第七条から第九条まで及び第八十七条の改正規定、同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条及び第三十六条の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定　平成二年四月一日

四　第一条中国民年金法目次の改正規定、同法○第七条から第九条まで、○第四十五条、第九十五条の二及び第百十一条の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第百十五条の前に款名を付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第百十八条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第百二十条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十五条の改正規定、同法第百二十六条の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第百二十七条の改正規定、同条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第百二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二十九条から第百三十一条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百三十二条及び第百三十三条の改正規定、同法第百三十四条の改正規定、同法第百三十六条及び第百三十七条の改正規定、同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百四十条から第百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節　罰則」を「第四節　罰則」に改める改正規定並びに同法第百四十三条及び第百四十五条から第百四十八条までの改正規定並びに○第八条○中国民年金法等の一部を改正する法律附則○第四条、第五条第九号、第三十二条第七項及び○同法附則第五条、第六条及び○の改正規定並びに第四条○第四項

五　第一条中国民年金法附則第九条の二の改正規定（「第三十条の四第二項」の下に「、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書」を加える部分を除く。）及び同法附則第九条の三の改正規定、第二条中厚生年金保険法第五十九条及び第六十五条の二の改正規定、同法附則第七条の二の改正規定（「次条第一項」を「附則第八条第一項」に改める部分に限る。）、同条の次に三条を加える改正規定、同法附則第八条の改正規定、同法附則第十二条の次に五条を加える改正規定、同法附則第十三条から第十四条までの改正規定、同法附則第十六条の二の改正規定（「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三、第五十二条第四項、第五十二条の二第二項及び第五十四条第二項ただし書」に改める部分及び「第五十二条第五項」を「第五十二条第七項」に改める部分を除く。）、第三条の規定、第四条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第五項の改正規定、第五条及び第六条の規定並びに第八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条の改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同法附則第十六条の二の改正規定（「新国民年金法」を「国民年金法」に改める部分を除く。）、同法附則第十七条第二項、第十九条及び第三十二条第八項の改正規定、同法附則第四十八条第二項から第五項まで及び第七項の改正規定、同法附則第五十二条、第五十七条及び第五十八条の改正規定、同法附則第五十九条の改正規定（「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める部分、「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める部分、「新国民年金法」を「国民年金法」に改める部分及び「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二千五十円に乗じて得た額」を「二千六百三円」に改める部分を除く。）、同法附則第六十条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同法附則第九条第四項」を「附則第六十二条の二第二項並びに同法附則第七条の四第六項、同法附則第九条第四項及び同法附則第十二条の五第七項」に改める部分に限る。）、同法附則第六十一条の改正規定（「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める部分及び「同法第四十六条、同法第六十二条第一項」を「第四十六条、第六十二条第一項の規定」に改める部分を除く。）、同法附則第六十二条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七十二条第三項及び第四項の改正規定、

同法附則第七十五条及び第八十二条の改正規定並びに同法附則第八十四条の改正規定（「若しくは新厚生年金保険法」を「若しくは厚生年金保険法」に改める部分及び「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める部分を除く。）並びに附則第九条及び第十九条から第二十一条までの規定　別に法律で定める日

2　次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一　第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項の規定、第十条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定並びに第十二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（第八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに附則第七条の規定　平成元年四月一日

二　改正後の厚生年金保険法第二十条及び附則第十一条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第一項の項に係る部分に限る。）、附則第八十七条第三項（同項の表旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分に限る。）の規定並びに附則第九条第一項及び第二項の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（国民年金の年金たる給付に関する経過措置）

第二条　平成元年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第三条　平成二年三月三十一日において、第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「改正前の国民年金法」という。）第七条第一項第一号イに該当した者（同日において同項第二号又は第三号に該当した者及び改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった者を除く。）が、同年四月一日において第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第七条第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、改正後の国民年金法第八条の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2　平成二年三月三十一日において、改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であって改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であったものは、同年四月一日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において改正後の国民年金法第七条第一項第一号に該当するとき（国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、改正後の国民年金法第八条に該当しない場合においても、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

（国民年金の被保険者期間の特例）

第四条　改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した期間（同項第二号又は第三号に該当した期間及び改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間並びに二十歳未満であった期間及び六十歳以上であった期間を除く。）を有する者に係る当該期間は、改正後の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあっては、国民年金の被保険者期間に、改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に、それぞれ算入する。

2　前項の規定により国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入される期間の計算については、改正後の国民年金法第十一条の規定の例による。

3　改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）であって、改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であったものの当該被保険者期間は、改正後の国民年金法の適用については、改正後の国民年金法附則第五条第一項に規定する被保険者としての被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、改正前の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間であった期間は改正後の国民年金法第五条第二項の規定による保険料納付済期間と、改正前の国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間は改正後の国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

（国民年金の保険料に関する経過措置）

第五条　次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、改正後の国民年金法第八十七条第四項中「八千四百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間において改正後の国民

年金法第十六条の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十三年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に読み替えるものとする。

平成三年四月から平成四年三月までの月分	八千八百円	平成三年
平成四年四月から平成五年三月までの月分	九千二百円	平成四年
平成五年四月から平成六年三月までの月分	九千六百円	平成五年
平成六年四月から平成七年三月までの月分	一万円	平成六年

2　国民年金法第八十七条第四項に定める保険料の額は、平成七年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条　附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の際現に国民年金基金連合会という名称を使用している者については、改正後の国民年金法第百三十七条の四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

（農業者年金基金法による年金たる給付の額の改定の特例）

第七条　農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）附則第十五条第一項第二号の規定の適用については、農業者年金基金法第三十四条の二の規定により同法による年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

（厚生年金保険の年金たる保険給付の額に関する経過措置）

第七条八　平成元年三月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第八条九　施行日の属する月の初日平成元年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（昭和六十年改正法附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第十五条第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三条第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下第三項において「第四種被保険者」という。）及び昭和六十年改正法附則第十四条第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下「船員任意継続被保険者」という。）を除く。）のうち、平成元年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であって、同年同月の標準報酬月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。

3　標準報酬月額が八万円未満である第四種被保険者又は船員任意継続被保険者の施行日の属する月の翌月以の平成元年十月から平成二年九月までの標準報酬月額は、昭和六十年改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（次条において「旧厚生年金保険法」という。）第二十六条○又は昭和六十年改正法附則第五十条第三項○の規定にかかわらず、八万円とする。

（夫、父母等の遺族厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴う経過措置）

第九条　次の表の上欄に掲げる者については、改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項第一号及び第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第六十三条第三項中「六十歳」とあるのは同表の中欄のように、改正後の厚生年金保険法第六十五条の二中「六十五歳」とあるのは同表の下欄のように、それぞれ読み替えるものとする。

昭和十三年四月一日以前に生まれた者	五十五歳	六十歳
昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳	六十一歳
昭和十五年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳	六十二歳
昭和十七年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳	六十三歳
昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳	六十四歳

（厚生年金保険の第二種被保険者及び第三種被保険者等に係る保険料に関する経過措置）

第十条　施行日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百四十五」とあるのは、「千分の百四十三」とする。

2　改正後の昭和六十年改正法附則第五条第十一号に規定する第二種被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百四十五」とあるのは、同表の下欄のように○「千分の三十二」とあるのは「千分の三十」と、それぞれ読み替えるものとする。

施行日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分	千分の百四十一（三十八）
平成二年一月から平成三年十二月までの月分	千分の百四十一・五（一）
平成三年一月から平成四年十二月までの月分	千分の百四十四（三）
平成四年一月から平成五年十二月までの月分	千分の百四十五・五（四）

3　改正後の昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者の厚生年金保険法による保険料率○については、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百四十五」とあるのは、「千分の百六十三（国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第　号）の施行の日の属する月の翌月から平成二年十二月までの月分にあつては、千分の百六十一）」「千分の百六十四」とする。

4　第四種被保険者の施行日の属する月の翌月分の厚生年金保険法による保険料率は、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項の規定にかかわらず、千分の百二十四とする。

5　船員任意継続被保険者の施行日の属する月の翌月分の厚生年金保険法による保険料率は、第三項の規定にかかわらず、千分の百三十六とする。

（厚生年金基金の加入員に係る保険料率の特例）

第十一条　附則第一条第一項第五号に定める日までの間における厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の二十七」とあるのは、当該被保険者のうち改正後の昭和六十年改正法附則第五条第十一号に規定する第二種被保険者以外の者であるものについては「千分の三十二」と、当該被保険者のうち同号に規定する第二種被保険者であるものについては「千分の三十」とする。

（第七条の規定の施行に伴う経過措置）

第十二条　平成元年三月以前の月分の昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第十三条　国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下「改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、改正前の国民年金法第十六条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4　第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十四条の二の規定の適用については、改正前の国民年金法第十六条の二の規定により改正前の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）の額を改定する措置とみなす。

（第十六条の規定の施行に伴う経過措置）

第十四条　平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（第十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第十五条　平成元年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（第十二条の規定の施行に伴う経過措置）

第十六条　平成元年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）の額については、なお従前の例による。

（第十三条の規定の施行に伴う経過措置）

第十七条　平成元年九月以前の月分の特別児童扶養手当等の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の額の特例）

第十四条　平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の規定による

遺族年金及び遺族給与金（以下この条において「遺族年金等」という。）の額は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十五号）附則第二条の規定を適用しなかったとしたならば当該月分の遺族年金等として支払うべきであった額に相当する額とする。

2　前項の規定の施行前に支払われた平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金等は、同項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

（平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による医療特別手当等の額の特例）

第十五条　平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において「医療特別手当等」という。）の額は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定を同年四月一日から適用したとしたならば当該月分の医療特別手当等として支給すべきであった額に相当する額とする。

2　前項の規定の施行前に支給された平成元年四月から同年九月までの月分の医療特別手当等は、同項の規定の適用を受けた医療特別手当等の内払とみなす。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第十九条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「附則第九条の二第四項」を「附則第九条の二第二項」に改める。

附則第十四条第一項中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第三項」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二十条　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の四第四項中「附則第九条の二第四項」を「附則第九条の二第十五項」に改める。

附則第十二条の十第一項中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第三項」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二項中「附則第九条の二第四項」を「附則第九条の二第十五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第三項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第百七十六条第一項第二号中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「業務」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）」を加える。

第二百二十七条中「規定する契約」の下に「及び国民年金基金連合会の締結した同法第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約」を加える。

別表第一第一号の表中「国民年金基金」を「国民年金基金　国民年金基金連合会」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「業務）」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）」を加え、同条第二項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「第百二十八条第三項」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項」を加える。

第八十四条第二項第五号及び第六号を次のように改める。

五　厚生年金基金契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

六　厚生年金基金契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「第百三十条第四項（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）又は第百五十九条第五項（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）の規定により締結された信託又は生命保険の契約」を「第百三十条の二第一項から第四項まで（年金給付等積

立金の管理及び運用に関する契約の締結）若しくは第百五十九条の二第一項から第四項まで（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）の規定により締結された信託若しくは生命保険の契約又は同法第百三十条の二第四項若しくは第百五十九条の二第四項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約」に改める。

別表第二第一号の表中「国民年金基金」「国民年金法」を「国民年金基金」「国民年金基金連合会」「国民年金法」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）又は第百五十九条（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）」を「（基金の業務）及び第百三十条の二第一項（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）又は第百五十九条（連合会の業務）及び第百五十九条の二第一項（年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結）」に改める。

別表第三老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項各号に掲げる業務（基金の業務）及び国民健康保険法第八十一条の十第一項各号に掲げる業務（基金の業務）に関する文書の項の次に次のように加える。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第一項（基金の業務）又は第百三十七条の十五第一項（連合会の業務）に掲げる給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）の業務に関する文書	国民年金基金又は国民年金基金連合会	

（登録免許税法の一部改正）

第二十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の九の二の項を次のように改める。

九の二　国民年金基金及び国民年金基金連合会	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　国民年金法第百二十八条第二項又は第百三十七条の十五第三項（福祉施設）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第二十六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「業務）」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）」を加える。

別表第三第一号の表中「国民年金基金」「国民年金法」を「国民年金基金」「国民年金基金連合会」「国民年金法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項及び第七十二条の三第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「第百二十八条第三項」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「国民年金基金」の下に「及び国民年金基金連合会」を加える。

第二百九十四条の三第一項中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「第百二十八条第三項」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項」を加える。

第三百四十八条第四項中「厚生年金基金連合会」の下に「、国民年金基金及び国民年金基金連合会」を加える。

第五百八十六条第二項中第五号の六を第五号の七とし、第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　国民年金基金又は国民年金基金連合会が国民年金法第百二十八条第二項又は第百三十七条の十五第三項に規定する国民年金基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するための施設で政令で定めるものの用に供する土地

附則第九条第二項中「第百三十条第四項若しくは第百五十九条第五項」を「第百三十条の二第一項若しくは第百五十九条の二第一項」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第九十四号中「及び国民年金基金」を「、国民年金基金及び国民年金基金連合会」に改める。

第六条第七十五号中「国民年金基金」の下に「及び国民年金基金連合会」を加える。

審査報告書

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

社会労働委員長　浜本　万三

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、被用者年金制度による老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に関して各制度の共通性等に配意して算定される金額について被用者年金制度間において調整するための特別の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、制度間調整の見直しに当たっては、被用者年金制度の被保険者などの意見を十分反映させるため、政府に被保険者、事業主及び学識経験者から成る検討の場を設けるものとすること。

二、年金制度の公正を確保し、公的年金に対する国民の理解を得るとともに、年金財政の長期的安定を図るため、各年金制度の保険者が年金財政再計算の基礎データの公開を含め、将来の年金財政の見通しに関する資料を明らかにするよう、所要の措置を講ずること。また、年金財政の将来展望の明確化と公表の原則の確立のため、年金財政に関する一元的調査の権限を有する機構の設置につき、検討すること。

三、被用者保険の一元化に当たっては、政府の役割を明確にするとともに、官民格差の是正を図りつつ進めること。

右決議する。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長　田村　元

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字及び――は衆議院修正）

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、当面講ずべき措置として、厚生年金保険の管掌者たる政府及び共済組合が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に関して各制度の共通性等に配意して算定される金額について被用者年金保険者間において調整を講じ、もって被用者年金制度全体の安定と整合性ある発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旧厚生年金保険法　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二　旧交渉法　昭和六十年国民年金改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）をいう。

三　共済各法　次に掲げる法律をいう。

イ　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

ロ　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

ハ　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

ニ　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

四　共済組合　法律によって組織された共済組合をいう。

五　年金保険者たる共済組合　国家公務員等共済組合連合会及び国家公務員等共済組合法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合、地方公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合をいう。

六　被用者年金保険者　厚生年金保険の管掌者たる政府又は年金保険者たる共済組合をいう。

（管掌）

第三条　制度間調整事業（被用者年金保険者が第七条、第八条及び第十条に定めるところにより負担し、又は納付する調整拠出金をもって、次条、第五条及び第九条に定めるところにより調整交付金を負担し、又は交付する事業をいう。以下同じ。）は、政府が管掌する。

（調整交付金）

第四条　政府は、政令で定めるところにより、次に掲げる金額を調整交付金として負担する。

一　その受給権者が六十歳以上である老齢厚生年金等（厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその全部又は一部の支給が停止されている老齢厚生年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき老齢厚生年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期

間とみなされる期間に係る被保険者期間を含み、その計算について同条第二項から第四項までの規定の適用があった場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ。）を有する老齢厚生年金等の受給権者に係る当該老齢厚生年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢厚生年金等の給付に要する額から、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額とする。）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金の給付に要する額に相当するものとして政令で定める額（以下この条及び次条において「老齢基礎年金相当額」という。）を控除して得た額に相当する金額

二　老齢厚生年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができる老齢厚生年金等の給付に要する額（当該被保険者が厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢厚生年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

三　その受給権者が六十歳以上である老齢年金等（旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその全部又は一部の支給が停止されている老齢年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる期間に係る被保険者期間を含み、その計算について旧厚生年金保険法第十九条第三項又は旧交渉法第二条第二項（旧交渉法第三条の二第二項及び第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があった場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ。）を有する老齢年金等の受給権者に係る当該老齢年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額とする。）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

四　老齢年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができる老齢年金等の給付に要する額（当該被保険者が厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき老齢年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

五　その受給権者が六十歳以上である船員老齢年金等（昭和六十年国民年金改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付であって老齢を支給事由とするものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が厚生年金保険の被保険者であることその他政令で定める事由によりその全部又は一部の支給が停止されている船員老齢年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額とし、厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる期間に係る被保険者期間を含み、その計算について同条第二項から第四項までの規定の適用があった場合（旧交渉法第三条第二項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとして計算した被保険者期間とする。以下この号及び次号において同じ。）を有する船員老齢年金等の受給権者に係る当該船員老齢年金等の給付に要する額にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

六　船員老齢年金等の受給権を有しない六十歳以上の厚生年金保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者でないとしたならば受給権を有することができる船員老齢年金等の給付に要する額（当該被保険者が厚生年金基金の加入員であった厚生年金保険の被保険者期間を有している場合にあっては、当該期間が厚生年金基金の加入員でなかった厚生年金保険の被保険者期間であるとしたならば支給されるべき船員老齢年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間に係る部分の給付に要する額であって旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に相当する

ものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

第五条　政府は、政令で定めるところにより、毎年度、次に掲げる金額を年金保険者たる共済組合に対して調整交付金として交付する。

一　その受給権者が六十歳以上である退職共済年金（共済組合が支給する退職共済年金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が共済組合の組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員（以下「組合員等」という。）であることその他政令で定める事由によりその全部若しくは一部の支給が停止されている退職共済年金の給付に要する額又はその受給権者が所得（共済各法に規定する所得金額をいう。第三号において同じ。）を有する場合において当該所得があることを理由としてその一部の支給が停止されている退職共済年金の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき退職共済年金の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の共済組合の組合員期間（他の法令の規定により共済組合の組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含み、国家公務員等共済組合の組合員期間又は地方公務員共済組合の組合員期間の計算について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項若しくは第二項又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項若しくは第二項の規定の適用があった場合には、それぞれその適用がないものとして計算した組合員期間とする。次号において同じ。）又は同日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であった期間（他の法令の規定により農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であった期間とみなされる期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）に係る部分の給付に要する額であって厚生年金保険法による老齢厚生年金の額に相当するものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

二　退職共済年金の受給権を有しない六十歳以上の組合員等が組合員等でないとしたならば受給権を有することができる退職共済年金の給付に要する額のうち、昭和三十六年四月一日以後の共済組合の組合員期間又は同日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であった期間に係る部分の給付に要する額であって厚生年金保険法による老齢厚生年金の額に相当するものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

三　その受給権者が六十歳以上である退職年金等（共済組合が支給する退職年金、減額退職年金及び通算退職年金をいう。以下この号において同じ。）の給付に要する額（その受給権者が組合員等であることその他政令で定める事由によりその全部若しくは一部の支給が停止されている退職年金等の給付に要する額又はその受給権者が所得を有する場合において当該所得があることを理由としてその一部の支給が停止されている退職年金等の給付に要する額にあっては、その支給が停止されていないとしたならば支給されるべき退職年金等の給付に要する額）のうち、昭和三十六年四月一日以後の農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であった期間に係る部分の給付に要する額であって厚生年金保険法による老齢厚生年金の額に相当するものとして政令で定める部分から、老齢基礎年金相当額を控除して得た額に相当する金額

第六条　前二条及び第九条に定めるところにより政府が負担し、又は交付する調整交付金は、次条、第八条及び第十条に定めるところにより厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合が納付する調整拠出金をもって充てる。

（調整拠出金）

第七条　厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、調整交付金の負担及び交付に要する費用に充てるため、調整拠出金を負担する。

2　年金保険者たる共済組合は、毎年度、調整交付金の負担及び交付に要する費用に充てるため、調整拠出金を納付する。

第八条　前条の規定により被用者年金保険者が負担し、又は納付する調整拠出金の額は、次の各号に掲げる被用者年金保険者につき、政令で定めるところにより算定した当該各号に定める総額（以下「標準報酬総額」という。）に共通負担率（厚生省令で定めるところにより、当該年度における第四条各号及び第五条各号に規定する金額の総額を標準報酬総額の合計額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一　厚生年金保険の管掌者たる政府　昭和六十三年度の六十歳未満の被保険者ごとの厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（厚生年金保険の第四種被保険者にあっては昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六条に規定する標準報酬月額又は昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第二項において準用する昭和六十年国民年金改正法附則第三十九条第三項に規定する額とし、厚生年金保険の船員任意継続被保険者にあっては昭和六十年国民年金改正法附則第五十条第三項に規定する標準報酬月額とする。）の同年度の合計額の総額

二　国家公務員等共済組合連合会　国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の昭和六十三年度の六十歳未満の組合員（政令で定める者を除く。）ごとの国家公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額の同年度の合計額の総額

三　国家公務員等共済組合法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合　各組合につき、昭和六十三年度の六十歳未満の組合員（政令で定める者を除く。）ごとの同法に規定する標準報酬の月額の同年度の合計額の総額

四　地方公務員共済組合連合会　地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合の昭和六十三年度の六十歳未満の組合員（政令で定める者を除く。）ごとの地方公務員等共済組合法に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額の同年度の合計額の総額

五　私立学校教職員共済組合　昭和六十三年度の六十歳未満の組合員（政令で定める者を除く。）ごとの私立学校教職員共済組合法に規定する標準給与の月額の同年度の合計額の総額

六　農林漁業団体職員共済組合　昭和六十三年度の六十歳未満の組合員（任意継続組合員を含む。）ごとの農林漁業団体職員共済組合法に規定する標準給与（任意継続組合員にあっては、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）附則第三条第三項に規定する標準給与）の月額の同年度の合計額の総額

2　前項に規定するもののほか、年金保険者たる共済組合に係る調整拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

（実質交付保険者に係る調整交付金の額の調整）

第九条　実質交付保険者（個別負担率が共通負担率を上回る被用者年金保険者をいう。以下この条において同じ。）が、当該実質交付保険者の実質交付率（当該実質交付保険者に係る個別負担率から共通負担率を控除して得た率をいう。以下同じ。）並びに年金たる給付に関する事業に係る財政状況及び当該事業の運営状況に関して政令で定める要件に該当するときは、当該実質交付保険者（以下この条において「調整対象交付保険者」という。）に係る調整交付金の額は、第四条又は第五条の規定にかかわらず、調整対象交付保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額から調整額を控除して得た額とする。

2　前項の個別負担率は、厚生省令で定めるところにより、被用者年金保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額を当該被用者年金保険者の標準報酬総額で除して得た率とする。

3　第一項の調整額は、調整対象交付保険者ごとに、第四条各号又は第五条各号に規定する金額から当該調整対象交付保険者に係る調整拠出金の額を控除して得た額とする。

（実質拠出保険者に係る調整拠出金の額の調整）

第十条　実質拠出保険者（前条第二項の個別負担率が共通負担率を下回る被用者年金保険者をいう。以下この条において同じ。）の実質拠出率（共通負担率から当該実質拠出保険者に係る同項の個別負担率を控除して得た率をいう。以下この条において同じ。）が、すべての実質拠出保険者に係る実質拠出率の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を上回るときは、当該実質拠出保険者（以下この条において「調整対象拠出保険者」という。）に係る調整拠出金の額は、第八条第一項の規定にかかわらず、調整対象拠出保険者ごとに、政令で定めるところにより、同項の規定により算定された額から、前条第三項の調整額の合計額にすべての調整対象拠出保険者の補正拠出額の合計額に対する当該調整対象拠出保険者の補正拠出額の割合を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2　前項の補正拠出額は、調整対象拠出保険者ごとに、政令で定めるところにより、当該調整対象拠出保険者の標準報酬総額に、当該調整対象拠出保険者の実質拠出率から同項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

（国庫負担）

第十一条　国庫は、毎年度、予算の範囲内で、制度間調整事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（報告等）

第十二条　社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合に対し、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合に係る調整交付金及び調整拠出金の額の算定に必要な事項その他の制度間調整事業の運営に関し必要なものとして厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2　各年金保険者たる共済組合は、厚生省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。

3　社会保険庁長官は、厚生省令で定めるところにより、第一項に規定する調整交付金及び調整拠出金の額の算定に必要な事項その他これに関連する事項で厚生省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に報告を行うものとする。

4　厚生大臣は、前三項に規定する厚生省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に協議しなければならない。

第十三条　社会保険庁長官は、制度間調整事業の運営に関し必要があると認めるときは、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に対し、当該年金保険者たる共済組合に係る前条第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合の業務の状況を監査させることを求めることができる。

（政令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置）

第二条　平成二年度から平成四年度までの各年度の日本鉄道共済組合（国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。）に係る調整交付金の額は、第五条又は第九条の規定にかかわらず、これらの規定により算定された額から特例調整額を控除して得た額とする。

2　前項の特例調整額は、日本鉄道共済組合の標準報酬総額に、当該組合に係る実質交付率から当該組合の年金たる給付に関する事業に係る収入の状況その他の当該事業の財政状況を勘案して政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

（実質拠出保険者に係る調整拠出金の特例減額措置）

第三条　平成二年度から平成四年度までの各年度の実質拠出保険者に係る調整拠出金の額は、第八条又は第十条の規定にかかわらず、実質拠出保険者ごとに、これらの規定により算定された額から、前条第二項に規定する特例調整額にすべての実質拠出保険者の実質拠出額の合計額に対する当該実質拠出保険者の実質拠出額の割合を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2　前項の実質拠出額は、実質拠出保険者ごとに、当該実質拠出保険者の第八条又は第十条の規定により算定された調整拠出金の額から当該実質拠出保険者の調整交付金の額を控除して得た額とする。

（適用）

第四条　第三条及び第六条の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、これらの規定中「及び第十条」とあるのは「、第十条及び附則第三条」と、「及び第九条」とあるのは「、第九条及び附則第二条」とする。

第五条　附則第八条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法附則第二十条の三の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、同条中「以下「負担調整交付金」」とあるのは「第三十五条の二第二項及び第九十九条第一項（同項第二号を除く。）において「負担調整交付金」と、「含み、負担調整交付金を除く。）」とあるのは「含み、負担調整交付金から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法附則第二条第二項に規定する特例調整額を控除して得た額（第二号、附則第三条の二第三項、附則第十四条の十第一項及び附則第二十条第二項において「負担調整交付金」という。）を除く。）」とする。

2　附則第九条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十四条第三項の規定の平成二年度から平成四年度までの間における適用については、同項中「規定する額）」とあるのは、「規定する額）から同法附則第二条第二項に規定する特例調整額のうち同号に係るものを控除して得た額」とする。

（見直し）

第六条　政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、その運営の状況等を勘案して見直しを行うものとする。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。

（国庫負担及び保険料の特例）

第十八条　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第八十条第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び厚生年金保険の管掌者たる政府が被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第七条第一項の規定により負担する調整拠出金（以下単に「調整拠出金」という。）」と、第八十一条第一項及び第四項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び調整拠出金」と、同項中「及び国庫負担の額」とあるのは「、国庫負担及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第四条（同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項）の規定による調整交付金の額」とする。

第十九条から第二十三条まで　削除

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第八条　国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三を附則第二十条の四とし、附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

（制度間調整事業が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の三　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第三条第四項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは「、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第七条第二項に規定する調整拠出金（以下「負担調整拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、第二十四条第一項第七号中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含み、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第五条（同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項）に規定する調整交付金（以下「負担調整交付金」という。）に係るものを除く」と、第三十五条の二第一項中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含み、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に規定する厚生年金保険に係る調整交付金の額で当該保険給付に係るものを控除した額に」と、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「含む。」とあるのは「含み、負担調整交付金を除く。」と、同項第二号中「を含み、」とあるのは「及び負担調整拠出金の納付に要する費用を含み、負担調整交付金及び」と、附則第三条の二第三項中「を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金を含み、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第四項中「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額に」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に規定する厚生年金保険に係る調整交付金の額で当該保険給付に係るものを控除した額に」と、附則第十四条の十第一項中「を含み、」とあるのは「及び負担調整拠出金の納付に要する費用を含み、負担調整交付金及び」と、附則第二十条第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、負担調整交付金の額」とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十四条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が行われる場合には、旧共済法による年金の給付に要する費用のうち、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第五条第三号に掲げる金額（同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する額）については、当該制度間調整事業の管掌者たる政府が負担する。この場合において、第一項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号及び第三項」として、同号の規定を適用する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第四十条の二の次に次の一条を加える。

（制度間調整事業が行われる場合の長期給付積立金等の特例）

第四十条の三　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担を含む」とあるのは「及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第七条第二項に規定する調整拠出金（以下「負担調整拠出金」という。）に係る負担を含み、同法第五条（同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項）に規定する調整交付金（以下「負担調整交付金」という。）に係るものを除く」と、第三十八条の八第一項中「の負担を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担を含み、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第三項中「組合の請求に基づき、その」とあるのは「組合の」と、「の負担を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担を含み、負担調整交付金に係るものを除く」と、同条第五項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」と、「の額」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に規定する厚生年金保険に係る調整交付金の額で当該保険給付に係るものを控除した額に」と、第百十三条第一項中「に係る負担に要する費用を含む」とあるのは「及び負担調整拠出金に係る負担に要する費用を含み、負担調整交付金を除く」と、「除く。）を含む」とあるのは「除く。）及び負担調整拠出金に係る負担に要する費用を含み、負担調整交付金を除く」と、第百四十二条第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び負担調整拠出金」とあるのは「に相当する金額」とあるのは「の額から被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に規定する厚生年金保険に係る調整交付金の額で当該保険給付に係るものを控除した額に相当する金額」とする。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が行われる場合には、旧共済法による年金である給付に要する費用のうち、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法第五条第三号に掲げる金額（同法第九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する額）については、当該制度間調整事業の管掌者たる政府が負担する。この場合において、前項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号及び次項」として、同号の規定を適用する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十七条　私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第三十四項を附則第三十五項とし、附則第三十三項の次に次の一項を加える。

（制度間調整事業が行われる場合における組合の業務の特例）

34　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第十八条第二項中「及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「、国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の規定による調整拠出金」とする。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第十八条　農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（制度間調整事業が行われる場合における掛金の特例）

第十九条　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）第三条の制度間調整事業が同法の規定により行われる場合には、第五十四条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは、「基礎年金拠出金及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の規定による調整拠出金」とする。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十九条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の五条を加える。

第二十四条　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号以下特別措置法ト称ス）ニ依ル制度間調整事業ノ経理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第二十五条　本会計ニ前条ノ制度間調整事業ノ経理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外制度間調整勘定ヲ設ク

第二十六条　年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外制度間調整勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七条　制度間調整勘定ニ於テハ年金勘定ヨリノ受入金、特別措置法第二条第五号ニ規定スル年金保険者タル共済組合（以下単ニ共済組合ト称ス）ヨリノ拠出金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ年金勘定ヘノ繰入金、共済組合ヘノ交付金及附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八条　業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外制度間調整事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

（厚生省設置法の一部改正）

第十〇五条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第九十四号の次に次の一号を加える。

九十四の二　被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第　号）を施行すること。

第十一条第一項中「及び国民年金事業」を「、国民年金事業及び制度間調整事業」に改める。

第十二条中「掲げる事務」の下に「並びに制度間調整事業の実施に関する事務」を加える。

審査報告書

原子爆弾被爆者等援護法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月十四日

社会労働委員長　浜本　万三

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平年度約二千三百七十億円である。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

反対である。

原子爆弾被爆者等援護法案

右の議案を発議する。

平成元年十一月十四日

発議者

山本　正和　　渕上　貞雄
深田　肇　　山田　健一
塩出　啓典　　高桑　栄松
沓脱タケ子　　乾　晴美
小西　博行　　下村　泰

賛成者

会田　長栄　　青木　薪次
赤桐　操　　穐山　篤
一井　淳治　　糸久八重子
翫　正敏　　稲村　稔夫
岩本　久人　　上野　雄文
小川　仁一　　及川　一夫
大渕　絹子　　大森　昭
梶原　敬義　　粕谷　照美
菅野　壽　　喜岡　淳
北村　哲男　　久保　亘
久保田真苗　　日下部禧代子
國弘　正雄　　栗村　和夫
小林　正　　小山　一平
佐藤　三吾　　清水　澄子
庄司　中　　菅野　久光
鈴木　和美　　瀬谷　英行
田渕　勲二　　竹村　泰子
谷畑　孝　　谷本　巍
種田　誠　　千葉　景子
対馬　孝且　　角田　義一
田　英夫　　堂本　暁子
西岡瑠璃子　　西野　康雄
野田　哲　　野別　隆俊
浜本　万三　　肥田美代子
福間　知之　　細谷　昭雄
堀　利和　　前畑　幸子
松前　達郎　　松本　英一
三上　隆雄　　三石　久江
村沢　牧　　村田　誠醇
本岡　昭次　　森　暢子
八百板　正　　矢田部　理
安恒　良一　　安永　英雄
山口　哲夫　　吉田　達男
渡辺　四郎　　猪熊　重二
及川　順郎　　太田　淳夫
片上　公人　　刈田　貞子
黒柳　明　　白浜　一良
高木健太郎　　常松　克安
鶴岡　洋　　中川　嘉美
中西　珠子　　中野　鉄造
広中和歌子　　三木　忠雄
峯山　昭範　　矢原　秀男
和田　教美　　諫山　博
市川　正一　　上田耕一郎
小笠原貞子　　神谷信之助
近藤　忠孝　　高崎　裕子
立木　洋　　橋本　敦
山中　郁子　　吉岡　吉典
吉川　春子　　井上　哲夫
池田　治　　磯村　修
笹野　貞子　　新坂　一雄
高井　和伸　　中村　鋭一
古川太三郎　　星川　保松
山田耕三郎　　足立　良平
井上　計　　猪木　寛至
勝木　健司　　三治　重信
田渕　哲也　　寺崎　昭久
橋本孝一郎　　今泉　隆雄
喜屋武眞榮　　西川　潔
平野　清　　宇都宮徳馬
紀平　悌子　　櫻井　規順

参議院議長　土屋　義彦殿

原子爆弾被爆者等援護法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　援護（第四条―第四十条）
第三章　原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十一条・第四十二条）
第四章　原子爆弾被爆者等援護審議会（第四十三条―第四十六条）
第五章　不服申立て（第四十七条―第五十一条）
第六章　雑則（第五十二条―第六十条）
第七章　罰則（第六十一条・第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一　原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあった者

二　原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあった者

三　前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四　前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

（被爆者援護手帳）

第三条　被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあっては、広島市長又は長崎市長。以下同じ。）に申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3　被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　援護

（援護の種類）

第四条　この法律による援護は、次のとおりとする。

一　健康診断の実施

二　医療の給付

三　一般疾病医療費の支給

四　医療手当の支給

五　介護手当の支給

六　被爆者年金の支給

七　特別給付金の支給

八　葬祭料の支給

九　原子爆弾被爆者保護施設への入所等

十　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社（以下「旅客会社」という。）の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

（健康診断）

第五条　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第六条　都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第七条　都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

（医療の給付）

第八条　厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2　医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

3　医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第九条　前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2　厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十条　厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4　厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5　厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十一条　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2　指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十二条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十三条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によって請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十四条　厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十五条　厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2　前項の規定によって支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十六条　厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2　前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3　被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5　社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6　第十三条第三項及び第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合について準用する。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十七条　都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けるこ

とができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2　被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4　第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十八条　被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2　被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

（医療手当の支給）

第十九条　都道府県知事は、被爆者であって、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十五条第一項の規定による医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、医療手当を支給する。

2　医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万円とする。

（介護手当の支給）

第二十条　都道府県知事は、被爆者であって、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。

2　その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定による額が五万円に満たないときは、前項の規定にかかわらず、五万円とする。

（被爆者年金の支給）

第二十一条　被爆者には、被爆者年金を支給する。

2　被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3　被爆者年金の額は、三十四万八百円とする。ただし、第九条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金の額は、七十九万千円とする。

4　被爆者が政令で定める程度の精神上又は身体上の障害の状態にある場合については、その者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十四万八百円（第九条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、七十九万千円）を超え、百六十七万円（同項の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、七百六万六千八百円）を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5　前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6　厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（被爆者年金の額の改定）

第二十二条　厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一　新たに第九条第一項の認定を受けたとき。

二　新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になったとき。

三　障害の程度が増進し、又は低下したとき。

四　前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき。

2　前項第一号、第二号又は第三号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなったことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

第二十三条　被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に変動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

（被爆者年金の支給期間及び支給月）

第二十四条　被爆者年金の支給は、平成二年七月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2　第二十二条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

3　被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）

第二十五条　被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）

第二十六条　被爆者年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、取消しの日の

属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。

3　禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に被爆者年金を受ける権利を有するに至ったときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、この限りでない。

4　第二項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

（被爆者年金と増加恩給等との調整）

第二十七条　被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）

第二十八条　被爆者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求又は第二十二条第二項に規定する被爆者年金の額の改定の請求をしていなかったときは、前項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金又は被爆者年金の額の改定を請求することができる。

3　未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（受給権の調査）

第二十九条　厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について被爆者年金の支給に関し必要があると認めるときは、その者に対し、障害の状態その他必要な事項に関して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2　厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3　第一項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（特別給付金の支給）

第三十条　死亡した第二条各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

2　特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

（特別給付金を受けることができる遺族の範囲）

第三十一条　特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が平成二年七月一日前であるときは、同日前に離縁によって当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2　死亡した者の死亡の当時に胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

（特別給付金を受けることができる遺族の順位）

第三十二条　特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一　配偶者（死亡した者の死亡の日が平成二年七月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二　子（平成二年七月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

三　父母

四　孫（平成二年七月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

五　祖父母

六　兄弟姉妹（平成二年七月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

七　第二号において同号の順位から除かれている子

八　第四号において同号の順位から除かれている孫

九　第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十　第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一　前各号に掲げる者以外の遺族

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十三条　特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前各項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整）

第三十四条　特別給付金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令の規定により、恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受けることができる者がある場合には、支給しない。

（準用規定）

第三十五条　第二十八条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給、同順位の相続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給又は国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであった償還金の請求若しくはその支払若しくは記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

（葬祭料の支給）

第三十六条　都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（被爆者年金等の支給の制限）

第三十七条　被爆者年金、特別給付金又は葬祭料（以下この条において「被爆者年金等」という。）の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2　特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによって当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となった事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意に、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

（原子爆弾被爆者保護施設への入所等）

第三十八条　厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護（治療を含む。以下同じ。）を必要とすると認めるときは、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うものとする。

（旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い）

第三十九条　被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車し、又は乗船することができる。

2　前項の規定により乗車し、又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3　国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4　前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

（子又は孫に対する適用等）

第四十条　都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申出があった場合には、当該各号に掲げる者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

一　第二条各号に掲げる者の子（同条第一号から第三号までに掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した時以前に生まれた子、養子及び同条第四号に掲げる者を除く。）

二　前号に掲げる者の子（養子を除く。）

2　前項各号に掲げる者で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二条各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章　原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十一条　国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2　原子爆弾被爆者保護施設は、第三十八条の規定による入所及び保護を行う施設とする。

（原子爆弾被爆者相談所）

第四十二条　都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2　原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3　国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章　原子爆弾被爆者等援護審議会

（設置及び権限）

第四十三条　厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（委員）

第四十四条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3　学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（専門調査員）

第四十五条　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

（政令への委任）

第四十六条　前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　不服申立て

（異議申立期間）

第四十七条　被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2　行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（審議会の意見の聴取）

第四十八条　厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての異議申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

（時効の中断）

第四十九条　第四十七条第一項に規定する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（異議申立てと訴訟との関係）

第五十条　第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（再審査請求）

第五十一条　広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章　雑則

（特別給付金及び被爆者年金に係る時効）

第五十二条　特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によって消滅する。

2　被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

（援護を受ける権利等の保護）

第五十三条　この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

2　この法律に基づく援護を受ける権利及び第三十三条に規定する国債は、差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第五十四条　租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2　援護に関する書類及び第三十三条に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（不正利得の徴収）

第五十五条　厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（交付金）

第五十六条　国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市）に交付する。

（放射線影響研究所に対する助成等）

第五十七条　国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2　国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3　財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人に及ぼす影響及びこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

（戸籍事項の無料証明）

第五十八条　市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（権限の委任）

第五十九条　この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2　前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3　第一項の委任に基づいてされる処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は適用しない。

4　第四十九条及び第五十条の規定は、第一項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。

（省令への委任）

第六十条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章　罰則

第六十一条　この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十二条　第八条第二項各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十五条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二年七月一日から施行する。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

二　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によってなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条　旧被爆者医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条　この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条　この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条　この法律の施行前に行われた医療に関する旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条　この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条　この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた平成二年六月以前の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（健康診断の特例）

第十三条　原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあった者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第五条の規定の適用については、被爆者とみなす。

（調査）

第十四条　厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

（老人保健法の一部改正）

第十五条　老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（負担の特例）

第五十条の二　国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第　号）第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に関する医療等に要する費用については、その十分の三を負担する。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第十六条　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第　号）第二十一条（被爆者年金の支給）に規定する被爆者年金

第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第十八条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第　号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項（第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条　この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第　号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第　号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第　号)」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第　号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十四条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号）及び」を削り、「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第　号)」を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三　削除

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第八条第一項の表中

検疫所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。

を

検疫所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
国立原子爆弾被爆者保護施設	高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、入所及び保護（治療を含む。)を行うこと。

に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約二千三百七十億円の見込みである。

〔浜本万三君登壇、拍手〕

○浜本万三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、国民年金及び厚生年金について年金額及び保険料を引き上げ、これらの年金額の改定を完全自動物価スライドとするとともに、国民年金への学生の強制加入、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金の在職老齢年金の支給割合の改善、標準報酬の上下限の改定、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずること、第二に、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げるとともに、これらの額の自動改定を行う措置を講ずること等であります。

次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案は、被用者年金制度間の負担の調整を進めるため、公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置として、厚生年金及び共済年金の老齢・退職年金給付のうちの共通部分について費用負担を調整するための制度間調整事業を実施するものでありますが、平成二年度から平成四年度までの間、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措置を講ずることとし、当該減額相当額について厚生年金保険等の調整拠出金の減額を行うとともに、平成四年度までにこの事業の見直しを行うこととしております。

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、参考人からの意見聴取を行うとともに、基礎年金の水準と費用負担のあり方、無年金者・低

額年金者対策、雇用と年金の連携、障害者の所得保障、地域型国民年金基金のあり方、学生の保険料負担のあり方、日本鉄道共済年金の財政見通し等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓脱委員より両案に反対する旨の意見が、連合参議院乾委員より被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

次に、原子爆弾被爆者等援護法案について申し上げます。

本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、被爆者に対する国家補償の必要性、一般戦災者と原爆被爆者とのバランス、原爆被害の特殊性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、反対であるとの意見が述べられました。次いで討論に入りましたところ、自由民主党小野理事より本案に反対する旨の意見が、日本社会党・護憲共同糸久理事より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブを代表して、本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、原子爆弾被爆者等援護法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　災害対策特別委員長外五委員長から報告書が提出されました日程第一六より第三五までの請願を一括して議題といたします。

審査報告書（災害対策特別委員会請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成元年十二月十三日

災害対策特別委員長　佐藤　三吾

参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する請願

第三二〇九号、第三二二〇号、第三二六八号、第三三四一号

審査報告書（農林水産委員会請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成元年十二月十四日

農林水産委員長　仲川　幸男

参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

米の輸入自由化反対に関する請願

第一一四号、第一八六号、第二四九号、第三四七号、第四二二号、第四九〇号、第五三三号、第六二二号、第七五八号、第八七六号、第九〇八号、第一〇〇二号、第一〇九二号、第一一六二号、第一二五八号、第一二九九号、第一三六五号、第一四四二号、第一五〇七号、第一六九九号、第一七五二号、第一八二一号、第一八五四号、第一九四一号、第二〇七三号

水田農業確立後期対策に関する請願

第三三三五号

園芸施設共済における共済目的の拡充に関する請願

第三三三六号

中山間地域農山村の農業振興に関する請願

第三二〇四号、第三二一五号、第三二六九号、第三三四二号

第八次漁港整備長期計画の促進及び漁港関係事業予算の確保等に関する請願

第四二一五号

審査報告書（地方行政委員会請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成元年十二月十四日

地方行政委員長　渡辺　四郎

参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

交差点事故防止対策に関する請願（別紙意見書案添付）

第六五〇号、第六五一号

交差点等の交通事故防止対策に関する請願
第四八〇〇号、第四八〇一号、第四八〇二号、第四八〇三号、第四八〇四号、第四八〇五号、第四八〇六号、第四八〇七号、第四八〇八号、第四八〇九号、第四八一〇号、第四八一一号、第四八一二号、第四八一三号

意見書案
交差点事故防止対策に関する請願（第六五〇号外一件）
右の請願は、
一、右・左折車による接触事故など、青信号で横断中の歩行者の交差点事故を防止するため、スクランブル交差点の採用等、それぞれの交差点の様態に応じた措置を採ること。
二、老人、子供、障害者などが安心して横断できるよう、必要な交差点対策を講ずること。
三、その他、交差点におけるもろもろの交通事故を防止する対策を採ること。
四、交差点対策補助金の創設、交通安全対策予算を拡充すること。
との願意であるが、右のうち、四の部分を除き、おおむね妥当と認められる。
内閣においては、今後検討の上、その実現に努力されたい。
平成　年　月　日
参議院議長　土屋　義彦
内閣総理大臣　海部　俊樹殿

審査報告書（外務委員会）
請願審査報告第一号
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。
平成元年十二月十四日
外務委員長　山東　昭子
参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの
㈠内閣に送付するを要するもの
在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願
第三二〇七号、第三二一八号、第三二六七号、第三三四〇号

審査報告書（文教委員会）
請願審査報告第一号
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。
平成元年十二月十四日
文教委員長　柳川　覺治
参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの
㈠内閣に送付するを要するもの
私学助成に関する請願
第六三号
現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
第一六九号、第三二〇八号、第三二一九号、第三二六五号、第三三三八号
義務教育費国庫負担の堅持等に関する請願
第三一六号
義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第三三一六号
小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第四七〇九号

審査報告書（社会労働委員会）
請願審査報告第一号
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。
平成元年十二月十四日
社会労働委員長　浜本　万三
参議院議長　土屋　義彦殿

一、採択すべきもの
㈠内閣に送付するを要するもの
脊（せき）髄空洞症の難病指定に関する請願
第九一号、第一二〇号、第一五四号、第一九三号、第三八七号、第一九八四号、第四三八一号、第四五八五号、第四八三九号、第四八八二号
労働時間の短縮に関する請願
第一六七号
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
第二三二二号、第二三二八号、第二五八六号、第二五八七号、第二五九五号、第二六二八号、第二六五九号、第二六六一号、第二六六三号、第三一五六号、第三二一四八号、第三六九三号、第三六九八号、第三七九一号、第三七九二号、第三七九八号、第三八二九号、第三八三一号、第三八三二号、第三八三三号、第三八三五号、第三八三六号、第三八七五号、第三八七六号、第三八七八号、第三九四五号、第三九一四号、第三九四六号、第三九四四号、第三九八八号、第三九九〇号、第三九九一号、第四〇五一号、第四〇五八号、第四〇六三号、第四〇七五号、第四〇七七号、第四一四一号、第四二二一号、第四四八二号、第四四八三号、第四四八四号、第四四八五号、第四五四一号、第四五七八号、第四六三八号、第四六九一号、第四六九六号、第四六九七号、第四六九八号、第四七〇〇号、第四七〇一号、第四七〇三号、第四七〇四号、第四七〇五号、第四七〇六号、第四八四三号、第四八五五号、第四八五六号、第四八五七号、第四八六八号、第四九五三号、第四九六四号、第四九六五号
保育制度の堅持と充実に関する請願
第二三二六号、第二三二七号、第三七二二号、第三七二三号、第三七二四号、第三七二五号、第三八三〇号、第四八五〇号、第四八五一号、第四八五二号、第四八五三号、第四八五四号
国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
第二六六四号、第二八一五号、第三〇二五号、第三五七二号、第三五八六号
保育所制度の充実に関する請願
第三七一九号、第三九四七号、第四〇七六号、第四二一七号、第四二一八号、第四二一九号、第四二二〇号、第四二三五号、第四四七三号、第四四七四号、第四四七五

号、第四四七六号、第四四七七号、第四四七八号、第四四七九号、第四四八〇号、第四四八一号、第四五七七号、第四六九五号、第四六九九号、第四七〇二号、第四七〇七号、第四七〇八号、第四八五八号、第四八五九号、第四九六六号、第四九八五号

○議長（土屋義彦君）　これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は、いずれも採択することに決しました。

○議長（土屋義彦君）　この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、行政情報の公開に関する法律案（参第一二号）

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（参第五号）

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案（参第一一号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

決算委員会

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

一、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

○議長（土屋義彦君）　本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長（土屋義彦君）　この際、お諮りいたします。

事務総長加藤木理勝君から事務総長を辞任いたしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

〔加藤木理勝君事務総長席を退く〕

〔拍手〕

〔参事佐伯英明君事務総長席に着く〕

○議長（土屋義彦君）　つきましては、この際、事務総長の選挙を行います。

○上杉光弘君　事務総長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○菅野久光君　私は、ただいまの上杉君の動議に賛成いたします。

○議長（土屋義彦君）　上杉君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

よって、議長は、事務総長に佐伯英明君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長（土屋義彦君）　今期国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今国会は、去る七月の参議院議員通常選挙後、初の実質的審議を行う国会として召集され、当面する重要問題について熱心な審議が行われました。とりわけ、税制、年金問題等、国民生活に深いかかわりを有する多くの議案が議題となりましたが、各位におかれましては、終始精力的な審議に当たられ、国民の期待に十分こたえ得たものと確信をいたします。

ここに、各位の御協力と御労苦に対し、心から謝意を表する次第でございます。

なお、さきの通常選挙により院の構成が改まりましたのを機会に、参議院改革協議会を改めて設置し、種々御協議をお願いすることになりました。何とぞ一層の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

内外の時局いよいよ多端の折、各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。（拍手）

これにて散会いたします。

午前十一時四分散会

出席者は左のとおり。

議長　土屋　義彦君
副議長　小野　明君

議員

片上　公人君　木庭健太郎君
今泉　隆雄君　寺崎　昭久君
横溝　克己君　白浜　一良君
常松　克安君　西川　潔君
足立　良平君　野末　陳平君
刈田　貞子君　猪熊　重二君
平野　清君　猪木　寛至君
永田　良雄君　永野　茂門君
矢原　秀男君　中野　鉄造君
中川　嘉美君　下村　泰君
勝木　健司君　中曽根弘文君
鈴木　貞敏君　下稲葉耕吉君
及川　順郎君　太田　淳夫君
広中和歌子君　喜屋武眞榮君
井上　計君　小西　博行君
前田　勲男君　板垣　正君
鶴岡　洋君　塩出　啓典君
和田　教美君　中西　珠子君
橋本孝一郎君　山田　勇君
谷川　寛三君　田代由紀男君
三木　忠雄君　峯山　昭範君
高木健太郎君　高桑　栄松君
黒柳　明君　田渕　哲也君
三治　重信君　田中　正巳君
熊谷太三郎君　加藤　武徳君
秋山　肇君　高木　正明君
石原健太郎君　大浜　方栄君
石井　道子君　関口　恵造君
野村　五男君　藤田　雄山君
前島英三郎君　本村　和喜君
松浦　孝治君　二木　秀夫君
陣内　孝雄君　井上　章平君
石川　弘君　沓掛　哲男君
木宮　和彦君　大塚清次郎君
小野　清子君　青木　幹雄君
守住　有信君　狩野　明男君
名尾　良孝君　大木　浩君
岡部　三郎君　川原新次郎君
田沢　智治君　仲川　幸男君
石井　一二君　大河原太一郎君
岩崎　純三君　北　修二君
伊江　朝雄君　長谷川　信君
佐々木　満君　梶原　清君
井上　孝君　井上　裕君
下条進一郎君　服部　安司君
鈴木　省吾君　世耕　政隆君
山崎　竜男君　原　文兵衛君
井上　吉夫君　遠藤　要君
大島　友治君　斎藤　十朗君
田辺　哲夫君　高橋　清孝君
野沢　太三君　宮崎　秀樹君
清水嘉与子君　成瀬　守重君
田村　秀昭君　須藤良太郎君
木暮　山人君　沢田　一精君
石渡　清元君　合馬　敬君
尾辻　秀久君　鹿熊　安正君
片山虎之助君　鎌田　要人君
上杉　光弘君　久世　公堯君
吉川　芳男君　吉川　博君
柳川　覺治君　倉田　寛之君
岡野　裕君　大城　眞順君
山岡　賢次君　竹山　裕君
斎藤　文夫君　福田　宏一君
松浦　功君　向山　一人君
藤井　孝男君　宮澤　弘君
山本　富雄君　村上　正邦君
岩本　政光君　山東　昭子君
大鷹　淑子君　坂野　重信君
岡田　広君　長田　裕二君
初村滝一郎君　中西　一郎君
平井　卓志君　林田悠紀夫君
中村　太郎君　斎藤栄三郎君
後藤　正夫君　森山　眞弓君
櫻井　規順君　喜岡　淳君
西野　康雄君　山田　健一君
翫　正敏君　紀平　悌子君
種田　誠君　岩本　久人君
肥田美代子君　北村　哲男君
前畑　幸子君　西岡瑠璃子君
三上　隆雄君　小林　正君
堂本　暁子君　堀　利和君
谷本　巍君　会田　長栄君
清水　澄子君　三石　久江君
野別　隆俊君　庄司　中君
栗村　和夫君　菅野　壽君
細谷　昭雄君　千葉　景子君
一井　淳治君　田渕　勲二君
渡辺　四郎君　及川　一夫君
山口　哲夫君　山本　正和君
久保田真苗君　上野　雄文君
佐藤　三吾君　菅野　久光君
鈴木　和美君　大森　昭君
松前　達郎君　穐山　篤君
青木　薪次君　対馬　孝且君
赤桐　操君　野田　哲君
安恒　良一君　福間　知之君
粕谷　照美君　本岡　昭次君
八百板　正君　村田　誠醇君
谷畑　孝君　古川太三郎君
星川　保松君　高崎　裕子君
角田　義一君　吉田　達男君

日下部禮代子君　磯村　修君
林　紀子君　吉川　春子君
森　暢子君　深田　肇君
國弘　正雄君　新坂　一雄君
近藤　忠孝君　諫山　博君
篠崎　年子君　大渕　絹子君
渕上　貞雄君　竹村　泰子君
井上　哲夫君　高井　和伸君
神谷信之助君　沓脱タケ子君
小川　仁一君　梶原　敬義君
糸久八重子君　稲村　稔夫君
粟森　喬君　池田　治君
山中　郁子君　橋本　敦君
村沢　牧君　久保　亘君
浜本　万三君　矢田部　理君
笹野　貞子君　乾　晴美君
吉岡　吉典君　市川　正一君
小山　一平君　田　英夫君
安永　英雄君　瀬谷　英行君
山田耕三郎君　中村　鋭一君
立木　洋君　小笠原貞子君
上田耕一郎君

国務大臣

内閣総理大臣　海部　俊樹君
法務大臣　後藤　正夫君
大蔵大臣　橋本龍太郎君
文部大臣　石橋　一弥君
厚生大臣　戸井田三郎君
農林水産大臣　鹿野　道彦君
自治大臣　渡部　恒三君
国務大臣（総務庁長官）　水野　清君

議長の報告事項

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
細谷　昭雄君　角田　義一君

農林水産委員

辞任　補欠
角田　義一君　細谷　昭雄君

決算委員

辞任　補欠
西田　吉宏君　野村　五男君
沓掛　哲男君　鹿熊　安正君
鎌田　要人君　石川　弘君
角田　義一君　喜岡　淳君

議院運営委員

辞任　補欠
鹿熊　安正君　沓掛　哲男君
石川　弘君　鎌田　要人君
喜岡　淳君　角田　義一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任　補欠
古川太三郎君　中村　鋭一君

選挙制度に関する特別委員

辞任　補欠
吉田　達男君　福間　知之君
池田　治君　笹野　貞子君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠
中村　鋭一君　古川太三郎君

土地問題等に関する特別委員

辞任　補欠
西田　吉宏君　田村　秀昭君
坂野　重信君　須藤良太郎君
小川　仁一君　本岡　昭次君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活に関する調査会

理事　木宮　和彦君（小野清子君の補欠）

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書（第百十四回国会提出）

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

貨物自動車運送事業法案
土地基本法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

貨物運送取扱事業法案
国土利用計画法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書
災害対策特別委員会請願審査報告書（第一号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

貨物運送取扱事業法
公職選挙法の一部を改正する法律
国土利用計画法の一部を改正する法律

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
後藤　正夫君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　片山虎之助君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

地方行政委員

辞任　補欠
斎藤米三郎君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　吉川　芳男君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
高木　正明君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　藤田　雄山君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
井上　章平君　森山　眞弓君

大蔵委員
辞任　吉川　芳男君　補欠　西田　吉宏君
文教委員
辞任　森山　眞弓君　補欠　井上　章平君
笹野　貞子君　新坂　一雄君
勝木　健司君　足立　良平君
社会労働委員
辞任　西田　吉宏君　補欠　吉川　芳男君
沓脱タケ子君　林　紀子君
乾　晴美君　粟森　喬君
農林水産委員
辞任　林　紀子君　補欠　沓脱タケ子君
運輸委員
辞任　粟森　喬君　補欠　乾　晴美君
通信委員
辞任　足立　良平君　補欠　勝木　健司君
建設委員
辞任　新坂　一雄君　補欠　笹野　貞子君
予算委員
辞任　片山虎之助君　補欠　斎藤　十朗君
議院運営委員
辞任　藤田　雄山君　補欠　山本　富雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員
辞任　本岡　昭次君　補欠　小川　仁一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（与謝野馨君外四名提出）（衆第一〇号）

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

貨物自動車運送事業法案
土地基本法案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第七八号）審査報告書
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六九号）審査報告書
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第七〇号）審査報告書
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六七号）審査報告書
平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆第六号）審査報告書
前払式証票の規制等に関する法律案（閣法第二号）審査報告書
私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六八号）審査報告書
教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第四九号）審査報告書
民事保全法案（第百十四回国会閣法第四〇号）審査報告書
国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六六号）審査報告書
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案（第百十四回国会閣法第七七号）審査報告書
原子爆弾被爆者等援護法案（参第一三号）審査報告書
地方行政委員会請願審査報告書（第一号）
外務委員会請願審査報告書（第一号）
文教委員会請願審査報告書（第一号）
社会労働委員会請願審査報告書（第一号）
農林水産委員会請願審査報告書（第一号）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

貨物自動車運送事業法
土地基本法
へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十三年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況の報告を受領した。

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　片山虎之助君　補欠　後藤　正夫君
地方行政委員
辞任　藤田　雄山君　補欠　高木　正明君
森山　眞弓君　井上　章平君
吉川　芳男君　斎藤栄三郎君
大蔵委員
辞任　西田　吉宏君　補欠　吉川　芳男君
文教委員
辞任　井上　章平君　補欠　森山　眞弓君
新坂　一雄君　笹野　貞子君
足立　良平君　小西　博行君
社会労働委員
辞任　吉川　芳男君　補欠　西田　吉宏君
林　紀子君　沓脱タケ子君
粟森　喬君　乾　晴美君
小西　博行君　勝木　健司君
農林水産委員
辞任　沓脱タケ子君　補欠　林　紀子君
運輸委員
辞任　乾　晴美君　補欠　粟森　喬君

通信委員
辞任　補欠
勝木　健司君　足立　良平君
建設委員
辞任　補欠
笹野　貞子君　新坂　一雄君
予算委員
辞任　補欠
斎藤　十朗君　片山虎之助君
決算委員
辞任　補欠
石川　弘君　鎌田　要人君
鹿熊　安正君　沓掛　哲男君
野村　五男君　西田　吉宏君
議院運営委員
辞任　補欠
鎌田　要人君　石川　弘君
沓掛　哲男君　鹿熊　安正君
山本　富雄君　藤田　雄山君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員
辞任　補欠
須藤良太郎君　坂野　重信君
田村　秀昭君　西田　吉宏君

本日次の本院提出案を衆議院に送付した。

原子爆弾被爆者等援護法案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
前払式証票の規制等に関する法律案
私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律案
民事保全法案
国民年金法等の一部を改正する法律案
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査要求書が提出された。

内閣委員会
一、行政情報の公開に関する法律案（参第一二号）
外務委員会
一、国際開発協力基本法案（参第五号）
社会労働委員会
一、育児休業法案（参第一一号）
決算委員会
一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書
一、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査要求書が提出された。

内閣委員会
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、国の防衛に関する調査
地方行政委員会
一、地方行政の改革に関する調査
法務委員会
一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会
一、国際情勢等に関する調査
大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査
一、労働問題に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査
通信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
建設委員会
一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
科学技術特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会
一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
土地問題等に関する特別委員会
一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査
外交・総合安全保障に関する調査会
一、外交・総合安全保障に関する調査
国民生活に関する調査会
一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会
一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日議員から次の質問主意書が提出された。

ピーチクレスト90と沖縄の空の安全に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定に関する質問主意書（吉岡吉典君提出）

本日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員瀬谷英行君提出千九百八十三年九月一日のサハリン上空における大韓航空〇〇七便遭難事件並びに千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近における大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する質問に対する答弁書

本日議院において採択した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する請願」外百八十六件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院は事務総長に佐伯英明君を選挙した旨通知した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律

前払式証票の規制等に関する法律

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

民事保全法

国民年金法等の一部を改正する法律

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

本日本院は、次の件を是認しないと議決した旨内閣に通知した。

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、行政情報の公開に関する法律案（参第一二号）

二、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

三、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（参第五号）

二、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案（参第一一号）

二、社会保障制度等に関する調査

三、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

決算委員会

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

二、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件

地方行政委員会
一、地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百八回国会閣法第八五号）
二、留置施設法案（内閣提出、第百八回国会閣法第九八号）
三、地方自治に関する件
四、地方財政に関する件
五、警察に関する件
六、消防に関する件
法務委員会
一、刑事施設法案（内閣提出、第百八回国会閣法第九六号）
二、刑事施設法施行法案（内閣提出、第百八回国会閣法第九七号）
三、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（坂上富男君外三名提出、第百十二回国会衆法第四号）
四、裁判所の司法行政に関する件
五、法務行政及び検察行政に関する件
六、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会
一、国際開発協力基本法案（川崎寛治君外十四名提出、第百十四回国会衆法第九号）
二、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件
四、金融に関する件
五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会
一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第百十二回国会閣法第五三号）
二、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（沢藤礼次郎君外一名提出、第百九回国会衆法第三号）
三、学校教育法の一部を改正する法律案（佐藤徳雄君外一名提出、第百九回国会衆法第四号）
四、学校教育法等の一部を改正する法律案（中西績介君外一名提出、第百九回国会衆法第五号）
五、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（中西績介君外一名提出、第百九回国会衆法第六号）
六、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外一名提出、第百九回国会衆法第七号）
七、文教行政の基本施策に関する件
八、学校教育に関する件
九、社会教育に関する件
一〇、体育に関する件
一一、学術研究及び宗教に関する件
一二、国際文化交流に関する件
一三、文化財保護に関する件
社会労働委員会
一、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案（稲垣実男君外一名提出、第百七回国会衆法第七号）
二、雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一君外六名提出、第百八回国会衆法第八号）
三、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案（永井孝信君外六名提出、第百八回国会衆法第一〇号）
四、厚生関係の基本施策に関する件
五、労働関係の基本施策に関する件
六、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
農林水産委員会
一、本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案（石橋大吉君外十五名提出、第百八回国会衆法第一号）
二、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案（田中恒利君外四名提出、第百十三回国会衆法第四号）
三、農林水産業の振興に関する件
四、農林水産物に関する件
五、農林水産業団体に関する件
六、農林水産金融に関する件
七、農林漁業災害補償制度に関する件
商工委員会
一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案（二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆法第一八号）
二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆法第一九号）
三、通商産業の基本施策に関する件
四、中小企業に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許及び工業技術に関する件
七、経済の計画及び総合調整に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
運輸委員会
一、海上保安庁の留置施設に関する法律案（内閣提出、第百八回国会閣法第九九号）
二、都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案（戸田菊雄君外五名提出、第百十二回国会衆法第九号）
三、陸運に関する件

四、海運に関する件
五、航空に関する件
六、港湾に関する件
七、海上保安に関する件
八、観光に関する件
九、気象に関する件

逓信委員会
一、逓信行政に関する件
二、郵政事業に関する件
三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会
一、中水道の整備の促進に関する法律案（伏木和雄君外二名提出、第百七回国会衆法第五号）
二、住宅基本法案（古川雅司君外二名提出、衆法第五号）
三、建設行政の基本施策に関する件
四、都市計画に関する件
五、河川に関する件
六、道路に関する件
七、住宅に関する件
八、建築に関する件
九、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会
一、海洋開発基本法案（貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆法第一六号）
二、海洋開発委員会設置法案（貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆法第一七号）
三、科学技術振興の基本施策に関する件
四、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
五、宇宙開発に関する件
六、海洋開発に関する件
七、生命科学に関する件
八、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会
一、水俣病問題総合調査法案（馬場昇君外二名提出、第百九回国会衆法第二号）
二、環境保全の基本施策に関する件
三、公害の防止に関する件
四、自然環境の保護及び整備に関する件
五、快適環境の創造に関する件
六、公害健康被害救済に関する件
七、公害紛争の処理に関する件

予算委員会
一、予算の実施状況に関する件

決算委員会
一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算
　昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算
　昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書
　昭和六十二年度政府関係機関決算書
二、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、歳入歳出の実況に関する件
五、国有財産の増減及び現況に関する件
六、政府関係機関の経理に関する件
七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会
一、国会法等改正に関する件
二、議長よりの諮問事項
三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会
一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（安倍晋太郎君外七名提出、第百十四回国会衆法第五号）
二、政治資金規正法の一部を改正する法律案（長田武士君外二名提出、衆法第一号）
三、政治資金規正法の一部を改正する法律案（松本善明君外二名提出、衆法第二号）
四、政治資金規正法の一部を改正する法律案（山花貞夫君外一名提出、衆法第九号）
五、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会
一、石炭対策に関する件

物価問題等に関する特別委員会
一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会
一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件

安全保障特別委員会
一、国の安全保障に関する件

土地問題等に関する特別委員会
一、土地問題及び国土の利用に関する件

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

社会労働委員会
消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（与謝野馨君外四名提出、衆法第一〇号）

本日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和六十三年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

本日議長は、スタニスラフ・ククラール・チェッコスロヴァキア社会主義共和国連邦議会議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

千九百八十三年九月一日のサハリン上空における大韓航空〇〇七便遭難事件並びに千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近における大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成元年十一月二十二日

瀬谷　英行

参議院議長　土屋　義彦殿

千九百八十三年九月一日のサハリン上空における大韓航空〇〇七便遭難事件並びに千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近における大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する質問主意書

本年十月の衆議院予算委員会における政府委員の答弁によれば、タイ、ビルマ付近における大韓航空機爆破事件は、北朝鮮による組織的テロ行為によるものとの判断を下している。機体も乗員乗客の遺体遺品も一切不明のまま、逮捕された一女性の自供と称するものだけで、一国の組織的犯罪行為と断定することに無理がないのか、また政府委員の答弁に果たして誤りがないかどうか、多くの疑問が尽きない。

よって、真相解明の一助として千九百八十三年九月一日のサハリンにおける大韓航空〇〇七便遭難事件とともに次の諸点を明らかにされたい。

一　千九百八十三年九月一日の大韓航空〇〇七便遭難事件について

(一)　千九百八十九年八月二日(現地時間)、ワシントンのアメリカ連邦地裁は、本件の犠牲者遺族が大韓航空を訴えていた事件に関し、損害賠償の支払いを会社側に命ずる評決を下したと聞くが、その要旨はいかなる内容か。日本文で明らかにされたい。

(二)　右評決の内容については、日本政府は、どのように評価するのか。それを妥当と認めるのか。

(三)　本件についてのＩＣＡＯ報告を再検討する必要があるとの考えはないのか。

二　千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近で行方不明となった大韓航空機事件について

(一)　機体の捜索は完全に打ち切られたのか。それとも継続して行われているのか。

(二)　北朝鮮による組織的テロ行為と断定する根拠は、この飛行機爆破の犯人とされている「金賢姫」の自供だけなのか。

(三)　日本側による「金賢姫」に対する事情聴取又は旅券法違反等の取調べが行われたことはあるのか。

(四)　日本における今日までの捜査活動によって、「金賢姫」の自供を裏づける何らかの事実(恩恵と称する日本人教育係の身辺等)を発見することはできたのか。

(五)　不特定の日本人が北朝鮮側によってら致連行され、「金賢姫」自供のような任務についているとの事例及びその確証は存在するのか。

右質問する。

平成元年十二月十五日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員瀬谷英行君提出千九百八十三年九月一日のサハリン上空における大韓航空〇〇七便遭難事件並びに千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近における大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出千九百八十三年九月一日のサハリン上空における大韓航空〇〇七便遭難事件並びに千九百八十七年十一月二十九日のタイ、ビルマ付近における大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する答弁書

一の(一)及び(二)について

御指摘の大韓航空機〇〇七便事件に係る損害賠償請求訴訟事件は、外国の裁判所に現に係属中の事件であるから、政府として、右について言及することは差し控えたい。

一の(三)について

事故原因究明に必要なボイスレコーダー等機体の重要な部分がすべていまだに発見されていない状況では、国際的な中立的機関である国際民間航空機関(ＩＣＡＯ)調査報告が依然として最も信頼し得る報告であると考える。その後、米国等事件関係国からＩＣＡＯに対し新たな事実又は証拠等の発見についての報告がなされていないので、ＩＣＡＯとしても再検討の予定はないと承知している。

二の(一)について

御指摘の大韓航空機の機体の捜索は、完全に打ち切られたわけではないと承知している。

二の(二)について

政府としては、昭和六十三年一月二十六日の内閣官房長官談話等で明らかにしたとおり、大韓航空機八五八便事件について、その真相究明のため韓国を始め関係各国政府と緊密な協力を行うとともに、情報の収集に努めてきた結果、本事件は、北朝鮮の組織的テロ行為によるものであると確信するに至ったものである。

二の(三)について

昭和六十三年一月、外務省担当官が訪韓し、金賢姫と面会しており、また、同年二月、警察庁係官が訪韓し、李恩恵の人定事項や日本旅券の偽造経緯等に関して韓国当局と情報交換を行い、その際に韓国当局の行う金賢姫に対する事情聴取に立ち会い、金賢姫とも面会した。

二の(四)について

これまでの日本における捜査により、大韓航空機八五八便事件の際に金賢姫と行動を共にし

ていた男性が所持していた蜂谷真一名義の旅券は、偽造であり、この偽造には北朝鮮工作員が関与していたこと、金賢姫が幼少時に韓国代表団に花束を渡した際に撮られたものであると供述している写真につき、同写真に写っている少女は金賢姫と同一性が認められ、朝鮮総聯が主張する鄭姫善なる者とは同一性が認められないことが、明らかになっている。

なお、李恩恵の身元については、現在もなお調査中である。

二の(四)について

日本人が北朝鮮によって拉致された事案としては、昭和五十二年に石川県警察が検挙した「宇出津事件」の例があり、同事件においては北朝鮮の指令を受けた在日朝鮮人が都内居住の日本人男性を拉致したことが明らかになっている。また、昭和五十三年七月から八月にかけて福井、新潟、鹿児島、富山の各県で連続して発生したいわゆるアベック行方不明事案及びアベック監禁致傷事件も北朝鮮による拉致又は拉致未遂事件の疑いが濃い。

他方、昭和五十二年に警視庁が検挙した「豊島事件」においては、検挙された北朝鮮スパイが、日本潜入前に北朝鮮のスパイ養成所において日本人から日本語教育を受けたと自供している。しかし、この日本人が拉致された日本人か否かの確証はない。

なお、李恩恵に関する金賢姫の供述についてもその信憑性は極めて高いと認められ、李恩恵が日本から拉致された日本人であることは間違いないと考えられるが、その身元については現在もなお調査中である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成元年十二月十五日　参議院会議録第十三号

発行所
〒一〇五　東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03(587)
4302
定価
本号一部
四五二円
(税一一円を含む)